資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第155号から第197号までに掲載された「千一問」の質問（Q）とそれに対する回答（A）を日本語訳し、掲載順に配列したものである。

- Q.xxx（yyy-zz）：xは編集の過程で付けた通し番号、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。書誌情報は号ごとに付した。
- 訳文中の（ ）は原文に現れる表現、[ ]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。
- 回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳（井筒俊彦訳『コーラン（上中下）』岩波文庫、1957）の該当部分を示した。
- マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみに記し、２回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした（一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く）。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り（五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号）。

- アウラ[露出してはいけない身体の部分、570]
- イジュティハード[イスラム学者による解釈行為、579]
- イバーダート[信仰行為、584]
- カウル[先人たちの見解、582]
- ザカート[喜捨、579]
- サダカ[自発的な喜捨や慈善行為、581]
- シャイターン[悪魔、588]
- ズィクル[アッラーの御名の念唱、592]
- スンナ[ムハンマドの言行に由来する慣例、576]
- タクリード[信徒がウラマーの見解に従うこと、592]
- ハラム[宗教上の禁止事項、569]
- ハラル[宗教上許された事項、587]
- ビスミッラー[「慈悲深く慈愛あまねき神の御名に於いて」というアラビア語の定型句、591]
- ファトワ[イスラム法に基づく法学裁定、575]
- フィドヤ[宗教的義務を行わなかった代わりの償い、592]
- マズハブ[法学派、585]
- ムジュタヒド[自らの知識で法的判断する資格を持つ者、592]

第155号 ［*Qalam* 1963.6: 26-28］

Q567（155-01）

医師免許を取るために、医学の研究を目的として死者の解剖を行うことは法的にどうなりますか。

A.567

入門教育の一環で、加えて医学を研究する上で重要な基礎となるのが身体の解剖を研究することである（これはタシュリーフ学、あるいは解剖学と呼ばれる）。なぜなら、身体の解剖（タシュリーフ）に関して十分な知識と経験を、理論または実践の何れにおいても持ち、体内の臓器の状況とその部位、そして身体のつながりと配置などについて知っていなければ、医師は身体に治療を施し、様々な病気を治すことができないからである。上述のことは全て、病人を治療し病気を治すために医師となろうとする全ての者が学ぶべき事柄である。なぜなら病人を治療し薬を投与することは、アッラーによって義務付けられた事項の一つだからだ。それに対し誰も異議を唱えたり、例えば「昔もドクターや医師はいたが、なぜ彼らは解剖を行わずに治療を行えたのだろうか」などと主張したりする必要はない。なぜなら、昔の人々は古い方法で治療を行っており、それも身体の表面に表れる病気に対して行ったに過ぎないからだ。

一方、今日の医療は様々な病気を網羅し、特に現在は保健分野の知識がますます増え、その他にもあらゆる道具や施設もますます増えている。先ほど説明した通り、解剖が義務であるならば、医学を学び、実践することが義務であるという根拠に基づき、解剖の任務や仕事は信徒のある集団が負う義務の一つとなっている。なぜなら法源学の原則では、イスラム法が何らかの勤めを義務付ける場合、その勤めを完遂するにあたって必要なあらゆる事柄もまた義務に含まれると言われているからだ。例えば、礼拝は一つの義務であることから、身を清めることもまた共に義務となる。なぜなら、礼拝の勤めは身の清めなしに完遂できないからである。よって、「医学を研究し、それ

を行うことは義務である」と判断する道がある場合、自ずと「解剖学を研究し、それを実践的に行うことは義務となる」ということが付随する。これが学問的研究の分野と臨床の場で解剖が行われることを容認する根拠あるいは解説である。加えて、これは医学や医療の知識を深めることを人に義務付ける根拠にもなり得る。

別の目的のために行う解剖は、例えば死因を知るため、また死因に関連する事柄を調査するため、また殺人罪が犯されたことを断定する証拠を探すため、あるいは殺人の咎を受けた者を否定できる証拠を探すために行うのであれば、解剖を行っても支障はない。とりわけもし解剖を行うことが、殺人事件を解決するため、あるいは無実の人々が虐げられることなく、罪人が刑を逃れることのないよう、公明正大に刑を下すための証拠を探すための根幹となるならば支障はない。

Q.568（155-02）

治療を目的に、死亡した人の臓器を生きている人に移植することは法的にどうなりますか。つまり死亡した人の角膜を、生きている人の目にはりつけるために移植することはイスラム法に照らすとどうなりますか。

A.568

遺体を傷つけることは生きている者を傷つけるのと同じである。もし死者（遺体）の臓器を取り出したならば、それは遺体を傷つけることになり、また遺族（の感情）を傷つけることもある。生きてはいるが視力を失った者は、臓器の一部を取り出された死者の損失と比べてより大きな損失を被っている。なぜなら死者の臓器は、もし遺体と共に放置すれば腐敗し、誰もそれを使えなくなるからだ。だがその臓器を生きている者に移植すれば、生きている者がそれを使うことができ、そしてそれはいずれ公に奉仕することができるかもしれないのだ。

またこれは、死者の臓器を取り出すことは死者を傷つけない（損なわない）という意味ではない。しかしそれを軽く傷つけることは、より大きな損害を防ぐためと捉えることができる。なぜなら、生きている者の方がより重視されることに疑いの余地はないからだ。よって死者の臓器を生きている者に移植することはより良きことである。なぜなら、臓器提供者となる者たちは皆、彼らが創造されたのは己のためだけでなく、社会のためでもあると感じているからだ。もしその者が自分の臓器の一部を提供することを許したならば、たとえそれが死んだ後に他人のために使われようと、その利益と使い道がいつまでも続くのである。よって支障はないのである。

宗教はこれに関していかなる条件とも結びつけていないが、死者を非難することは禁じている。移植のことに関しては、いかなる悪事も生じないよう、まず遺族の許可を求めなければならない。

第157号［*Qalam* 1963.8: 5-6］

Q.569（157-01）

⑴預言者ムハンマドの映画を制作し、大衆にそれを上映することを禁じるイスラムのヒクマ［神の英知］は何ですか。⑵集団礼拝の際に耳の聞こえない人がイマームとなった場合、その礼拝は有効でしょうか。⑶アブー・ジャフル（預言者ムハンマドの時代における、イスラムの敵対者の長）は預言者ムハンマドの叔父であったというのは本当ですか。

A.569

⑴一般的に、映画を制作し、それを大衆に上映することは、元来演じている人々または起こっている出来事を撮影することから始まった。よって既にこの世にいない我らが崇敬する預言者ムハンマド本人を撮影することは人間にとって不可能である。またもし預言者ムハンマドのような偉人の役を演じる勇気がある者がいるとすれば、その者は嘘をついていることになる。いつ彼は預言者ムハンマドの顔や本人を見たのだろうか。そしてあの方のモデルあるいは姿を、彼はどのように正確に表現するのだろうか。正確に真似るという意味で、預言者ムハンマドの性格、顔の形、身体、振る舞い、そして声及び言葉を本当に正確に演じることができる者は、実のところ今も昔も誰一人としていない。もし演じようとするならば、それは単にその者の脳裏をよぎった幻想に基づいているに過ぎない。よって先ほど述べた特徴の役を幻想に基づき演じる、つまり正確に真似ることができない時、それは実在しないものを作り上げることを意味し、そしてこれは預言者ムハンマドに対し嘘をつくことになる。預言者ムハンマドは恐れもせず嘘をつく者に対して、そのような者には地獄の業火の中に居所が用意されていると警告している。その言葉は、「私に対し嘘をつく者は誰でも、地獄の業火の中に自ら居所を用意することになる」と記されている。

ウラマーらは撮影すること、描くこと、あるいは彫ることの何れを以てしても、使徒たちや預言者たちを表現することは法的にハラム［宗教上の禁止事項］であるという判断に合意している。加えて、一部の高名な預言者ムハンマドの教友たち、例えばサイイーディナ・アブー・バクル、ウマル、ウスマーン、そしてアリーといった教友らを表現することについても、ウラマーらはそれをハラムとすることに合意している。預言者ムハンマドに対して嘘をつくことの他に、預言者ムハンマドの映画を制作することは宗教に対する侮辱につながる可能性もある。そして宗教に対する侮辱へとつながる事柄がある時、それは不信仰につながる可能性もある。よって全てのムスリムはそれに異議を唱え、否定する義務がある。もし注意を怠ったならば、それの事実を知っているイスラム教徒全体がその罪を負うことになる。

⑵ただ耳が聞こえないだけの（口は利ける）人がイマームとなって行う集団礼拝は、始まりから終わりまで礼拝を完遂する上で求められる条件や原則を満たしているならば、法的に有効である。

⑶アブー・ジャフルは確かに預言者ムハンマドの時代におけるイスラムの敵対者の長の一人であり、彼はヒジュラ［聖遷］から２年後、バダルの闘いで殺された。彼は預言者ムハンマドの叔父ではない。同じようにイスラムの敵対者となった預言者ムハンマドの叔父とは、アブド・アル＝ウッザー・ビン・アブド・アル＝ムッタリブという名で、「アブー・ラハブ」と呼ばれている人物である。

■第158号［*Qalam* 1963.9: 9-10］

Q.570（158－01）

時々仕事に疲れて、楽しむために観光をしたいと思う人が、例えば海辺でピクニックをして、西欧人が普段着る水着を着て海水浴をして、そして男女の交流をしています。こうした楽しみ方はイスラムにおいて法的にどうなりますか。

A.570

仕事の後で海辺の空気を味わう、あるいは海水浴により観光を楽しむことは、それがアウラ［露出してはいけない身体の部分］を人前にさらす、マナーに欠けることを行う、あるいは誹謗中傷を引き起こす、あるいは男女が交流するといった違反行為をもたらさない限りにおいて、根本的には法的に許されており、何も支障はない。もし観光や海水浴が違反行為を伴っている場合、たとえそれが、観光をして楽しんだ後に再び頭をはつらつとさせ、また熱心に働く力を取り戻すことができるという大きな利点を伴っていたとしても、イスラム法で禁止されており、法的にハラムである。これは、「利益をもたらす事柄を引き寄せることより、災いをもたらす事柄を防ぐことを優先すべきである」という宗教原理に基づいたものである。なぜなら、全ての違反行為は危険が伴い、災いを孕んでいるからである。

Q.571（158－02）

クバヤ［マレー女性の伝統衣装］コンテスト、美人コンテストなどを催す一部の人々の行為はイスラムにおいて法的にどうなりますか。また空港や港での外国人たちへの歓迎、つまり我が国に来た外国人観光客たちの気を惹くために、我が女性たちが彼らに対する敬意の表明として首に花飾りをかけることは法的にどうなりますか。

A.571

そのような美人コンテストを催すこと、またそのような形の歓迎に対し、イスラムはその良さを一切認めていない。なぜなら、それは大きな災いを孕んでいるだけでなく、良き礼儀にも反しているからだ。なんと良くないことだろうか。なぜならそれは隠すべき身体を人前にさらすだけでなく、女性たちにとって最良の飾りとなっている恥じらいの心を失うことになるからだ。預言者ムハンマドは恥じらいのない人々に対し、「もしあなたに恥じらいの心がないならば、好き勝手に行いなさい」という文言により、歯止めがきかない人間になると警告している。

これこそが、制限なく自由に、それどころか一部の特定の集団によって奨励されて、イスラムの教えに全く反する西欧由来の進歩が模倣され、輸入された姿である。イスラム教がこの世に誕生したことに感謝すべきである。なぜなら、その教えによって女性たちに名誉ある地位が与えられ、その規定によって彼女たちが守られているからだ。女性たちに身体をさらさせ、また欲望の玩具にさせて昔のジャーヒリーヤ時代［イスラム以前の無明時代］におけるような地位に彼女らを戻すためにイスラム教は誕生したのではない。

Q.572（158－03）

私は婦人服を作っている者です。私の作る一部の

服のファッションは、女性が着るとすごく魅惑的なものになります。それは素材が珍しい布から出来ているからだけでなく、着る人の身体の一部を見せるものだからです。イスラムの観点から、私がそうした服を作ることは法的にどうなりますか。

A.572

そうしたファッションであろうとなかろうと、一般的に婦人服を作ることは法的に許される。しかしこれは、その着用が許される状況下でその服を着る場合に限られることに注意すべきである。例えば家で着る、あるいは二人きりの時に夫に見せるために着るといった場合である。しかし、もし非近親者の男性に見せ、彼らを魅惑するために意図的にそれが着られたとすれば、それが家であろうと家の外であろうと、そうした服はハラムとなる。そしてそれを作った者は、もし違反行為のために使用されるためにそれを意図的に作ったのだとしたら、その者も罪を負う。

Q.573（158-04）

私は競馬のファンで、しばしばそれを観戦していますが、時折私はレースの賭けに参加しています。後に私は、私のそうした行為はハラムであることを一部の友人から聞きました。その友人の言葉はイスラム法に照らして正しいでしょうか。

A.573

そこで賭けが行われていなければ、競馬はイスラムにおいて法的に許される。またレースで優勝した騎手は、それが賭け事から出されたものでなければ、賞品を受け取ることが許される。あなたの競馬を観戦するという行為は許されるが、賭けに参加することはハラムである。なぜなら、その行為はギャンブルと呼ばれるものだからだ。

第160号 ［*Qalam* 1963.11: 26-28］

Q.574（160-01）

政治問題でイスラム教徒が異教徒と連帯することは、法的にどうなりますか。もし現行の法に異存はないとしたら、現代において法制度を守ることは全てのイスラム教徒にとって義務となりますか。イスラムの立場からは法的にいかがでしょうか。

A.574

あなたの質問に関連する事柄については、イスラム教徒の法的判断の根幹となる最も崇高なるコーランを調べるよう勧める。我が国には、海外から輸入した、あるいは国内で出版され、聖典の意味内容を分析した、アラビア語あるいはマレー語で書かれた注釈書が数多くある。また何らかの問題を書物で調べるにあたっては、指南を受けて行う方がより望ましいだろう。よってこの件と関して、とりわけあなたの質問に答えるにあたり、我々はこのコラムであなたの質問と関連のある節の注釈を提示する。以下は、アル=ウスタズ・アフマド・ソンハジ・モハマドの編著『タフシール・アル=クルアーン』第四部（59から64ページ）の全文引用である。

信徒は、（自分たち）信徒をさしおいて不信仰者を指導者として選んではならない。そうする者があれば、その者は全くアッラーの宗教には無縁の者となるだろう。但し、彼らから何らかの恐れがある場合は別である。「アッラーはご自身を恐れるよう、汝らを諭し給う。最後に帰り着く先はアッラーなのだ」（「イムラーン一家」第28節）[1]。

その解釈は次の通りである。アッラーはその使徒ムハンマドと信徒たちに、アッラーを完全に頼るよう、そして何人にも御心のままに与え、または取り上げる絶対的な力を手にしているのは唯一アッラーであることを認めるよう警告し給うた後、つづく節では、アッラー以外のものに運命を委ねた者は過ちを犯しており、己の高慢さに騙されているのだと説き給うた。多くの歴史学者は、イスラムに入信した一部の者は、異教徒たちの高貴さと力を見てそれに騙され、そして彼らを尊敬する指導者に任命したと述べている。これは奇妙なことではない。なぜなら、それが人間の性だからだ。

イブン・アッバースは次のように伝えている。ユダヤ教徒であるハッジャージ・ビン・アムルーとイブン・アビー・アル=ハキーク、そしてカイース・ビン・ザイドは、宗教上のことでイスラム教徒を中傷するため、一部のアンサール［メッカからの移住者を受け入れたメディナのムスリム］の人々と秘密裏につき合っていた。そこで三人の教友たち、すなわちリファーアー・ビン・ムンディルとアブドゥッラー・ビン・ズバイル、そしてサイード・ビン・ハスマーが前に出て、アンサールの人々に「その者らを避けなさい！」と忠告した。しかし彼らはそれに従おうとせず、それどころか彼らと隠れてつき合っていた。そこでアッラーは

1）「しかしアッラーは、一番こわいのは何といっても（アッラー）ご自身だと汝らをお諭しになっておられる。最後に（汝らが）行きつく先はアッラーなのだぞ」（『コーラン（上）』p.77）。

次の節を下し給うた。「信徒は、（自分たち）信徒をさしおいて不信仰者を指導者として選んではならない」。

つまり、信徒たちは、異教徒が彼らの親族、友人、あるいは隣人であるがゆえに、または友人関係や付き合いに関わる事を理由に、異教徒を彼らの長あるいは指導者にすることを禁じられている。むしろ、イスラム教とその信徒にとって有益となり得る人々を優先しなければならない。

しかし、もし彼らを指導者とし、協力することがイスラム教徒の利益に基づくものならば、それは禁じられていない。なぜなら預言者ムハンマド自身、フザーア族が多神教徒であったにもかかわらず、彼らに忠誠を誓って（関係を持って）いたからである。同様に、良き交際や世俗の事柄において非イスラム教徒と信頼関係を持つことも禁じられていない。

「そうする者があれば、その者は全くアッラーの宗教には無縁の者となるだろう」。すなわち、自分たち信者をさしおいて異教徒を指導者として任命し、宗教の利益の損失を引き起こす者は、その試みが宗教上容認されると見なすことはできず、その者に従ってはならず、その者を宗教の支持者と見なすことはできない。その者と神との間の信仰の糸はもはや切れ、不信仰者の一員と見なされる。なぜなら、別の節の中でアッラーは次のように仰せになっているからだ。「汝らの中で彼らを主君と見なす者は誰であれ、まことにその者は彼らの一員である」。

そしてアッラーはつづけて以下のように仰せになった。「ただし、彼らから何らかの恐れがある場合は別である」。この意味は、異教徒を信徒の主君にすること、あるいは彼らと秘密裏につき合うこと、あるいは彼らと親しくすることは、いかなる事態や状況下においても、法的に一切それを退ける、あるいは避けるべきであるが、例えば何かを恐れる時は別であるということだ。（『*Tafsir al-Khāzin*』によると）信徒は異教徒を主君とすること、あるいは彼らと親しくすること、あるいは彼らに信頼をおく（秘密裏につき合う）ことは禁じられているが、明らかに異教徒の数の方が多く、より力を持っており、それに対して信徒の数が少なく、彼らが異教徒の間にいる場合は別である。上記の信徒たちは彼らと親しくすることが許されるが、それは身を守るための口先だけの関係に限られ、心は信仰心により変わらず平穏でなければならない。それによって禁じられた血を流すことを許す、あるいは管理することが禁じられた財産を取る、または宗教によって禁じられたあらゆる類いの禁止事項を行う、あるいは信者のアウラを異教徒にさらすという行為に至らない限りにおいてである。

ここでの恐れとは一般的な恐れではなく、殺されることへの恐れであり、それが良き（編集部注：正しい）目的を伴っている場合である。アル=マラギーはこの節を次のように注釈している。信徒が異教徒の任命を退けることは全ての状況において義務となるが、何か恐れることがある場合は別である。その時はその恐れの度合いに応じて、できる限り用心することができる。なぜなら、イスラム法の原理として次のように定められているからだ。「利益をもたらす事柄を引き寄せることより、災いをもたらす事柄を防ぐことを優先すべきである」。こうした理由から、もし不利益を恐れて彼らを任命することが許される場合は、それがさらにイスラム教徒に利益をもたらすという理由によることがとても重要である。

よって、災いを防ぐためであろうと利益を引き寄せるためであろうと、重要なことに見返りがあるならば、イスラム政府が非イスラム政府と同盟を結ぶことに支障はない。但し、もしイスラム教徒に不利益をもたらす場合、その任命を行ってはならない。そうした任命は、イスラム教徒の状況が弱い時に限られたものではなく、いかなる時も許されうる。ウラマーらはこの節から、恐れることが許されるのは、例えば命、名誉、そして財産の喪失につながる敵の危害を防ぐ目的で、真実（権利）に反することを語ったり、行ったりする者であると推測している。もしその者が殺されることを防がざるを得ないゆえに不信仰な言葉を吐き、一方で心は信仰心により平穏であったならば、その者は不信仰者とはならず、むしろ許される。これはアムマール・ビン・ヤーシルの身に起きた通りである。彼はメッカのクライシュ族に不信仰者となるよう強制され、彼はそうせざるを得なかったが、心は信仰心に満ちていた。この事は、来るべき非常事態があるゆえに容認（rukhṣah）されるのであり、永遠に適用される宗教の原則ではない。

「アッラーはご自身を恐れるよう、汝らを諭し給う。最後に帰り着く先はアッラーなのだ」。すなわち、「アッラーはご自身を恐れるよう、汝らを諭し給う」とは、異教徒を任命する者、また禁止事項を破る、あるいは命令事項に反する者に対する責め苦を意味している。そして全ての創造物はアッラーの御許に帰り、その全ての行いが報いられるのである。

以上で、我々による解説はない。

第162号 ［*Qalam* 1964.1: 34-35］

Q.575（162-01）

近頃、私は一部の我が若者たちが好んで大麻を吸っているのをしばしば見かけます。彼らは各々の一定の場所に集まり、楽しそうに大麻を吸っています。時々回しのみを行い、また常習になっている者もいます。この行為は法的にどうなりますか。

A.575

大麻を吸う行為は疑いなく法的にハラムである。なぜならそれは身体に危険を及ぼす他に、理性と思考をだめにすることになるからだ。イスラム教は、もし行えば理性や財産の喪失をもたらす、あるいは人の名声や健康を損なう、あるいは宗教の軽視へとつながる可能性がある行為を許さない。大麻は植物の葉の一種でタバコと混ぜたり、あるいは飲み物や食べ物に入れて吸ったり、あるいは飲んだり食べたりした時、それを好んで吸う者の理性の遮断を引き起こし、快感やとてつもない美味しさに支配されることで、その者は中毒となり、それを食べる、あるいは飲む、または吸うことを止められなくなるにいたるのだ。

大麻は啓典の中でアッラーによって禁じられており、またハディースの中でアッラーの使徒ムハンマドによっても禁じられている。つまり酔いをもたらす各々の物は法的にハラムであり、大麻は酔いをもたらすゆえに酒と同じである。

『*al-Mubāya'ah al-Shar'iyyah*』という本の中で、アル＝イマーム・イブン・タイミッヤーは大麻に関しておおよそ以下のように説明している。大麻あるいはハシーシはハラムである。大麻を飲む者は法的に酒を飲むのと同じである。酒飲みに課される鞭打ち刑と同じように、その者は籐による鞭打ち刑が下されるべきである。それは、理性と身体の健康を損ない、男性が男色のようになり、アッラーを思い起こし礼拝を行うことを阻止するという観点から、酒よりも危険である。よってそれは酒や酔いをもたらす物の部類に入るという点で、言葉的にも意味的にも全く同じであり、アッラーとその使徒ムハンマドによって禁じられている。

さらにアル＝イマーム・イブン・タイミッヤーはいくつかの彼のファトワ［イスラム法に基づく法学裁定］の中で次のように述べている。「大麻は呪われている。それを好む人々もこれに含まれる。彼らはアッラー、その使徒ムハンマド、そしてアッラーの下僕である信者たちによって呪われ、嫌忌される。大麻はそれを好む者がアッラーの懲罰へと投げ込まれる原因となり、また宗教を害する原因となり、狂人のように理性が足りない者を増やす原因となり、卑しさや道徳の低下の原因となるなど、他にも酒が引き起こす危険よりも悪い危険が多数ある。これこそ酒にくわえてまさにハラムとすべきものである。これは酒や酔いをもたらす全ての物を禁じる文言の証拠に基づき、多かろうが少なかろうが、それを食べることは法的に同じ、すなわちハラムである」。

アル＝イマーム・イブン・カイイムは『*Zād al-Mā'ad*』と題する彼の本の中で次のように述べている。「実のところ酒とは、液体だろうが固体だろうが、絞られていようが加工されていようが、酔いをもたらす全ての物である。そして掟に背き、罪深い（いかがわしい）者が吸う物も含まれる。すなわち、ここで言わんとする物とは大麻のことである……」。

一方、『*Subul al-Salām*』という本でも次のように記されている。「ハシーシ（大麻）のような飲料ではない物だろうと、酔いをもたらす全ての物が禁じられている」。

またアル＝ハーフィズ・イブン・ハジャルは以下のように述べている。「大麻は酔いをもたらすことはないと述べる者もいるが、大麻は正気を失くす（麻痺する）原因となる。それは記憶を損ない、喪失させる」。

ある結核の専門家は以下のような意見である。人が大麻を２ディルハムあるいは１ディルハム摂取した場合、その者を酩酊させる原因となり得る。大麻の危険性は大きい。学者のなかには、宗教の観点および世俗の観点から、その危険性は120種類もあり、アヘンの持つ危険性は大麻にもあるどころかより大きいと計算する者もいる。

以上のことから、あなたが述べた一部の若者たちの行為はハラムであり、宗教で非常に厳しく禁じられていることは明らかである。なぜならそれは彼らの理性と身体の健康を損ない、彼らの金と自尊心を失わせるだけでなく、彼らを取り巻く社会の道徳の崩壊を引き起こし、それは後に公共の平安を乱すことになるからだ。

■第164/165号［*Qalam* 1965.3/4: 31-32］

Q.576（164−01）

墓参りは法的にどうなりますか。

A.576

初めに以下のことを知る必要がある。実のところ墓参りはイスラムの黎明期の昔には、男性だろうが女性だろうが法的にハラムであった。しかし、イスラム教に対する信仰行為（信仰心）がムスリムの胸に固く植え付けられ、彼らがイスラム法とその法の目的についてよく認識した後に、墓参りは最終的に許された（さらにスンナ［ムハンマドの言行に由来する慣例］とされた）。これは、「私は以前あなた方に墓参りを禁じたが、今はそこに参ってもよい！」というハディースの中の預言者ムハンマドの文言に基づく。

よってここで上述の墓参りを容認するにふさわしいのは、例えば故人のために祈ることで墓参りが故人に恩恵をもたらすこと、あるいは（生きている）参拝者が認識や自覚を増すことである。楽しむために集まる、あるいは不適切に墓地を利用するといった目的とはほど遠い。つまり、もし墓参りの際に悪しき事柄が行われなければ、加えてイスラム法で望ましいとされるマナーが十分守られているならば、男性にも女性にもそれは許される。

Q.577（164−02）

私の妻は他界し、彼女の母親の墓の近くに埋葬されました。その亡骸を別の場所に移すため、再び掘り起こすことは許されますか。私はその場所を、私がゆくゆく他界した時に妻と共に埋葬されるために特別に用意するつもりです。

A.577

預言者ムハンマドの教友らに起きた出来事から引用（記録）し得たことによれば、元々埋葬されたイスラム教徒の亡骸は法的に埋葬場所に留めることになっており、別の場所に移してはならなかった。例外は、正当な目的（gharḍ ṣaḥīḥ）を伴った何らかの理由により、そうせざるを得ない場合である。

イマーム・アフマド・ビン・ハンバル（ハンバリー派の創始者）は、「とても汚い墓地に埋葬された親族集団の亡骸を移すことについてどうお考えですか」と人から尋ねられたことがあった。そこで彼は、「『ムハーズ』という名の預言者ムハンマドの教友は以前、妻の亡骸がよろしくない布で包まれていたために妻の墓を掘り起こし、再度妻の亡骸を包んだことがあった」と述べた。この預言者の教友の行為に基づき、イマーム・アフマドは上述の親族集団の墓を悪しき（よろしくない）場所からより良い別の場所に移すことに差し障りはないと考えていた。

また「ジャビル」からの抜粋によると、ジャビルは、「ある男性の亡骸が私の父と共に埋葬されたが、私はそれをあまり快く思わなかった。私は最終的に（私の父の亡骸を）掘り出し、再度一人用の墓に埋葬し直した」と伝えている。

アル＝イマーム・アッ＝シャウカーニの著書『*Nayl al-Awṭār*』では次のように述べられている。「上述の出来事は、生きている者と関係がある事柄が理由で亡骸を墓から掘り出すことは許されるということの証明となっている。そこには別の亡骸と一緒に埋葬された亡骸が損なわれるという理由はない。先ほどジャビルの説明にあった通り、彼はただ『私は快く思わなかった』と述べたに過ぎない」。続いてアッ＝シャウカーニはこう述べている。「実のところ、もし預言者ムハンマドがジャビルの行った行為を許した、あるいはそれを禁じなかったことがはっきりしているならば、これは『根拠』となり得る。しかし、もしこれがはっきりしていないならば、この事例のように預言者ムハンマドの教友の一人が行った事柄を、亡骸を移すことを容認する根拠（論拠）とすることはできない。単に預言者ムハンマドの教友にのみ依拠した論拠をその根拠にすることは無論できない。我々がここで結論し得ることは、（上述のジャビルという名の）預言者ムハンマドの教友はおそらく預言者ムハンマドに父親の亡骸を移す許可を先に願い出て、そしておそらくそれを彼から禁じられることはなく、それゆえに彼はその亡骸を移したのだろうということだけである。なぜなら、もし混乱する問題が生じた時、教友らはすぐにその事柄を預言者ムハンマドに相談する（委ねる）のは彼らの間で当たり前のことであり、とりわけ使徒ムハンマドがまだ彼らと共にいらっしゃる間に教友の一人が大胆にも自らの見解に従って行うことは、おそらくなかったであろうからだ。また、もし生きている者にとって正当な目的（gharḍ ṣaḥīḥ）があった場合、亡骸を移すことは許される可能性がある。イブン・クダマフが強調したこと、またハンバリー派に属するウラマーらの間の見解によると、以下の通りである。「実のところ、墓地の敷地内に一家の亡骸を集めることは法的に良い（美しい）ことである。これは預言者ムハンマドが彼の義兄

弟である『ウスマーン・イブン・マズーン』の亡骸を埋葬した時に申された以下の文言に基づく。『後に家族が亡くなったらここに埋葬しなさい。そうすれば楽に彼らの墓に参ることができるし、また彼らに対する愛情も増すだろう』」(ハディースの訂正：إليه أدفن للترحم وأكثر لزيارتهم أسهل ذلك ولأن أهلي من مات من عليهم)。

結論：このコラムの質問者は、その妻が自身の母親の墓の近くに埋葬されたと述べているゆえ、質問者が将来亡くなった時に妻と一緒になるための場所として計画した別の墓に移すことを容認することは、ここでは何も問題ないように見える。先ほど挙げたジャビルによる伝承あるいはハンバリー派のグループに彼が従うことは許されるが、最善（最良）なのは、その亡骸をそのまま母親の墓の近くに埋葬しておくことだろう。なぜならアッラーはその下僕の皆々に対して慈悲深くおられるからだ。神が最も良く知り給う。

第168号［*Qalam* 1964.7: 9-11］

Q.578（168-01）

現在一部の国では、「血液銀行」や「角膜銀行」などの計画が成功を収め、多大なる公共の利益をもたらしたように、「母乳銀行」を計画しようという提案が出されたことを私は耳にしました。「母乳銀行」の目的は、母乳が余っているゆえにそれを売りたい、あるいは無料で寄付したい母親たちの母乳を集めることです。それは瓶詰めされ、母乳があまり出ない、あるいは仕事に出るため子供に授乳できない母親を持つ子供に飲ませるために配られます。その他の計画が我が国で実行されているように、もし今後この計画が我が国で行われる可能性が運命付けられているとしたら、宗教の観点からこのような計画を立てることは法的にどうなるのか知りたいです。ご説明頂けることを願います。

A.578

あなたがおっしゃったように、人々が提案した「母乳銀行」を実施し、それを必要とする赤ちゃんに配るという計画は、もし本当に人々がそれを計画しているとすれば、我々の見解ではその計画はヨーロッパやアメリカといった諸国からきたものに違いない。それらの国々はイスラムの宗教法とは異なる法の影響を受けている。またその国民は結婚や妻選びに関して一定の条件があるイスラム教のような法に縛られることはない。イスラム教では結婚や妻選びに関して一定の条件がある。すなわち血族、乳母、婚姻による親族関係、そして複婚といった理由がある女性と結婚することを禁じられている。これら四つの理由については法学書の各号の中で一つずつ説明がなされている。

もし母乳銀行を立ち上げようと計画する人々が、多くの子どもが乳兄妹が存在するゆえに母乳銀行により結婚が困難になると分かっていたならば、彼らはそれを計画する時にきっと躊躇するに違いない。そのような銀行は必要ないと思われる。ましてや、例えばもし母親が動物の乳を売るように自分の母乳を売ったとしたら、これは母親たち自身の地位を貶めることになる。

昔の預言者ムハンマドの時代に、アラブの村には生活に貧している女性たちがいたが、彼女たちはメッカの町で子供たちに授乳をして稼いでいた。そしてその子供たちは彼女たちの村で育てられ、世話をされ、そして乳を与えられた。預言者ムハンマド自身、乳を与えられたハリーマ・アッ＝サアディーヤの村に連れて行かれ、イスラム暦で約二年間、一緒に暮らした。そうした女性たちは「乳母」という呼び名で、乳を与えた子供たちの母親としてその地位が上げられた。結果女性とその乳を与えた子供との間に、血統でつながった家族のように、乳でつながった家族関係が結ばれるにいたった。彼女たちは賃金を受け取る雇い人あるいは召使いと見なされるわけではない。これを些細な事柄と見なすことはできない。その血肉から髄を与えた者が、その後あっさりと忘れ去られることはない。同様に、同じ女性の乳を共に飲むことでその血肉が同じ源泉で育てられた複数の子供たちの間の関係を軽視することもできない。

実のところ、イスラム法はこれを「血統に基づき禁じられたこと」と定めている。これは全ウラマーらの合意であり、それを否定する者は一人もいない。これは、「血統が理由で禁じられているように、乳が理由で禁じられている」という預言者ムハンマドのハディースに基づいている。加えて、「（結婚が禁じられているのは）汝らに授乳した乳母と汝らと同じ乳を飲んだ姉妹である」という「女」の章第23節のコーランの文言[2)]に基づいている。

2）「（汝らの娶ってはならぬ相手としては、自分の母親、娘、姉妹、父方の叔母に母方の叔母、兄弟の娘に姉妹の娘、自分に乳を飲ませてくれた母（乳母）、乳姉妹……」（『コーラン（上）』p.112）。

これが意味するところは、自分自身のお腹から生まれたのではない赤子に乳を与える母親にとって、その赤子は自分の子供のようになるということである。もしそれが男ならば、その子と結婚することはハラムであり、同様に実の娘と結婚させることもハラムである。なぜなら二人は乳兄妹となったからだ。またもし乳を与えられた子供が女ならば、乳母の夫が彼女と結婚することはハラムである。なぜなら彼女にとって彼は乳父となったからだ。同様に、その息子と結婚させることもハラムである。なぜなら二人は乳兄妹となったからだ。

アル=イマーム・シャーフィイーによると、乳子となる者の条件は次の通りである。乳を吸うという方法だろうと搾った乳を飲むという方法だろうと、一人の女性の乳を飲んだ場合であること。またその子供たちの年齢が二歳以下であること。また乳を持つ女性の年齢が19歳以上（太陰暦）であること。また乳を吸う回数が、乳を吸って食欲を満たした回数が五回以上であること、である。

■第171/172号［*Qalam* 1964.10/11: 32-34］

Q.579（171-01）

礼拝を怠る者に死刑を命じるハディースについて。

A.579

意図的に礼拝を怠る人々に死刑を下すことについては二つの見解がある。これらの見解は、以下に挙げる使徒ムハンマドのハディースに基づいている。意図的に礼拝を怠る人々に対する死刑について我らが崇敬するムハンマドがおっしゃったハディースの中に以下のようなものがある。

1.「イブン・ウマルは伝えている。預言者はこうおっしゃった。『私は人々がアッラー以外に神はなく、まことにこのムハンマドは神の使徒であることを証言し、そして彼らがサラート（礼拝）を行い、ザカート［喜捨］を施すまで戦うよう命ぜられた。彼らがそれらを行う時、きっと彼らの血と財産は私によって守られるだろう。但し、イスラムの権利に関しては別で、その処置はアッラーに委ねられる』」（ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

2．アナス・ビン・マーリクはこう伝えている。アッラーの使徒が亡くなられた時、一部のアラブの部族がイスラムの信仰を棄てた。そこでサイイーディナ・ウマルはサイイーディナ・アブー・バクルに『アブー・バクルよ、あなたはどのように（信仰を棄てた）アラブの民族と戦うのですか』と言った。そこでアブー・バクルは『まことにアッラーの使徒は〈私は人々がアッラー以外に神はなく、まことにこの私は神の使徒であると証言し、そして彼らがサラートを行い、ザカートを施すまで戦うよう命ぜられた〉とおっしゃった』」（アン=ナサーイー及びブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

意図的に礼拝を怠る人々に対して死刑を下すことのない人々が規範とするハディースについてだが、その中には以下のようなものがある。

3.「アブー・フライラは伝えている。アッラーの使徒はかつてこうおっしゃった。『人々がアッラー以外に神はないと証言するまで、私はこれと戦うよう命ぜられた。アッラー以外に神はないと証言した者は誰であれ、まことにその生命と財産は守られる。但しイスラムの権利に関しては別で、その処置はアッラーの判断に任せられる』」。

4.「アブー・サイード・フドリーはこう伝えている。アリーはイエメンにいたが、彼（アリー）はアッラーの使徒に金を送った。アッラーの使徒はそれを四人にお分けになった。この時その場にいた一人の男が預言者に『アッラーの使徒よ！　アッラーを畏れよ』と言った。アッラーの使徒は『汝に災いあれ。私こそがこの大地に住む皆々の中で最もアッラーを畏れる者ではないのか』と申された。すると先ほどの男は背を向け、そしてハーリド・イブン・アル=ワリードが『アッラーの使徒よ、彼の首をはねてはなりませんか！』と言った。アッラーの使徒は『ならぬ！おそらく彼は礼拝を捧げている者であろうから』と言われた。そこでハーリドは『心にもない言葉を言い、礼拝を行う輩の何と多いことか』と言った。預言者は『まことに私は人々の心の中を確かめるよう命ぜられたり、また彼らの腹の中を探るよう命ぜられたりしてはいない』とおっしゃった」。

5.「ヌアマーン・ビン・バシールは伝えている。私たち（教友たち）が預言者と一緒にいた時、一人の男がやって来て預言者に囁いた。すると預言者は『あなたは彼を殺したいのか』と申された。そして預言者は『その者はアッラー以外に神はないと証言したのか』と尋ねられた。その男は『はい。しかしその証言は単に身を守るために過ぎません』と言った。アッラーの使徒は『彼を殺してはならぬ。なぜなら、まことに私は人々がアッラー以外に神はないと証言するまで、これと戦うよう命ぜられたにすぎないからだ。

彼らがそのように証言した時、まことにその生命と財産は守られる。但しイスラムの権利に関しては別で、その処置はアッラーの判断に任せられる』とおっしゃった」。

6．シャハーダ［信仰告白］を唱えず、また礼拝も行わない偽善者を殺してはならないという説明を含むハディースはもう一つある。

ウラマーらの見解：これらのハディースがあるゆえに、意図的に礼拝を怠る者に「死刑」を下す議論においてイジュティハード［イスラム学者による解釈行為］を行うウラマーらは見解を異にしている。マリーキー派とシャーフィイー派のイマームたちは、意図的に礼拝を怠る者には限定を以て死刑を下すべきであり、また彼らを不信仰者と呼ぶことは許されないと判断している。その殺し方は刀で首筋をはねることである。また死に至るまで棒で殴ると述べる者もいる。アル＝ナワウィー（シャーフィイー派の信者）は上述の１と２のウマルが伝えるハディースを説明する際、たとえシャハーダを唱えたとしても、礼拝を怠りザカートも供出しない者に死刑を下すことは義務であると述べている。礼拝の義務を認めたが、それを意図的に怠る者は誰であれ、殺されるべきである。

スフヤーン・ビン・ザイード・アッ＝サウリー、アブー・アムル・アル＝アウザイー、アブドゥッラー・ビン・アル＝ムバーラク、ハッマード・ビン・ザイド、そしてワキ・ビン・アル＝ジャラーフはマーリク及びシャーフィイーと同意見である。イマーム・アフマド・ビン・ハンバル及びイシャーク・イブン・ラーフウィッヤーは、その不信仰性ゆえにその者は殺されるべきであり、また棄教者に対する法を実行するべきであると判断している。葬儀の礼拝を行ってはならず、その遺産を相続してはならず、またその財産を押収するべき、といったように。イマーム・アブー・ハニーファ及びその教友たち、アッ＝サウリー及びクーファのウラマーの一団は、怠けて、または軽視して意図的に礼拝を怠った者を不信仰者と呼ぶことはできず、また死刑を下す必要はない。単にその者に体罰を与え、再び礼拝を行うまで刑務所に入れるべきであると判断している。

アル＝ムザーニー（アッ＝シャーフィイーの教友）とダウード・イブン・アリーはこの見解と同意見である。つまりこの見解は、もしその者が礼拝を行おうとしなければ、その間（再び礼拝を行おうとしない間）は死ぬまで刑務所に入れておくべきというものである。

このハディースについて、「死刑を下すべき」と判断するウラマーの見解は明確なハディースの内容、すなわち上述の1と2のハディースを基にしている。同じようなハディースは他にもいくつかある。死刑を下す必要はないと考えるウラマーは、３と５、また別のいくつかのハディースを指針としている。

この見解の対立の中で道を誤り、混乱することがないよう、ムスリムは「改悛」の章第5節における以下のコーランの節の内容を自覚するべきである。「もし彼らが改宗して礼拝を行ったならば、汝らは彼らのために道を開きなさい。まことにアッラーは寛容にして慈悲深い御方であられる」[3]。

さらに「改悛」の章第11節の中のアッラーの啓示は次の通りである。「もし彼らが改悛して礼拝を行い、ザカートを施すならば、彼らは宗教上汝らの同胞である。我らは理解したい人々のために我らの節を説く」[4]。

礼拝を軽視する者に及ぶ危険を示す別のハディースが数多くある。このことから明らかなことは、たとえコーランが正確な節を以て意図的に礼拝を行わない人々に戦いを挑む、あるいは殺すことを命令していなかったとしても、この「改悛」の章の中の節では明らかに、礼拝を行い、ザカートを施すことを条件として改悛する人々の地位を述べている、ということだ。アブー・フライラの伝えるハディース（ハディース３）、すなわちムタワーウィル［多数の伝承があり、誤謬がない伝承］と格付けされたハディースは、真正と格付けされた最初のハディースに相反するわけではない。なぜならアブー・フライラの伝承によるハディース(3)は、真正とされるムスリムの伝承による別の伝承の中にも記されているからだ。それには、「彼らがシャハーダ、すなわちアッラーの他に拝する神はなしと証言し、また彼らが私のもたらしたことを信じる限り」という（意味の）言葉が含まれている。

このことから、ハディース(3)は戦いを挑んで（殺して）はならない者は単にシャハーダの言葉を唱えた者のみという意味ではないことは明らかである。し

3）「もし彼らが改悛し、礼拝の務めを果たし、喜捨も喜んで出すようなら、その時は遁がしてやるがよい。まことにアッラーはよくお赦しになる情深い御神におわします」（『コーラン（上）』p.251）。

4）「それでも、向うが後悔して、礼拝の務めを果たし、定めの喜捨もよろこんで出すようになれば、彼もやはり汝らの宗教上の同胞。（こうして）我らは神兆をもののわかった人々に詳しく説明しておる」（『コーラン（上）』p.252）。

たがって一部のハディース学者、その中でもアムル・イブン・アッ＝サラーフは上記の事柄について以下のように説明している。「おそらく礼拝を怠る者に対し死刑を下すことを義務付けないウラマーらによって証明として挙げられているハディース(3)の中に礼拝やザカートについて記されていないのは、そのハディースがそれについて触れていないからである。しかし別の複数のハディースの中にはその言葉が記されている」。このアムル・イブン・アッ＝サラーフの趣旨は明確である。たとえこのハディースの中で礼拝を怠る人々に戦いを挑む（殺す）ことは言及されていないとはいえ、その死刑については別の複数のハディースの中ではっきりと言及されている。

一方、一部のハディース学者は、「礼拝を怠った人々に死刑を下すことは許されない」と判断するウラマーらが指針としているハディースは全て絶対的であると説明している。この絶対的なハディースは、「礼拝を怠る者に死刑を下すべき」と判断するウラマーらにより論拠とされているハディースによって限定（決定）されている。次に彼らは、不信仰ゆえに礼拝を怠る者に死刑を下すこと以外に記録されていないことを示す預言者ムハンマドの教友の伝承を提示している。アッ＝シャウカーニーによると、全てのイスラム教のウラマーは、「アッラーの他に神はなし」と唱えた者は楽園に入ると説くハディースは、改悛できる大罪を、それを行った者が犯していない場合に限定（決定）される、と判断している。ただシャハーダを唱えただけでは、楽園に入ることは確定しないと彼らは判断している。続いてアッ＝シャウカーニーは以下のように述べている。意図的に礼拝を怠る者に対して使徒ムハンマドは彼らを「不信仰者」という言葉で呼んだが、我々も変わらず彼らを不信仰者と呼ぶ。我々はその基準に対して付け足す必要はなく、またそれとは異なる何らかの解釈をする必要もないだろう。アッラーが最も良く知り給う。

第173号［*Qalam* 1964.12: 33-35］

Q.580（173-01）

女性は宗教上男性と同等ですか。また「禁断」の章第12節の中に、「マルヤム［マリア］は従順な人々の一員であった」と記されています[5)]。これは男性と同等だという証明になりますか。

A.580

イスラム教は全ての宗教的義務の面において男性と女性を同等に扱っている。例えば義務の礼拝は男性に対して義務付けられているように、女性にも義務付けられている。同様に、スンナの礼拝を行う上でも両者に違いはない。男女間で異なる法、例えば礼拝などにおいてイマームになることやアウラを隠すことなどについてだが、それは女性たちの利益を守り、また男性に誹謗中傷をもたらす事柄を防ぐためである。それは女性の弱さを示すものではない。

同じように宗教は女性が月経あるいは産後の出血の間、義務の礼拝を免除することで女性の負担を軽減している。なぜなら月経や産後の出血中の女性は、そうした状況にある間は安息を必要とするからである。彼女たちに難儀をさせないため、月経や産後の出血中に行わなかった礼拝のカダーをその後行うことも求められていない。

同様に月経や産後の出血中の女性には月経や産後の出血がある間はラマダン月の断食を行うことはハラムとされているが、その間の断食のカダーを行うことは義務付けられている。なぜなら、一年のたった一ヶ月間行われる断食のカダーを行うことは彼女たちの負担にはならないからだ。この事柄に関連して、ムアーザはサイイーダティナ・アーイシャにこう尋ねた。「なぜ月経中の女性は断食のカダーを行う必要があり、礼拝のカダーを行う必要はないのでしょうか」。そこでアーイシャは「アッラーの使徒の時代には、私たちは断食のカダーを行うことを命ぜられましたが、礼拝のカダーを行うことは命ぜられませんでした」と答えた。

同様に、イスラム教は、夫はできるだけ妻と公正に（ma‘aruf）つき合うという責任を負わされているように、「責任」という面でも男女を平等に扱っている。それに対して妻は公正に夫に従うよう義務付けられている。これに関連して、アッラーは以下のように仰せになっている。「汝らは女（妻）たちと公正につき合わねばならない。もし（彼女たちの悪行ゆえに）汝らが彼女たちを嫌うならば、アッラーが多くの良いものを備え給うたものを嫌うことになるだろう」（「女」の章第19節）[6)]。

別の節でアッラーは以下のように仰せになってい

5）「またイムラーンの娘、マルヤム、陰門をかたく守り通したあの女、あれもその一つ（信心ぶかい人の実例）」（『コーラン（下）』p.212）。

6）「できるだけ仲よく添いとげることが第一。汝らの方では嫌いな相手でも、もしかしたらアッラーが立派にしておやりになった者かも知れないから」（『コーラン（上）』p.112）。

る。「妻が（イスラム法において既に周知の事柄について）公正に（夫に対する義務を）持つのと同じように、夫も妻に対して義務を持つ。男は女よりも一段地位が高いだけである」（「牝牛」の章第228節）[7)]。

ここでの地位あるいは階級の意味するところは、イスラム教で義務付けられた夫の妻に対する責任である。このことは以下の啓示の中でアッラーが説明なさっている。「汝ら男が女の指導者となっているのは、アッラーが互いの間に優劣をつけ給うたからで、また自分の財産の一部を支出するからである」（「女」の章第34節）[8)]。この節の趣旨に従えば、夫は世帯を維持する柱のような存在となる。質素な暮らしを以て生活が保証されるよう、夫は家事を監督し、妻や子供から成る家族を見守らなければならない。

イスラム教において男女は平等であることの証明は、いくつかのコーランの節の根拠に基づくべきである。しかし当コラムの質問者が提示した節はその証明とはならない。また以下に挙げる節の中でアッラーが示された実例も同様である。二人の信者の女性が裏切り行為を働き、両人は地獄の住人の一員となったことを物語るアッラーの啓示のように。その節は次の通りである。「アッラーは不信仰者どものために一例を示し給うた。すなわち、預言者ヌーフ［ノア］の妻と預言者ルート［ロト］の妻である。この二人の女たちは二人の敬虔な我が下僕の保護下にありながら、その夫を裏切った。そこで両人の夫はアッラーの懲罰から両人を少しも守ってやることができなかった。そして両人は『お前たち二人は地獄に入る者どもと一緒に地獄に入れ』と告げられた」（「禁断」の章第10節）[9)]。

先ほどの節の続きで、信者の女性二人がアッラーに対する忠誠ゆえに従順な人々の一員となったと語られている。それは以下のアッラーの啓示の通りである。「またアッラーは、信ずる者たちのために実例を示し給うた。すなわちフィルアウン［エジプト王パロ］の妻のことである。彼女が『我が神よ、楽園の中のあなたの御許に私のために家を建てて下さい。そして私をフィルアウンとその所業から御救い下さい。また私を不義の民から御救い下さい』と言った時のこと。またイフラームの娘マルヤムも同様である。彼女は隠し所を守った。そこで我らはそこに霊を吹き込んでやった（そしてイエスが生まれた）。そして彼女は神の御言葉と啓典を信じた。彼女（マルヤム）は従順な人々の一員であった」

この節の文言は以下のことを説いている。フィルアウンの妻（アーイシャ）とマルヤム（メシアの預言者イエスの母）の二人はその従順さゆえにアッラーから栄誉を与えられた。とりわけマルヤムはこの節の中で「従順な人々の一員である」と述べられている。コーランの中に“al-qānitīna”、すなわち「従順な男の集団」を特別に指す言葉が記されているが、その中には「従順な女の集団」も含まれる。よってこの節は男女間の平等を否定する証明とすることはできない。しかし、その平等に関する別の証明の存在を無効にするものでもない。

7）「元来、女は自分が（夫に対して）なさねばならぬと同じだけのよい待遇を（夫からも）受ける権利がある。とはいえ、やはり男の方が女よりも一段高いことは高いけれど」（『コーラン（上）』p.55）。

8）「アッラーはもともと男と（女）との間には優劣をおつけになったのだし、また（生活に必要な）金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの」（『コーラン（上）』p.115）。

9）アッラーは信仰なき者どもの実例を示し給うた。ヌーフの妻とルートの妻がそれで、いずれも我らの僕の中で特に誠実な二人の僕の下にいたのに、その二人を裏切った。そうなっては、いかにあの二人だとて、彼女らをアッラーの（御怒り）から守ってやるわけには行かぬ。「さ、お前たち両人、ほかの者どもと一緒に劫火の中にはいって行け」と言われるだけ」（『コーラン（下）』p.212）。

▌第174号 ［*Qalam* 1965.1: 6-10］

Q.581（174-01）

我が国の慣習では、花嫁に求婚するため結納品を贈る儀式において、女性側が次のように述べます。「もし男性が破棄した場合、結納品は消失したと見なされます。そして二人の一方が死亡した場合、いずれもそれを自分のものとすることが許されます。では女性が破棄した場合はどうなりますか」。これに対し男性側は次のように答えます。「もし女性が破棄したならば、全ての贈り物を二倍にして弁償しなければなりません」。そこで両者は上記の条件に同意し、それを一つの契約として、後に上記の事柄が起きた場合に、それぞれがその契約を履行することとなります。そのような契約は、イスラム法に照らして有効と見なされますか。

A.581

一旦誓いが立てられたら、その全ての契約を履行すべきであるとイスラムは規定している。それは、「全ての契約を果たしなさい」というアッラーの啓示に基づいている。しかし、誓いは何でも契約として見なされるわけではない。とりわけその誓いがシャリーアや宗教に反し、イスラム法に相反するもので

あった場合、その契約は自ずと意味をなさなくなり、実現することはない。より正確に言うとそれは無効であり、ハラムとなる可能性も孕んでいる。あなたが上で指摘した、女性側が述べる「もし男性が破棄した場合、結納品は消失したと見なされます」という文言については、その契約は（もし男性側が認めれば）有効となる。つまり、相手の女性と結婚する目的で求婚したはずの側が、後でそれを破棄した（つまり求婚の取り消しを意味する）場合、贈った品々の返却を求める権利はない。なぜなら、その贈り物は結婚を目的に渡された物だからだ。そして結婚という目的を取り消したのが男性本人の側であったならば、自ずとその贈り物も共に取り消しとなる。つまり、消失したと見なされるのだ。

「二人の一方が死亡した場合、いずれもそれを自分のものとすることが許されます」という契約については、そのような契約は無効である。つまり周知の通り、男性側からの贈り物から成る結納品を渡す目的は、他でもなく結婚するためである。よって男性側が女性側とまだ婚姻契約を結んでいない場合、結納金、婚資金、あるいは結納品などいずれも、女性側は男性側から受け取った物を何一つ自分のものにする権利はない。もし婚約を結び、その後に女性が死亡する運命にあったならば、死亡した女性の相続人が全ての贈呈品を男性側に返却しなければならない。あるいはその逆に、もし男性が婚姻契約を結ぶ間もなく死亡した場合、男性側の相続人は女性側にそれらの贈呈品の返却を求める権利がある。その理由は、それらの贈呈品は単なる贈り物ではなく、結婚することを前提に渡されており、結納の儀式を行うことは結婚する目的以外に有用性がないからだ。したがって、男性側あるいは女性側が死亡したことによって結婚ができない場合、それらの品々は権利を有する者に返却しなければならない。但し、権利を有する者が後でそれを容認した場合は別で、その場合はそれらの品々を自発的なサダカ［自発的な喜捨や慈善行為］として施すとよい。

「もし女性が破棄したならば、全ての贈り物を二倍にして弁償しなければなりません」という契約に関しては、このような契約も無効である。つまり、女性側がそれを破棄した（つまり求婚の取り消しを意味する）場合、受け取った品々と同じ分量を返却することのみ求められる。受け取った分より多く、ましてや倍量を払うよう求めることは許されない。こうした行為がもし行われたならば、たとえ慣習に従ったがゆえだろうと、それを行った者はアッラーによって禁じられた、不当に財産を食い尽くす者どもの一員と見なされる。

これに関連して、アッラーは次のように仰せになっている。「そして汝らは、互いの財産を誤って食い尽くしてはならない（許されない）」。上記の文言に基づくと、結納の儀式を行う際に一般的に契約として結ばれているように、通常の倍量の支払いで女性側に負担をかけることはイスラム法に反することは明らかである。したがって、伝統と化しているこの習慣を全て廃止しなければならない。

Q.582（174-02）

私が車を運転している時、自転車を運転する人と道中で突如鉢合わせしました。その人はパニックになり、そして誤って別の一台の車に衝突し、死に到りました。この問題はイスラム法においてどうなるのか知りたいです。

A.582

車の運転手は、いかなる方法を以てしても上述の衝突を避けることができなかった時、その者は殺人犯と同等と見なされない。したがって、その者にはいかなるディーヤ（賠償）の刑も課されることはない。しかし、もしその衝突を回避する可能性があったにもかかわらず、それを行わなかったとしたら、それはその者が車を運転する上で過失を犯したことを意味する。よってその者には二種類の刑が課される。第一に、“diyah mukhaffah”（軽度の賠償）、そして第二にカファーラ（kafārah）［償い］を払うことである。法学書の中に「ディーヤ」と「カファーラ」に関する事柄が「殺人の章」で詳しく説明されているが、このコラムでそれらを全部説明することは不可能である。しかしその一部の結論を以下のように要約することはできる。

殺人の性質は三種類ある。それは⑴故殺、⑵故殺と同等の殺人（shibih ‘amdu）、⑶過失致死（khaṭa’）である。故殺とは、殺す意志があり、一般的に死に到らしめる道具を用いて人を殺した場合である。殺人犯には、「キサース」と呼ばれる同害報復刑において死刑が課される。あるいは被害者遺族がキサースを求刑しなければ、その遺族が上述の殺人犯からディーヤだけを受け取ることができる。

故殺と同等の殺人（shibih ‘amdu）についてだが、

それは人を殴りつけるつもりで、一般的に死に到らしめることがない道具、例えば柔らかい杖で殴る、または小石を投げつけたことで人が死亡した場合である。その殺人犯にキサースを課す必要はなく、ただ「ディーヤ」を支払えばよい。このディーヤあるいは賠償の支払いは、死に到らしめた者の家族が連帯で負い、被害者遺族に支払う。またこの故殺と同等の殺人の部類に関するディーヤは“diyah mughalazah”［重度のディーヤ］と呼ばれ、三年かけて分割で支払う。毎年度末にその三分の一を支払うのである。その他にも「カファーラ」の支払いが課される。

過失致死とは、殺すつもりが一切なく、別の意図があった場合である。例えば、猟師が鹿を撃ったが、弾丸が外れて人に当たり、そして人が殺された場合である。その猟師にキサースあるいは同害報復の死刑を課す必要はないが、「ディーヤ」の支払いが課される。それは死に到らしめた者の家族が負い、被害者遺族に支払う。そしてこの過失致死の部類に関するディーヤは“diyah mukhaffah”［軽度のディーヤ］と呼ばれ、三年かけて分割で支払う。つまり、毎年度末にその三分の一を支払うのである。その他にも「カファーラ」の支払いが課される。

「ディーヤ」と言われるものは、賠償金の支払いである。その殺人の性質が故殺であった場合、それが過失致死だろうと、故殺と同等の殺人だろうと、その殺人に課されるのは過失のディーヤである。その支払いは殺人を引き起こした者の家族が負う。上述の家族は法学書の中で“ʻAqilah”という用語で呼ばれている。このʻAqilahあるいは家族が、連帯で被害者遺族にディーヤを支払う手助けをするのである。そしてもし貧困ゆえに彼らから支払いを受けとる可能性がない場合、そのディーヤは「バイトゥルマル」から支出される。

そのディーヤについては二種類ある。すなわち、1. mughalazah（重度）、2. mukhaffah（軽度）である。それぞれが100頭のラクダから成る。その違いは、「重度」の場合は大きいラクダで、妊娠しているものが含まれるが、「軽度」の場合は若いラクダである。一方支払うべきディーヤは、殺された人の分類規準に準じ、それぞれ額が異なる。しかし、支払われるディーヤの最高額は100頭のラクダである。これは殺されたムスリム男性一人に対するディーヤである。ディーヤとして支払うラクダがいなかった場合、その価格を支払わなくてはならない（これはイマーム・シャーフィイーの決定的なカウル［先人たちの見解］に拠るものである）。また古いカウルによれば、ディーヤの支払いとしてラクダが手に入らなかった場合、千ディナール金貨、あるいは二千ディルハム銀貨で支払うことが許される。

一方「カファーラ」に関する規定は、殺人によるカファーラあるいは罰金は、ムスリムの奴隷を一人解放することである。これは殺された者がムスリムあるいはマアーハドの異教徒［和平協定を結んだ異教徒］であり、殺人者が男あるいは女、自由人あるいは奴隷であろうと、その罰金は殺人者の財産から出さなければならない。信徒の奴隷を保有し続けてはいないが、自分の生活費やこれから信徒となる人々の生活費で奴隷を養っているならば、あるいは余剰財産や住居といった奴隷を養う上での必需品を所有しているため、奴隷を買うことができるならば、上述の奴隷を解放する義務がある。その義務に代えて断食を行うことは許されない。アッラーが最も良く知り給う。

第175号［*Qalam* 1965.2: 23-25］

Q.583（175–01）

イスラムにおいて頼ることとは、努力をせず、ただ糧が与えられるのを待つだけを意味するのでしょうか、さもなければどうなのでしょうか。というのは、イスラム教徒は頼ることを命じられていると聞いたからです。できる限り明確な説明をお願いします。

A.583

あなたが聞いたことはまさに正しく、全てのイスラム教徒は頼るよう命じられている。それは崇高なる神の啓典の中のいくつかの節で、神がそのように仰せになっているからである。その中に次のような啓示がある。「そして汝らはアッラーにこそ頼る（委ねる）べきである！　アッラーにこそ頼るべきは汝らであり、信者はアッラーにこそ頼るべきである。よって神（アッラー）を崇め、そして頼りなさい！」これらの全ての節は、信者がアッラーに頼る、あるいは委ねることが義務であることの証拠である。

イスラムにおいて頼ることとは、あなたが述べたように努力を怠り、ただ糧が与えられるのを待っていることではない。そのような考えは誤りであり、そうした教えによってそれを実践する者は怠けて、他人に依存したがり、臆病で、遅れをとり、そして自尊心のない者となる。その結果、頼ることの真の意味を

既に理解し、それゆえに前へと進み、人生に成功した他の人間と足並みを揃えて生きていくことができなくなるのである。

預言者ムハンマドはその信徒に、彼らがどのように頼るべきかを教えている。それは次のように語られて（伝えられて）いる。「預言者ムハンマドの時代にある男が一頭のラクダを飼っていた。そのラクダはそのまま放し飼いにされており、そして男は『私はアッラーに頼ります』と言った。そこで預言者ムハンマドはその男に『そのラクダを繋ぎ、そこで初めて頼りなさい！』とおっしゃった」。すなわち、預言者ムハンマドの教えは次の通りである。ラクダがどこかへ逃げないようにするためにはまず繋いでおき、その後で初めてアッラーに委ねるべきである。その目的はラクダに対する御加護と保護を請うためであり、その理由はアッラーの御加護を請う以外に最良の術はないからである。よって上述のハディースは、頼るという命令の意味とは何かを断定する上での指針あるいは根拠としてウラマーにより採用されている。イスラム教が仕事を怠る、あるいは意向や願望の達成につながる様々な要因を軽視するよう命じることは一切ない。むしろイスラム教は最大限の力を使って熱心に、勤勉に、一生懸命に努力することを命じている。そのうえで、努力しつつ心の中で真の信仰を持たねばならない。すなわち、アッラーが共におられることを信じ、至高なるアッラーが御助けと御加護を与え給うこと、そしてその者の努力に恩恵がもたらされ、望みが認められることを信じるのである。これこそ、アッラーが「もし汝らが信者であるならば、アッラーにこそ頼るべきである」と仰せになった理由である。もう一つアッラーの啓示を挙げる。「まことに、汝らがアッラーを差し置いて拝するものたちは、汝らに（アッラーが与え給うような）糧を与える力はない。アッラーから糧を求めなさい」。

コーランの中にはイスラム信徒が信仰し、帰依し、確信し、そしてその教えを心に誓うよう求める訴えが数多くある。またコーランの中にはイスラム信徒が糧を求める、つまり一生懸命働き、実践し、努力するよう説く訴えがある。

これ以外にも、使徒ムハンマドは以下のように信徒たちにどのようにして頼るのかを教えている。「もしあなた方が真にアッラーを頼ったならば、きっとあなた方は糧を与えられるだろう。朝は空腹で、夕方には太鼓腹（満腹）となる鳥にアッラーが糧を与え給うように」。これは各々のイスラム教徒が倣うべき例である。鳥の暮らしに倣うのだ。朝、鳥はただ巣に留まって待つのではなく、空腹のまま外に出て行き、食べる糧を求めて働き、努力し、それを得るまであちこち飛び回る。そして夕方過ぎになると、鳥は食べ物でお腹を一杯にした太鼓腹となって帰ってくるのである。

アル=イマーム・アル=ガザーリーは、その著書『*Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn*』のなかで、頼ることについて次のように述べている。「頼る（委ねる）という意味は、肉体的努力をせず、心のなかでたてた計画を放棄することであり、また宙を舞う布切れの如く、またまな板の上に置かれた肉の如く大地の上に身を投げ出すことだと考える者がいる。これは無知な人間の考え方である。イスラム法は頼る者を称賛してはいるが、こうした行為に至ることはイスラム法でハラムとされる。宗教そのものが禁じる事柄を行って、どうやって宗教の崇高さを成し遂げることができようか」。そして彼はさらに次のように述べている。「もしアッラーがあなたにパンではなく、あなたの代わりとなる民を創造し給うまで、あるいはあなたのために天使がそのパンを咀嚼し、それをあなたの腹の中に入れるまで待つならば、まことにあなたはアッラーのスンナ（アッラーの掟）について無知な人間である。同様に、もしあなたがこの大地に植え付けをせず、しかし植え付けせずとも作物の実りをアッラーが定め給うことを願うならば、それらは全て狂気の沙汰である」。

サイイーディナ・ウマル・ビン・アル=ハッターブはおっしゃった。「あなた方の内の誰かが職に就かない、すなわち生計を立てようとしないなどといったことがあってはならない。なぜなら、天が金銀の雨を降らすことはないということは周知のことだからだ」。

それ以前に、コーランの中に次の節が記されている。「言ってやれ、『働くがよい。きっとアッラーは汝らの行いを見給う。またアッラーの使徒も（見給う）。そして信徒たちも』」。

また別の節には次のように記されている。「塵一粒ほどでも善を行った者は誰でも、きっとアッラーがそれを見給う。そして塵一粒ほどでも悪を行った者は誰でも、きっとアッラーがそれを（来世で）見給う」。

さらに別の節には次のように記されている。「人間は自分が努力したもの以外に得ることはできない。その努力はいずれ見えてくる。やがてその者は十分

な報酬で報いられるだろう」。

アッラーが最も よく知り給う。

第176号 ［*Qalam* 1965.3: 17-19］

Q.584（176-01）

もし人がイスラム教から抜けるよう強制され、イスラム教から抜けることにつながる言葉を述べたものの、心は変わらず信仰心を持っていたとしたら、その者は不信心者と見なされますか。またその者はどのように改悛すべきでしょうか。

A.584

この問題については、以下の至高なるアッラーの啓示（「蜜蜂」の章第106節）の中でその説明を得ることができる。「一旦信仰した後にアッラーに対し不信心（不服従）な者は誰でも、心は変わらず信仰しつつも無理強いされた者を除き、胸を開き不信心な者には、アッラーの御怒り（が下り）、彼らには大いなる懲罰が下るだろう」10)。この節は、不信心者の状態には三つのグループがあると説いている。口で認めただけで、心では認めていない者。口と共に心でも認めた者。ただ口で認めただけで不信心者となった者、すなわち不信心につながる言葉（不信心のカリマ［言葉］）を述べたものの心ではそれを信じておらず、自身がそのように行動するよう人から強制された者。この第三のグループは、不信心者と見なされない。よって上記の節では例外が設けられ、それはこの節の「心は変わらず（平穏に）信仰しつつも、（不信心者となるよう）無理強いされた者を除き」という部分で強調されている。

イスラムの歴史書の中で、「ビラール・ビン・アビー・ラッバーフ 」という名の預言者ムハンマドの教友の人生の伝承について語られている。不信心の言葉を唱えようとせず、またイスラム教から抜けようとしなかったがために、メッカの多神教徒の一員であった主人から虐待を受けた時、彼はずっとそれに耐えていた。それどころか、彼は虐待を受ける度に「アハド、アハド、アハド（Aḥad）［唯一の］」と、すなわち「唯一神アッラーの他に神はなし」という意味の言葉を毎度繰り返し唱えていた。しかし全ての人間がビラールのように偉大な精神を持ち、苦難に耐える強さを持っているわけではない。

他にも次のように語られている。預言者ムハンマドのある教友が多神教徒から不信心者になるよう強制され、もし彼がそれを拒めば虐待されることとなっていた。よって彼は口でのみ不信心の言葉を唱えつつも、心は信仰に満ちていた。彼の名は「アンマール・ビン・ヤーシル」である。アンマールの教友らに彼の行動が知れると、彼らは使徒ムハンマドに「神の御使いよ！ まことにアンマールは不信心者です」と言った。そこで御使いは「全くそうではない！まことにアンマールは彼の頭の毛先から足の裏に至るまで信仰に満ちている。彼の信仰心はその血肉と一体となっているのだ」とおっしゃった。そしてアンマールが御使いの前に連れて来られた時、彼は泣いたが、御使いはすぐに彼の涙を拭いながら「もし彼らが再び（強制）してきたならば、彼らにあなたが唱えた言葉を再び繰り返しなさい」。この意味は次の通りである。もしあなたが不信心の言葉をもう一度繰り返し述べるよう強制されたならば、彼らの前でそれを唱えなさい。

次にタフシール学者（ムファッシリーン）であるウラマーらは次のように述べている。実のところ心は変わらず信仰しているならば、人が不信心の言葉を表明することは容認される（許される）。それは抗うことができない虐待を受けた場合、例えば殺すと脅された時、あるいは激しく殴打された時、あるいは身の毛もよだつ拷問を受けた時である。

つづいて「蜜蜂」の章第110節には次のように記されている。「そして汝らの神は、試練を受けた後にメディナに移住し、そして闘い、耐え忍んだ者らを赦し給う。まことに汝らの神は、その後は本当に寛容にして慈悲深くあられる」11)。この節の意味は次の通りである。実のところいかなる方法であろうと、不信心の言葉を述べた者は誰であれ、至高なるアッラーに対し心の底から改悛しなければならないと説いている。そうすれば、その者はすぐに服従し、イバーダート［信仰行為］を行い、アッラーの禁制と禁止事項を避け、全力でアッラーの道のために闘い、忠誠心のもとに耐え忍んでいるか、アッラーによる監視の段階へとヒジュラする（移る）。こうしてアッラーはその者の罪を赦し給い、そして良き道へと導き給うだろ

10)「一旦信仰に入っておきながら、アッラーに背く者――と言っても、無理やりに（背信）させられて、自分では依然としてゆるがぬ信仰をもっている者は別だが――おのが心をひろびろとうち開いて背いて行くような者、そういう者どもには、アッラーの御怒りが下ろうぞ」（『コーラン（中）』p.89）。

11)「だがしかし、ひどい迫害を蒙ったあとで都落ちし、（神の道に）戦い、あらゆる困難に耐えぬいた人々、そういう人々にだけはアッラーもこれからは一切の罪をゆるし、限りなく優しくいたわって下さるであろう」（『コーラン（中）』p.90）。

う。なぜなら、アッラーは寛容にして慈悲深くあられるからだ。

Q.585（176-02）

イスラムにおける、割礼に関する実際の法について御説明願います。それは男女何れにとっても義務となりますか、あるいは違いますか。

A.585

四大マズハブ［法学派］のウラマーが説明している通り、「割礼」については以下のような三つの見解にまとめることができる。割礼を行うことは男女にとって法的に義務となる。すなわちこれはシャーフィイー派とハンバリー派による確定的なカウルに従った見解である。男性と同様に女性にとって、それは法的にスンナに過ぎない。これはハナフィー派とマーリキー派による確定的なカウルに従った見解である。またシャーフィイー派とハンバリー派の間には、実のところ割礼は男性だけに課された義務であり、女性にとってはスンナであるとする見解もある。

(a) 割礼は義務であるとする見解については、成人するや否やすぐにそれを行わなければならない。但し、安全性が脅かされる懸念がある場合は、安全性が保証されたと確信できるまで待つことが許される。(b) まだ幼い子供の後見人にとって最善なのは、その子供の生後7日目に割礼を行うことである。これはその子供が割礼に耐え得る場合であり、もしそれに耐えられなければ、子供が耐え得る別の時期に延期することが許される。(c) 男性の割礼の方法は、陰部を覆っている（薄い）皮を、亀頭の根元が全て見えるくらいまで切る。(d) 女性の割礼の方法は、陰核を覆う皮の部分をほんの小さく切り、多く切り過ぎないことがスンナとなっている。

アッラーが最も良く知り給う。

第177号 ［*Qalam* 1965.4: 10-14］

Q.586（177-01）

イスラム教は信徒に弱く貧しくあることを禁じていますか。またその禁止を示す根拠はありますか。またそれが禁じられる理由は何でしょうか。ご説明願います。願わくは貴殿の説明によって、我らの同胞であるムスリムたちが認識にいたりますように。

A.586

あなたの質問に答えるにあたって、我々はまず真のイスラムの状況について説明することが望ましいだろう。イスラム教は崇高な宗教であり、それに優るものはない。なぜなら、アッラーに是認された宗教だからである。それは以下のアッラーの啓示の通りである（「イムラーン一家」の章第19節）。「真のアッラーの御許の宗教はイスラムである」[12]。また以下の啓示もある（「改悛」の章第33節）。「あの御方（アッラー）こそが、御導きとḥaqq（真実）の宗教を持たせ、これがあらゆる宗教に優ることを見せつけるために、たとえそれを多神教徒たちが嫌がったとしても、その使徒を遣わし給うた御方である」[13]。もう一つアッラーの啓示を挙げる（「食卓」の章第３節）。「今日わしは、汝らのために宗教を完成し、汝らの上に完全なる恩恵を与え、わしはイスラムを汝らの宗教として認めた」[14]。

次に我々は、まことにイスラム教はアッラーの所有物であり、全ての創造物は唯一アッラーだけを永遠に讃え、神と見なすということを理解せねばならない。アッラーの啓示は次の通りである。「天にあるものも、地にあるものも、そして天使も全てアッラーに平伏し、決して思い上がることはない。彼らは上におわす神を畏れ、命じられたことは何でも実行する」（「蜜蜂」の章第49-50節）[15]。上記のアッラーの啓示を注視すれば、まことにアッラーは強大にして勇敢な御方であることに疑いの余地はない。アッラーこそが偉大さと崇高さを兼ね備えた最も神聖なる御方であり、宗教の全てにおいて見せるため、それによりアッラーの御言葉（旗標）が最も優れており、宗教という名のものはアッラーの御ためにあるべきことを示すため、アッラーはイスラム教を選び給うた。

実のところイスラム教が「力強い宗教」であることは明白である。なぜなら、その強さは至高なるアッラーの強大さを拠り所としているからだ。そしてイスラム教が強いからこそ、異教徒との闘いにおいて彼らを打ち負かすことができるのであり、それ

12)「アッラーの御目よりすれば、真の宗教はただ一つイスラームあるのみ」（『コーラン（上）』p.75）。

13)「彼こそは御導きと真理の宗教とを持たせて使徒を遣わし給うた御神。この（宗教）をあらゆる宗教より上に高く揚げようとの大御心じゃ。多神教徒の人々には気の毒だが」（『コーラン（上）』p.255）。

14)「今日、ここにわしは汝らのために宗教を建立し終った。わしは汝らの上にわが恩寵をそそぎ尽し、かつ汝らのための宗教としてイスラームを認承した」（『コーラン（上）』p.144）。

15)「天に在るものも、地を匍うものも、すべては（アッラーの）御前に額突く。天使らとても同じこと。決して思い上ったりすることはない」（『コーラン（中）』p.80）。

はアッラーが手にし給う強さを以てイスラム教徒を助け給うからである。またイスラム教徒の地位はアッラーからの御加護によって尊ばれる。そしてイスラム教徒は本当の意味での強さを見せつけるよう命じられている。それは以下のアッラーの啓示の通りである（「戦利品」の章第60節）。「彼らと対抗するために、できる限りの力と騎馬隊を準備し、アッラーの敵と汝らの敵、そしてその他の、汝らは知らないがアッラーは知り給う敵どもを恐怖に陥れてやれ」[16]。

実のところ、信徒と呼ばれる者は強き者である。これは以下の啓示の中でアッラーが説き給うている（「イムラーン一家」の章第139節）。「汝らが信徒であるならば、汝らこそが最も上である（最も強い）」[17]。その理由は、「イスラム教徒の強さ」があるからこそ、イスラム教は強大且つ崇高となり、至る所に広まり、至る所で勝利を収めることができるからである。イスラム信徒そのものが宗教の「武器」となり、そして戦時と平時における備えの道具となるのである。

アッラーの啓示（「勝利」の章第29節）は以下の通りである。「ムハンマドは使徒であり、彼と共にある人々（信者）は不信心者に対しては実に強く、お互いの間では親切である。汝は彼らが跪き、額をつけて（祈り）、アッラーの恩恵と御満悦を求めるのを見るだろう。彼らの額には跪拝の跡がある。律法や福音書でも、それはまるで作物が柔らかな芽を出し、さらに丈夫になり、さらに生長し、茎の上にまっすぐに立ち、それを植えた者たちを驚嘆させるようなものであると彼らが例えられている。それは不信心者どもを憤慨させるだろう。アッラーは信じて善を行う者たちに御赦しと多大なる報酬を約束し給うた」[18]。

先ほど上で解説した複数の節の説明を通して、全てのイスラム信徒は信仰するイスラム教に対し正しく善き視点を持たなければならない。イスラムは強い宗教であり、その基本原則、精神と魂、そして意図や目的の何れにおいてもいえることである。イスラムは、低劣さにつながり、信者に対する侮辱をもたらすあらゆるものと完全に対立する。イスラムは低劣になり、弱くなり、あるいは卑しくなることを容認しない。それどころか、身体を傷つけ、精神や魂を破壊し、または理性を壊すであろう全ての企てに反対する。また誉れに欠け、強さに欠け、苦難の多い状況で信徒が生きるのを見ることを認めない。イスラム信徒を高め得る発展の場で、躊躇なく共に競うことがイスラムの原則である。なぜなら、まことにイスラム信徒の姿は崇高且つ最良であるからだ。これについてはアッラーがその啓示の中で説き給うている。（「イムラーン一家」の章第110節）。「汝らは人類のために出現した最良の共同体である。それは汝らに善を行うことを命じ、悪事を行うことを禁じ、そしてアッラーを信じるためである」[19]。

健全な理性は、イスラムの強さはムスリムの強さにあり、その崇高さは彼らの崇高さにあると述べるだろう。よって、ムスリムは理論的だけでなく実践的な強さもしっかりと持たなければならない。もしムスリムが弱ければ、本当のイスラムの真実を描くことはできず、またイスラムの真実を実践的に見ることができない。よって彼らは真のムスリムになることはできないのだ。もし彼らが強くなければ、人は彼らのことを弱いと言うに違いない。そしてもし彼らが弱ければ、つづいて人はイスラム教が弱いと言うだろう。しかしこれはイスラム本来の状態と極めて相反することである。自らの宗教を固く信じていないイスラム教徒たちは、確かに弱い人々と呼ばれるにふさわしい。なぜなら、アッラー御自身がその啓示の中で次のように仰せになっているからだ（「女」の章第97節）。「まことに、我が身に害をなしているところを、天使に召された人々に、天使は『汝らはどのような有り様であったか』と尋ねた。彼らは『我々は地上で（抑圧された）弱い者でした』と答えた。すると天使は『このアッラーの大地は、汝らがどこへでも移住できるほど広いではないか』と言った。このような彼らの住処は地獄の業火であり、それはなんとも

---

16)「さ、汝ら、彼らにたいして、できるだけの軍勢と繋ぎ馬を用意せよ。それでアッラーの敵と汝らの敵を嚇してやるがよい」（『コーラン（上）』p.246）。

17)「汝ら、弱気になってはいけない、悲しんではならぬ。ただ信仰さえしておれば、きっと汝らの方が上になる時が来る」（『コーラン（上）』p.95）。

18)「ムハンマドはアッラーの使徒。彼に従う者どもは異教徒にはきつく、仲間同士ではいたわり合い、あれ見よ、腰を屈め、ひれ伏して、アッラーのお恵みを乞い、その御嘉賞を得ようとしておる。あの人々は顔を一目見ただけですぐそれとわかる。跪拝のあとがついているから。律法にも福音にもこういう人々の譬えがある。すなわち、見事に新芽をふき、どんどん芽を伸ばし、みるみる太くなり、茎がぴんと立って、種播きたちを喜ばせる一粒の種のごとし、と。それがまた罰当りどもには大変な癪のたねになろうという次第。信仰ぶかく義しい人間には、アッラーが罪の赦しと素晴しい御褒美を約束し給うた」（『コーラン（下）』p.135）。

19)「汝らは今まで人類のために生れ出た集団の中で最上のもの。汝らは義ただしいことを勧め、いけないことを止めさせようとし、アッラーを信仰する」（『コーラン（上）』p.91）。

悪しき場所である」[20]。

明らかに、イスラム教徒が弱くなることは許されない。なぜならイスラム教は弱さに直面することはないからだ。よって全てのイスラム教徒は、その弱さゆえに抑圧されることはない。なぜならこれは、強さ、崇高さ、そして栄光を核となすイスラムの基本原則と相反するからである。それをイスラムの基本原則として認める時、我々は、まことにイスラム教が貧しさを受け入れることはなく、それどころか貧しさは激しく反対されると認めても支障はないだろう。なぜなら、それはイスラムの基本原則と教えに反するからである。

これと関連して、預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。「上の手（施す者）は下の手（物を乞う者）より良い」。つづいて預言者ムハンマドはその信徒たちに奮励努力するよう勧め、弱く低劣であってはならないと説いた。それは次の通りである。「あなた方の一人が縄を持って薪を集めに行き、それを売ることは、与えられるにせよ、与えられないにせよ、人に乞い求めるよりは良い」。確かに「乞い求める」行為は、己を卑下し貶めることになり、そして人格を失うことにもなる。イスラム教徒が物乞いになることは、もしその行為が宗教を貶めることになり、それが世界の注目の的になるならば、それは不適切である。イスラムは信徒に、努力し働くことを求めている。アッラーの啓示は次の通りである（「改悛」の章第105節）。「言ってやれ（ムハンマドよ）！努力せよ。きっと汝らの努力をアッラー、その使徒、そして信者たちが見ているだろう」[21]。もう一つアッラーの啓示を挙げる（「集会」の章第10節）。「礼拝が終わったならば、汝らは地上の方々に散り、アッラーの恩恵（糧）を求め、大いにアッラーを思うがよい。願わくは汝らが勝利を得るように」[22]。

まことにイスラムはその信徒たちに生きるための道を開き、彼らの肉体、精神、そして理性が進歩するために必要なものを用意している。もしあるムスリムが職に就かず、生来のやるべき責務を最善を尽くして履行しようとしなければ、その者はいずれ己に、社会に、そして来世でアッラーに対し責任を負うことになる。そしてその者は役に立たず、己を貶める人間となり、その者は貧者となる。これはムスリムである人間が直面すべき道ではない。これこそがサイイーディナ・アリー・ビン・アビー・ターリブが以下の文言を述べた所以である。「貧困は不信心に近い」。この文言は生きたいと願うムスリムに生きる望みを与えることを意図しているのではないのか。なぜなら、貧困や困窮は卑しさと弱さを示す。それどころかその者は不信心者と化し、あるいは善行の報いを受けることができず、イスラムの最大の敵となり得るからだ。イスラムはいかなる形や形態においても不信心者を受け入れることはない。なぜなら、その者はイスラムの敵だからである。貧困や困窮が不信心につながる可能性があるゆえに、サイイーディナ・アリー・ビン・アビー・ターリブはまた次のように述べている。「仮にその貧者が男だったならば、私はきっと彼を殺していただろう」。

まことに弱さと貧しさはイスラム教によって激しく反対されるということを確信するには、上記の説明を以て十分だろう。なぜなら両者はその発展を阻み、その崇高さを汚すからである。

アッラーが最もよく知り給う。

第178号［*Qalam* 1965.5: 14-16］

Q.587（178-01）

住民がイスラム教徒から成る多くの国々では、犯罪などといった事項に関して、今日西欧諸国に倣った法規範を施行しているように見えます。しかしそれらの法にはイスラム法に反するものがあります。この件に関して貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.587

あなたが説明したことは現に起きていることであり、誰もそれを否定できないだろう。加えてここマレー諸島の国々においても、未だにそれを実践している。但し、僅かな分野は例外である。例えば、ニカー［婚姻契約］、タラーク［夫が妻に行う離婚宣言］、そしてそれに関わる分野では、イスラム法を規範としている。それらさえも往々にして、時代と状況の要求に応じさせるなどと言っている一部の勢力に常に脅かされている。しかし、実のところそれは真のイスラム

20)「われとわが身に害なしているところを天使らに召された人たち。天使らがこれに「汝らどのような状態であったか」とお訊ねになると答えて言う、「わしらは地上では、ひどくいためつけられておりました。」すると（天使らは）「だがアッラーの大地はあれほど広いものを、どこへでも居を移せばよかったではないか」と言う。このような徒の行きつく先は、ジャハンナム。まことに情ない行き先きよ」（『コーラン（上）』p.128）。

21)「言い聞かせてやるがよい、「さ、お前たち（なんでも）やるがいい。アッラーはきっとお前たちの所業を御覧になろう。それから使徒も、一般の信徒たちも」（『コーラン（上）』p.269）。

22)「礼拝が終了したら、方々に散って、今度は大いにアッラーのお恵みを求めるがよい。但し、繰り返し繰り返しアッラーを念ずることだけは忘れぬよう。そうすれば必ず商売繁盛しよう」（『コーラン（下）』p.198）。

の教えから逸脱している。あなたの提示した問いは明確に言うと、アッラーの掟を以て裁きを下さないことは法的にどうなるのか、ということになる。実のところこの問いは政権の中枢を掌握る人々、とりわけ“Ūlū al-Amri”と呼ばれる人々、すなわちムスリムの問題を管理する人々が軽視してもよい些細な問題ではない。これらの人々こそが道に迷う人々を原点に回帰させる重要な役割を担うべきなのである。彼らこそイスラム法が実施されず、それどころか西欧の法、すなわち人間の創造した法が採用され、神の創造した法に代わって指針となった責任を負うべき人々である。例えば飲酒、窃盗、女性の純潔への陵辱、あるいは姦通やその他の数多くの犯罪に関する法は、イスラム法に則って実施されていない。上記の刑法がイスラムに則って実施されたとしたら、人間の利得（利益）を害する、あるいは損なうのだろうか。もしこのような考えを持った者がいたとすれば、まことにアッラーが公正であられることを信じないことを意味する。イスラムにおいて人間の利益のために完全なる掟を定め給うた御方であるアッラーの公正さを信じない者は誰でも、アッラーに背いたことになる。アッラーの法以外のもので裁きを行う人々についても同様であり、それは多神崇拝につながり得る。このことは、アディー・イブン・ハーティムの伝える以下のハディースと関連付けることができる。「アディー・イブン・ハーティムが『彼らはアッラーを差し置いて律法学者や聖職者を神となしている…』という節（「改悛」の章第31節）[23]の終わりまで聞いた時、アディーは預言者に『神の御使いよ！　私たちは律法学者や聖職者を拝しているわけではありません』と言った。そこで神の御使いは『あなた方は物事がハラル［宗教上許された事項］かハラムかを彼らに尋ねるではないか。そこで彼らは自分たちの見解に基づいて判断を下し、そしてハラムであることをハラルとし、ハラルであることをハラムとしているのだ』とおっしゃった。アディーは『その通りです』と言った。そこで神の御使いは『それこそがアッラーを差し置いて律法学者や聖職者を神として讃えると言われることだ』とおっしゃった」。

このハディースにおいて、以下のことが明らかとなっている。「律法学者や聖職者を神として讃える」という行動は、上記の会話の中で認識されているような、ひれ伏し拝することを意味するのではなく、アッラーによって下されたことに従わず、人間の問題を裁くために彼らに法的判断を仰ぐことを意味する。もしアッラーが姦通は禁止である、あるいは利子は禁止であると仰せになったなら、それらの事柄は永遠に禁止であるという裁きが下ったことを意味する。よってアッラーによって禁じられたことをハラルとするような行動を取ることは許されない。例えばアッラーの法に反しているにもかかわらず、一部のイスラム教徒の国々で西欧の国に倣った法が施行されていることで、強要がない限りにおいて性交渉を行うなどといったことである。そのような卑劣なことを行った両者の間に相思相愛の感情があった場合、それに対して政府は何を以てしても裁きを行うための干渉をしない。これは姦通がハラルとなることを意味し、それに対し法が干渉することはなく、その法はアッラーがハラムとしたことをハラルとしているということは極めて明白である。よってこれは多神崇拝の例の一つである。完全な信仰の条件は、ムスリムがあらゆるアッラーの法に従い、それを尊重すること、すなわちその命令を実行するために努力することである。もしアッラーが何らかの事柄を命じ、あるいは裁きを下し給うたならば、人がそれを無視することは許されない。なぜなら、アッラーはおおよそ次のように仰せになっているからだ（「部族同盟」の章第36節）。「信徒の男も女も、アッラーとその使徒が何らかに裁きを下し給うたならば、勝手に選択することは許されない。そしてアッラーとその使徒に背く者は誰であれ、まことに彼らは明らかに迷える者である」[24]。

またアッラーは節（「光り」の章第51節）の中で、おおよそ次のように仰せになっている。「本当に信者たちの言葉はというと、彼らの間を裁くためにアッラーとその使徒に呼び出されると、すなわち（彼らは言う）『我々は聞き入れ、従います』。そのような人々こそ勝利を得る者である」[25]。

上記のアッラーの文言に基づけば、「アッラーの命

23)「彼らは、アッラーをさし措いて、仲間のラビや修道士を主とあがめている」（『コーラン（上）』p.255）。

24)「男でも女でもおよそ信者であるからには、アッラーと使徒が何かお決めになった以上、自分勝手に事を処理することはできぬ。よいか、アッラーとお使徒の言いつけきかぬ者は、あきらかに迷いの道を歩いておるのだ」（『コーラン（中）』pp.292-293）。

25)「本当の信者であれば、どちらが正しいか裁きうけにアッラーと使徒の前に喚び出されても、「うけたまわりました。お言いつけに従います」とただ一言。こういう人々だけは必ずいい目を見るであろう。アッラーとその使徒の言いつけに従い、アッラーを怖れ、畏敬の念を抱く人、そういう人々こそ最後の勝利者となる」（『コーラン（中）』p.198）。

令を聞き入れ、従う」という二つの態度こそが真の信心であり、認められる信仰を示すことは明らかである。それに対し、アッラーの命令を聞き入れようとせず、それに従おうとしない者は、真の信心と認められる信仰の敵となり、その者は最終的にアッラーの法の境界線から外れることになる。

アッラーの法以外をもとに評決を下す、あるいは裁きを下す者が過ちを犯していることの証明を補強するものとして、アッラーがそうした者は不信の徒、不義の徒、そして邪悪の徒であるとはっきりと仰せになっていることが挙げられる。「食卓」の章第44節でアッラーは次のように仰せになっている。「アッラーが下し給うたものによって裁かない者は誰でも、彼らこそが不信（不服従）の徒である」。「食卓」の章第45節では「アッラーが下し給うたものによって裁かない者は誰でも、彼らこそが不義（横暴）の徒である」と仰せになっている。さらに「食卓」の章第47節では「アッラーが下し給うたものによって裁かない者は誰でも、彼らこそが邪悪（放埒）の徒である」と仰せになっている[26]。

結論としては以下の通りである。 アッラーが下し給うたことに従わずに法を実施する信徒は、アッラーの法が実施できると信じていない状態にあり、よってその者は不信心者である。そしてアッラーの法は実施できると認めてはいるが、その法を実施しようとしない信徒は不義で邪悪な徒、つまり横暴で放埒な者である。

イスラム法は平易で、あらゆる時代や場所に適した法である。なぜなら過去の時代、イスラムはその法の施行の下で栄光を手にしていたのであり、全ての成人ムスリムが彼らの法を実施していたからである。アッラーが最もよく知り給う。

第180号 ［*Qalam* 1965.7: 17-19］

Q.588（180-01）

死んだ人の魂が生きている人に乗り移り、（生きている人に乗り移る時、本人は無意識なまま）「私は以前、何々だった者である」と告白することはあり得ますか。また、目に見えない「ワリー・アッラー」［神の友］と言われる人が生きている人に乗り移り、そして「私は何々という名のワリー・アッラーである」と告白し、色々な良き内容の忠告をすることはあり得ますか。イスラム教の観点からお答え願います。

A.588

魂に関する問題は、一般的に理解されている通り、（人間と動物の）肉体の中にあり、肉体を生かすものである。そして魂が肉体から離れる時、肉体は死に至る。コーランの中では、魂という言葉は多くの意味を含んでいる。その中には、先程述べた一般的に理解されているような（命という意味の）理解が含まれる。コーランの中で「わしが完全にその形を作り、それからわしの霊魂をそれに吹き込んだ時、汝らはそれに跪拝せよ」（「アル・ヒジュル」の章第29節）と記されている[27]。その意味は次の通りである。ここではアッラーはアダムのことを語っておられる。預言者アダムを土から作った後、その肉体に魂を吹き込み、それにより預言者アダムは生きることができた。そして天使たちは、預言者アダムの力を認め、彼に跪拝するようにというアッラーの御命令に従った。

例えば、「コーランは誠実な霊魂（ジブリール）によってもたらされた」（「詩人たち」の章193節）に記されているように、時として魂は「天使ジブリール」を意味する[28]。例えば、「アッラーは啓示と共に天使ジブリールを下された」（「蜜蜂」の章第２節）に記されているように、時として魂は「神の御告げ」を意味する[29]。

次いで、ユダヤ教徒らなどが預言者ムハンマドに対し、実のところ魂とは何なのかと尋ねたことについて記されている。そこでアッラーは以下の節の中でそれに答え給うた。「（ムハンマドよ）汝らに彼ら

---

26)「アッラーの下し給うた（聖典）に拠って裁き事をせぬ者は全て無信の徒であるぞ。……我らはあの中で次のような規定を与えておいた。すなわち、「生命には生命を、目には目を、鼻には鼻を、耳には耳を、歯には歯を、そして受けた傷には同等の仕返しを」と。だが（被害者が）この（報復）を棄権する場合は、それは一種の贖罪行為となる。アッラーが下し給うた（聖典）に拠って裁き事をなさぬ者、そういう者どもは全て不義の徒であるぞ。……されば福音の民たるものは、アッラーがこの（聖典）に示し給うたところに拠って裁き事をなすべきであって、およそアッラーが啓示し給うたもので裁き事をなさぬ者は、すべて邪曲の徒であるぞ」。（『コーラン（上）』「食卓」44-47節、p.154）

27)「わしが彼の形を作って、これにわしの息を吹き入れたなら、汝らひれ伏して跪拝せよ」と仰せられた時のこと」（『コーラン（中）』p.67）。

28)「かの誠実な霊が天から携えて来て、汝の心に下し、もって汝を警告者に仕立てたもの」（『コーラン（中）』p.224）。

29)「天使に御言の息吹をもたせて、僕らの中の御心にかのうた者の上に下し、「われよりほかに神はない。されば汝らこのわしをこそ懼れかしこめ」と人々に告げるよう（命じ給う）」（『コーラン（中）』p.73）。

は霊魂について尋ねるだろう。言ってやれ。『魂は私の神が管理するものである』と」(「夜の旅」の章第85節)[30]。この節の意味は次の通りである。もし魂の真実を知りたいとしても、誰もそれをはっきりと説明することはできない。預言者ムハンマドでさえも知らないのである。なぜなら魂に関する問題はアッラーが管理するものだからだ。魂の定義(意味)を議論するウラマーあるいは学者たちのなかには、魂は秘められた神秘であり、水が管を流れるように、肉体へと流れ込むことができると主張する人々がおそらくいるだろう。彼らは上述の意味の証明を提示しているが、彼らの説明は全て真の学問的説明として満足できるものではない。よってこれは、先ほどの節の最後に記された「汝らに与えられた知識は僅かなものに過ぎない」というアッラーの説明とまさに一致する。魂はアッラーが管理するものであり、秘められて目に見えず、その使徒さえも管理することは許されないものなのだと我々が理解したならば、誰もその真実をわざわざ知ろうとする必要はない。それは本当のところどうなのか、また肉体から抜けて別の肉体に乗り移る力はどこにあるのかを断定することは難しいのである。

死者の魂が生きている人間に乗り移るという信仰、あるいは“al-tanāsukh”と呼ばれる信仰は、上述のal-tanāsukhを信じる人々の間に昔からよく根付いていた。この信仰はイスラム教の教えに反し、それどころか法的に“il-ḥād”、すなわち迷ったがゆえにイスラム教から逸脱したことになる。(死亡した別の人間の魂が乗り移ったなどと言って)霊が乗り移っている人間の告白は実のところ、特に本人が無意識の状態にある場合、それは全て魔術に数えられる。同様に、先ほどの降りてきた者による告白、すなわち自分は何々という名であるというワリー・アッラーの魂がこれこれ……と話し、またこれこれ……と忠告を与えること、これらの全ては魔術と見なされる。なぜなら死者の魂、とりわけワリー・アッラーなどといった良き人々の魂が生きている人間の肉体に乗り移ることは一切ないからである。

生きている人間の肉体に乗り移ることができるものとは、邪悪な類いの魂(al-ruh al-sharīrah)であり、それはジン[妖霊]とシャイターン[悪魔]の影響から生じている。彼らは人間を惑わすため、あるいは彼らを信じ始めた人間を騙すために、憑依された者に影響を及ぼし、その者が伝えた目に見えない話を信じるに至る。しかし、目に見えない事柄に関する予言あるいは占いを信じることは宗教で禁じられており、大罪と見なされる。

30)「みなが霊について質問して来るであろう。こう言ってやるがよい、「霊は主の御言から(生ずる)もの。お前たちが元来授かっておる知識はまことに些少なもの」と」(『コーラン(中)』p.106)。

Q.589(180-02)

1. 楽園と地獄は永遠なのでしょうか。またその二つが永遠でないと信じる者は法的にどうなりますか。**2**. 以下の節の意味は何でしょうか。(a) Lābithīna fīhā ahqābā、(b)Lābithīna fīhā ahqābā、(c)Fa'aḥyākum thumma yumītukum thumma yuḥyīkum thumma ilayhi turja'ūn.

A.589

楽園と地獄の二つはアッラーによって破滅から除外された場所である。なぜなら両者は、行いの報いが与えられた人々のためにアッラーが用意し給うた住処だからだ。信者はアッラーがその下僕に与えし恩恵の印として楽園に入れられる。そして不信心者はアッラーの公正さの印として地獄に入れられる。もし両者が滅び去ったならば、それはもはや報いを与える意味がなくなることを意味する。コーランの中には楽園と地獄が永遠であると説く節が数多くある。「彼らは永遠にその中に留まる」という節は、楽園と同時に地獄もまた永遠であることを示しており、一方それを否定することは不信心を意味する。

(a)「全てのものはアッラー御自身を除き、滅び去る」。この節の意味は明らかである。すなわち、アッラー御自身はいかなる時も一切滅び去ることはなく、それに対し他ものは全て滅び行く。これと関連して、アル=イマーム・アッ=スユティーは、アッラーによって破滅から除外されたものは8つあるとしている。すなわち、アッラーの座る王座、台座、地獄、楽園、霊魂、書板と筆である。

(b)「放埒者(不信心者)はずっと地獄の業火の中に住む」。この節の意味は、彼らは絶え間ない時間、地獄の業火の中で懲罰を受けるということである。

(c)「アッラーは汝らを生かし、そして汝らを死に至らせ、そして再び生き返らせ給う。そして汝らは(アッラーの)元に連れ戻される」。この意味は次の通りである。アッラーは人間の最初から最後までの過程について語っておられる。人間は元々存在していなかった。そして母親の体内にある一匹の精子が一掴

みの血の塊となり、次に一塊の肉となり、その後霊魂（命）が吹き込まれ、結果この世に誕生した。この世で人生を送った後、寿命が来てその者は死ぬ。その後、来世にて二度目の人生を送るために再び墓から起こされる。そしてそこで、その行いの報いを受けるために神の御許に帰る。もし行いが良ければ楽園で報いられ、もし悪ければ地獄で報いられるのだ。

アッラーが最もよく知り給う。

■第181号［*Qalam* 1965.8: 13-14］

Q.590（181-01）

私は多少宗教を学習した若者です。ですが私は他宗教を信仰する若者と多くつき合っているため、五回の礼拝の時間が来ても友人に見られるのが恥ずかしくて、時折私の心の中にその義務を怠る誘惑の気持ちが生じます。私の心を誘惑する感情を打ち消し、宗教的義務に忠実な人間になれる道はありますか。またそうした悪しき感情に乱されたことによって、私は罪を犯したことになりますか。道を示して下さるようお願いします。

A.590

確かにそうした悪しき感情は常に人の思考を乱し、そしてそれはシャイターンからもたらされる。そのシャイターンこそが様々な悪しき事柄を心にささやくのである。大抵、生活において失敗をしている人々はそうした悪しき感情に誘惑され易い。例えばお金に不自由している、あるいは失業している、あるいは商売で損をした、あるいは家庭生活に失敗した、あるいは交友関係に影響された、などといった人々である。そうした悪しき感情が激しい誘惑を特に引き起こすのは、その者の心が弱い、あるいは強い決意に欠けている時である。

この弱さの原因は、その者が受けた宗教教育や学習の脆弱性にある。もし人が幼い頃から完璧な良い宗教教育を受けたならば、神の御心により、その者が受けた良き教育は精神の中で強固なものとなり、大人になるまで影響を与えるだろう。それに対して、もし良き教育と宗教の教えを子供の頃から植え付けなければ、精神を改めることは大人になるにつれてますます困難となる。それにより強い決意に欠け、さらに心は弱くなり、心や思考を誘惑する悪しき感情が起こるのを避けるために努力ができないのである。もしあなたが心が弱く、強い決意に欠ける人間ならば、それはあなたが心の中の悪しき感情、すなわちあなたが述べたような五回の礼拝の義務の履行を怠るよう誘惑する気持ちに負ける原因となる。それどころか、あなたがより多くの宗教上の禁止事項を行うよう誘うだろう。

心の弱さと決意の欠如は宗教教育の不足が原因である。よってこの側面の欠如こそ、あなたがすぐに克服すべきことである。よってここでの忠告として、より多く、そしてより熱心に宗教の知識を再度学ぶことを勧める。一生懸命アッラーの御配慮あるいは御加護を請いなさい。願わくはあなたがシャイターンの誘惑から生じた悪しき感情から解放されるように。同時にシャイターンの誘惑からあなたの身を守って下さるよう請うのである。“a‘ūdhu bi Allāhi mina al-shaytāni al-rajīm”［私はアッラーに、シャイターンの悪からの避難所と御加護を求めます］と唱える回数を増やしなさい。また、例えば、「言え、『私は御加護を請い願う。人間の主、人間の王、人間の神に。こっそり出没してささやく者の悪から逃れて。それが人間の心にささやくジンであろうと、人間であろうと』」など、聖なる節を読む回数を増やしなさい。

その他にも、慈善につながる善行あるいは良き働きを増やしなさい。例えば、困窮している人を助ける、お金に不自由している人を助けることである。能力に応じてリンギット通貨、労働力あるいは有益な意見を出すことによってである。個人的に行うのでもいいし、あるいは慈善団体またはスポーツの分野で奉仕するのでもいい。その分野で奉仕あるいは活動が行われてさえいれば、これにより悪しき感情あるいは悪しき思考が起こり、誘惑することを避けることができるだろうし、そうした事柄を忘れることができる。同様に、時間がある時は聖典コーランを読む回数を増やしなさい。そうすることでアッラーに対する信仰心が増し、アッラーが勇敢にして万有の主であられることを信じ、そして馬鹿げた考えから心、感情、そして思考を平穏にすることができるのだ。

先ほど上で説明した忠告を実践する心の誠実さによって、それがあなたを乱す悪しき感情を消す一つの道となり、そしてあなたが宗教的義務に忠実な人となることを願う。それによってアッラーはあなたに恩恵を御与えになり、そして悪しき感情に乱されたことによるあなたの罪を御赦しになるに違いない。

アッラーが最もよく知り給う。

■第182号［*Qalam* 1965.9: 35-38］

Q.591（182-01）

あるイスラム教徒が精霊に一頭の山羊を捧げると誓いました。望みが叶うとその者は一頭の山羊を購入し、そして「精霊がもう誘惑してくることがないよう、この山羊を捧げることを誓います」と述べながら、その山羊の頭に黄色に着色された米の磨ぎ汁などをかけました。その後、ハッジ［巡礼］を果たした人にそれを屠るよう命じました。そこでハッジを果たした人は、「ビスミッラー」［「慈悲深く慈愛あまねき神の御名に於いて」というアラビア語の定型句］と唱えながらその山羊を屠りました。このようなやり方で屠殺された動物をイスラム教徒が食べることはハラルでしょうか、あるいはハラムでしょうか。このような誓いを立てた者、また屠殺を行った者は法的にどうなりますか。

A.591

あなたが質問したような、誓いを立てた者と屠殺を行った者が法的にどうなるのかについて説明する前に、まずここで誓約の意味とそれに関連する事柄を説明することが望ましいだろう。「誓約」(nazar)は、普段マレー語では「membayar niat」とも言われる。よって誓約を立てたものは、イスラム法学用語に従うと、「誓いの言葉を以て何かを行うことを心に誓う者を指す。当初義務ではなかったことが、誓いによってそれを行うことが自身の義務となる」。誓約とは、「行うと誓うこと」を意味する場合もある。例えばサダカを行う、困窮者をもてなす、または巡礼に行くなどといったことであり、誓いを立てたその者はその勤めを果たす責任を負う。そしてそれを別の勤めに代えることは許されない。

また「行わないと誓うこと」を意味する場合もある。例えば禁煙する、人の陰口をたたかない、または違反行為を行う場に行かないなどといったことであり、誓いを立てた者は上述の事柄を行わない責任を負う。

誓約は「アッラーに従う」事柄において、つまりアッラーの御許に近づくために立てねばならない。それによって報酬を得ることができるのである。「アッラーに背く」事柄において誓いを立てることは禁じられている。例えば酒を飲む、賭け事をするなどと誓うことである。さらに、「ムバーフ」または「許される」事柄を行うあるいは行わないと誓うこと、例えば食べるあるいは食べない、歩くあるいは歩かないなどと誓うことは、誓約として無効である。つまりもしそれを果たしたとしても、その報酬は何もない。

これと関連して、アッラーは次のように仰せになっている（「牡牛」の章第270節）。「汝らがどんな財を施そうとも、汝らがどんな誓いを果たそうとも、まことにアッラーはそれを知り給う。不義を行う者が助けを得ることはない」[31)]。この節の意味は次の通りである。アッラーが汝らに課した義務、例えばザカートや扶養している妻子の生活費などを払うこと、あるいはアッラーに従う事柄において汝らが行うと心に誓い、己自身に義務として課したことは何でも、後にそれを実行することで誓約を果たしたならば、まことにアッラーはそれを知り給う。つまり、汝らが施したことや誓ったことの全てをアッラーは知り給い、それに対し報酬を与え給う。また不義を行う者が御加護を受けることはない。すなわち、ここでいう不義を行う者とは不適切なサダカを行う者、あるいは自慢（見せびらかす）ためにサダカを行う者、あるいはハラムとされる財産からサダカを行う者、あるいは上述の質問の中に出てきたような誓いを立てる者のことである。彼らはアッラーの懲罰から逃れるための助けを得ることはできない。

この節は不義を行う者に対する厳しい警告となっている。そして、精霊が誘惑してこないことを願い、精霊に山羊を捧げることを誓うという行為、すなわち、あたかもその精霊が益や害をもたらす力を持っていると信じるかのような行為は、法的に多神崇拝行為であり、それは己自身を虐げることになる。なぜならそれを改悛しない限り、アッラーがその罪を赦し給うことはないからだ。よって、そのような誓いを立てる者は法的に多神教徒と見なされる。ゆえにその行為を反省し、それを繰り返さないことを約束することで改悛しなければならない。

「ビスミッラー」と唱えながらその山羊を屠った、ハッジを行った者は、山羊が死んで死骸になることから救ったとして報酬を得ることができる。それはもし精霊の名の下に屠殺が行われることが運命付けられていた場合である。つまりもしその屠殺がイスラム法に則って行われたならば、すなわち屠殺を行った者がイスラム教徒で、鋭利な道具で屠り、喉仏（気道）と喉（食道）を切り、アッラー以外の名を唱えたのでなければ、その肉をイスラム教徒が食すこと

---

31)「汝らどんなことに金を使おうと、どんな願立てをしようと、アッラーはすっかり御存知。不義をはたらく徒には助け手もない」(『コーラン（上）』p.67)。

はハラルとされる。これと関連して、アッラーは次のように仰せになっている（「食卓」の章第3節）。「汝らは死体、血、豚肉、アッラー以外の名の下に屠殺されたもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、突き殺されたもの、猛獣に食われたもの、但し汝らが屠ったものは別であるが、これらを食べることは禁じられている（ハラムである）。そして偶像崇拝の名の下に屠殺されたもの、そして賭け矢で運を決めること（も禁じられている）。これらは全て忌まわしきものである……」[32]。

Q.592（182-02）

⑴故人への贈り物として礼拝、断食、そして七万回のズィクル［アッラーの御名の念唱］のフィドヤ［宗教的義務を免除される代わりに行うこと］を行うことは許されますか。⑵宗教指導者、ウラマー、そして四大マズハブにタクリード［信徒がウラマーの見解に従うこと］すると、法的にどうなりますか。

A.592

⑴シャーフィイー派の法学書の中で、ウラマーらは断食を行えなかった故人のために「断食のフィドヤを払うことは許される」ことに同意している。それは彼らが法的判断を行う上での拠り所となる文言が存在するからである。その中に、ブハーリーとムスリムの伝承による次のような預言者ムハンマドのハディースがある。「断食を行えなかった故人の代わりに、その後見人（家族）が断食を行いなさい」。また別のブハーリーとムスリムの伝承による預言者ムハンマドのハディースは次の通りである。「あなたの母親の代わりに、あなたが断食を行いなさい！」これは、ある女性が預言者ムハンマドに、断食を行うという誓約を果たせぬまま亡くなった母親の代わりに断食を行っても許されるかを尋ねた際の、預言者ムハンマドの命令である。

「礼拝のフィドヤ」については、彼らの見解は一致していない。大半はそれを容認しておらず、また容認する者もいるがその指針となる確かな文言はない。イマーム・アッ＝スブキーが、礼拝を行えずに亡くなった家族の一人の代わりに礼拝を行ったことがあり、脆弱と言われているがハディースの伝承があるがゆえに、単にこれらを根拠として彼らは「礼拝のフィドヤ」を容認している。それどころか、断食と同様に、もし故人が遺産（財産）を残したならば、その中から礼拝を行うことはその故人の後見人にとって義務であると主張している者もいる。イマーム・アッ＝スブキー自身は、なぜ礼拝のフィドヤを行ったのかを次のように述べている。「私の身内の一人が五回の礼拝を行わないまま亡くなったので、私はキヤース［宗教上の問題に関する類推］によって断食と同じように代わりに行った」。

明らかに、礼拝のフィドヤを容認する論拠となり得る文言はコーランや真正ハディースの中にはない。それどころか、シャーフィイー派における確定的なカウルによれば礼拝のフィドヤを行うことは許されない。なぜなら、預言者ムハンマドや教友たちによるwāridu（前例）がないからだ。

むしろ我々は、「礼拝のフィドヤ」があると、宗教の柱となる礼拝の義務を軽視するよう民衆を促しかねないと考える。礼拝を行うことは宗教を確立することを意味し、それを怠る者は宗教を崩壊させることを意味するのではないのか。裕福な者はいずれ礼拝を粗雑に行うことになるのではないか。なぜなら裕福な者は、怠った全ての礼拝を償うためにいずれ自分の遺産が使われることが許されると考えているからだ。それは「礼拝のフィドヤを容認する」ファトワが存在するからで、それはイスラム教の原則を強固なものとする目的と相反している。

「アッラーの他に神はなし」と七万回ズィクルを唱えると、それにより報酬が与えられる。なぜなら、その句こそ最良のズィクルであるからだ。しかし、「アッラーの他に神はなし」と七万回ズィクルを唱えることで、故人を地獄の業火から救い出せるという根拠は疑わしく、真正な文言を拠り所としない限り、それを論拠として受容することはできない。もしかしたら根拠があるかもしれないが、それは真正ではないハディースに依るものだろうし、そうしたことには法の裁定が存在する。

一部のハディース学者は、脆弱なハディースであっても、もしそこまで脆弱でなければ、“Faḍāil al-A‘māl”［特定の行い］に関してのみ判断したり説明したりする上での指針とすることが許されると考えている。実のところ、人の論拠となるものは真正と

32)「汝らが食べてはならぬものは、死獣の肉、血、豚肉、それからアッラーならぬ（邪神）に捧げられたもの、絞め殺された動物、打ち殺された動物、墜落死した動物、角で突き殺された動物、また他の猛獣の啖ったもの——（この種のものでも）汝らが自ら手を下して最後の止めをさしたものはよろしい——それに偶像神の石壇で屠られたもの。それからまた賭矢を使って（肉を）分配することも許されぬ。これはまことに罪深い行いであるぞ」（『コーラン（上）』p.144）。

良好なハディース以外にないのである。

結論として、ズィクルを行うことで報酬を得ることはできるが、「ズィクルにより、故人を地獄の業火から救い出せる」という判断は、もし真正あるいは良好なハディースの文言に基づくものでなければ、論拠として受容することは許されない。

⑵この「タクリードとマズハブ」の問題は、古来よりウラマーらの間で激烈な議論が長いこと続いている。一部はそれを容認し、一部はそれに反対している。我々はそれをここで解説するつもりはなく、極々簡潔に説明するのみとする。アッラーは次のように仰せになった（「蜜蜂」の章第43節と「預言者」の章第７節）。「もし汝らが知らないなら、訓戒の民（知る者）に尋ねてみよ」[33]。ムジュタヒド［自らの知識で法的判断する資格を持つ者］ではない一般人のタクリードが許される根拠としては、この節だけで十分だろう。もし一般人がムジュタヒドの段階に達したならば、もはやタクリードの必要はない。「タクリード」と言われるのは、根拠を知らずして他人の言葉に依拠することであり、そしてそれはその者がムジュタヒドの段階にまだ達していない場合である。例えばもし一般人がタクリードを禁じられ、イジュティハードを義務づけられたならば、それは担う能力のない事柄により彼らに負担をかけることを意味する。そしてアッラーの啓示は次の通りである。「至高なるアッラーは人にその能力以上のものを負わし給うことはない」。もう一つアッラーの啓示を挙げる。「アッラーはイスラムの教えに関して、汝らに困難なことを課し給うことはない」。

タクリードが禁じられているのは、宗教の原理に関わる事柄である。 大多数のウラマーは至高なるアッラーを知ることは義務であることに合意しており、実のところアッラーを知るにあたって、タクリードでは成果をあげることはできない。

アッラーが最も良く知り給う。アッラーにこそ全ての称賛あれ。

33)「汝より以前に我らが遣わした（預言者たち）も、みな我らの啓示を受けた人間ばかりであった。お前たちもし万一知らないのなら、お諭しの民にきいてみるがよい」（『コーラン（中）』「蜜蜂」p.79）。「汝より前に我らが遣した人々もみなただの人間で、それが我らの啓示を受けただけのこと。お前たち知らないなら、お諭の民にきいてみるがよい」（『コーラン（中）』「預言者」p.152）。

第184号［*Qalam* 1965.11: 23-26］

Q.593（184-01）

私たちは二人兄弟で、母は巡礼を果たすためにメッカへ船で渡航するつもりです。私たち二人以外、母の渡航に同行するマフラム［結婚が禁じられている近親者］はいません。そして母は私たちの一人しか同行に誘ってくれません。それは渡航のための交通費や費用が二人分しかないからです。私は母と同行することを強く望んでいます。そして弟もまた母と一緒について行きたがっています。一方母はくじ引きをし、くじに当たった者が母に同行するよう我々に命じました。こうした事柄でくじ引きを行うことは宗教上許されますか。あるいは宗教と関係がありますか。ご説明願います。

A.593

大多数（大半）の法学者であるウラマーの見解によると、くじ引きは良き事柄の一つであり、法的にはスンナである。これを行う目的は困難を克服するため、あるいは争っている二者またはいくつかの当事者がおり、それぞれが同じように強い根拠や証拠を持っている場合において、彼らの間で生じた困難に対処し、混乱を解消するためである。このくじ引きを行う目的は良き道を模索するために他ならず、それによって全ての陣営の不満感を解消し、相手を悪く思う感情を打ち消すためである。その他に、くじ引きという方法でその事態を克服する手助けをして下さるよう、アッラーにそれを委ねるのである。

くじ引きはイスラム法で規定されており、それはコーランと預言者ムハンマドのハディースの中に記されている。コーランの中のアッラーの啓示（「イムラーン一家」の章第44節）は次の通りである。「これは目に見えないものに属する話である。我らは汝（ムハンマドよ）にだけ啓示してつかわす。彼らの間で誰がマリアの世話をするのか決めるために占いの矢を投じていた時、汝は彼らの傍にいなかったし、また彼らが言い争っていた時も、汝は彼らの傍にいなかった」[34]。この節の意味は次の通りである。つまり、アッラーは預言者ムハンマドにシティー・マルヤム・ビンティ・イムラーン［聖母マリア］とアッラーの預言者

34)「これはみなもともと不可知なる事柄に属する話しであるが、それを特にお前にだけ開示してつかわすのじゃ。お前は、あの連中が占矢を投げて誰がマルヤムの世話をするか決めようとしていた現場に居合わせたわけではなし、また（そのことで）みんなが言い争っていた現場に居合わせもしなかった」（『コーラン（上）』p.80）。

ザカリヤー及びバニー族の聖職者の出来事について説明なさっている。それは預言者ムハンマドとその民も知らない出来事であった。アッラーは預言者ムハンマドに語り給うた。聖職者と預言者ザカリヤーはシティー・マルヤムの世話をする座を奪い合っていた。そこで各々の占い矢を川に投げてくじ引きを行い、矢が浮き上がった者がシティー・マルヤムの世話をすることに決めた。最終的に預言者ザカリヤーがくじに当たった。

またコーランの中には、次のようなアッラーの啓示(「整列者」の章第139-142節)が記されている。「まことにユーヌスも、使徒の一人であった。彼が積み荷を満載した舟に乗って逃れた時、占いくじが行われ、彼はくじを引いて敗れた。そして海に投げ込まれ、魚に飲み込まれた。彼は責めを負うべきであった」[35]。この節はアッラーの預言者ユーヌスが乗客と共に積み荷を満載した一隻の舟に乗ったことについて物語っている。彼らはその舟が沈むことを恐れ、その積み荷を減らすことを話し合った。その方法は、舟が軽くなるように乗客の中の一人を海に投げ込むというものだった。そこで彼らは誰を海に投げ込むべきか決めるためにくじ引きを行った。預言者ザカリヤーもくじ引きに参加し、そして不運なことに彼はそのくじに当たってしまい、そこで彼は海に身を投げ込まれたのである。

一方ハディースの中にはイマーム・ブハーリーとムスリムの伝承がある。「アブー・フライラは伝えている。「使徒は次のようにおっしゃった。『もし人々が呼びかけ(アザーン)とṣaff al-awwal(礼拝における最前列)に(どんなに大きな報酬が)あることを知っており、そして(多くの者が集まっているがゆえに最前列を奪取するため)くじ引きを行う以外に方法がなかったとしたら、その者はきっとくじ引きでそれを奪取するだろう』」。

別のハディースの中には、奴隷たちを解放するために行われたくじ引きに関する出来事が記されている。イマーム・ムスリムの伝承によるもので、イムラーン・ビン・フサインは次のように伝えている。「ある男が死の間際に、六人の奴隷を解放した。だが彼はその奴隷たちの他に遺すべき財産を持っていなかった。そこで彼らはアッラーの使徒に呼ばれ、三つのグループに分けられた。そこで彼らはくじを引いた。そこで使徒は二人だけを解放し、他の四人は解放されなかった。そして使徒はその男を厳しく非難した(全ての奴隷を解放することを禁じた)。なぜならその男の行為は遺言と見なされたが、遺言では財産の三分の一までしか認められないからだ。つまりそれが重病で死に瀕している時に、彼が解放することが許される割合である」。

別のハディースとしては、イマーム・ブハーリーとムスリムの伝承がある。サイイーダティーナ・ウンム・サラマの奴隷、アブドゥッラー・ビン・ラフィーが伝えたものである。ウンム・サラマは語っている。「神の使徒のもとに二人の男性が訪れた。彼らは二人が手にする遺産について言い争っていたが、彼らはそれぞれ、単なる申し立て以外に証拠を持っていなかった。そこで使徒はおっしゃった(それはおおよそ以下の通りである)。『私は一人の人間に過ぎない。あなた方は口論し、私に(解決を求めてくるが)、おそらくあなた方の一方は他の者よりその論拠の正確さに欠けるだろう。そこで私は聞いた事によってその者を裁くだろう。しかし私が裁いた者は誰であれ、その者は同胞の権利を取る者であり、彼は少しもそれを取ってはならない。なぜなら、私の下した裁きは火獄の一部を切り取ったまでのことだからだ』」。

またアブー・ダウードの伝承によると、このハディースの中には次のように記されている。「そこで(財産を奪うために争いをしていた)二人は泣いた。そして彼らは各々相手に『私の権利はあなたのものだ』と言った。その後使徒は『あなた方二人が為したことを為すならば、分配すればよい。各々自分の取り分だけで十分だろう』とおっしゃった。そして二人はその遺産を二人の間で均等に分け合ったのだった」。

先ほど解説した非常に明確な文言により、くじ引きは宗教上許されている。ただし、イマーム・アブー・ハニーファとその教友たちのように、実のところくじ引きは賭博や宝くじであり、それは“azlām”、すなわち矢を使って行うくじ引きに類似しているがゆえに、アッラーはそれを禁じ給うたと述べる法学者のイマームたちもいる。上述のイマーム・アブー・ハニーファは以下のように反論している。預言者ザカリヤーの出来事におけるくじ引きと、また預言者ムハンマドが妻に対して行ったこと(預言者ムハンマドは普段、航海に同行する者としてくじに当たった妻

35)「次に、ユーヌスも使徒の一人であった。……あれが逃げ出して満載の舟に乗り込んだときのこと。……占い籤を引いて見たら、あれの負けになってしまった。……(そこで、海に投げこまれたところを)大魚に一呑みされる身となった。これはたしかにあれが悪い」(『コーラン(下)』p.43)。

を連れていった）に関しては、当事者たちがくじ引きをしなくても双方が認め合っているために許される。イブン・アル＝アラビーは、この論拠は脆弱であると述べて否定している。なぜならくじ引きの利点は、権利の争奪が生じている時に隠された裁定を出すことである。双方が容認し合う気持ちによって生じることはまた別の問題である。そして、くじ引きは双方が容認し合う（互いに好意を持つ）形で行われるものだと主張することは妥当ではない。なぜなら、くじ引きを双方が容認し合う方法と同一視することができないからだ。

我々は上記の複数の文言に基づき、くじ引きと宗教の関係を説明したが、今度はここで以下のことを説明することが望ましいだろう。すなわち、いつくじ引きを行うことができるのか、またくじ引きにはどのような方法があるか、また何に対してくじ引きを行うことが許されるのか、ということである。

くじ引きはいつ行われるのだろうか。くじ引きが行われるのは、争っている双方が各々何らかの申し立てをしているに過ぎず、そして各々がその証拠を持っていない場合である。くじ引きの決定こそ、互いの間に差をつける裁定を出すものである。証拠を持っているのが一方だけだった場合については、証拠に基づき裁定を出すことができ、くじ引きを行う必要はない。双方が共に証拠を持っていた場合の解決方法は、その証拠を無効にし、その後でくじ引きを行うのである。そしてくじ引きの決定こそが裁きとなる。あるいは別の方法に従うならば、双方が確固とした証拠を立てることで裁きを行い、そして争点となっている物を双方の側に均等に分けなければならない。それは双方が証拠を持っているからである。

これと関連して、アブー・ムーサーは次のように伝えている。「一匹の動物について言い争っている二人が、使徒にその事態の解決を請うた。そして双方のそれぞれが証拠を持っていた。そこで使徒は、それぞれがその動物を半分ずつ取るという裁きを下した。申し立てが同じゆえに、分け前もまた同じなのである」。

くじ引きにはどのような方法があるのだろうか。シャーフィイー派によると、くじ引きの方法は次の通りである。同じ大きさの細かい紙切れをいくつか使い、それぞれにくじ引きを行う者の名前を記入する。次にその紙切れを粘土で包み、弾丸のように丸くし、それぞれ同じ大きさにして乾かす。そして一枚の布の上にばらまき、次に別の布を上に被せて閉じる。その布の下に手を入れ、くじの玉を一個取り、出すことでくじ引きが行われる。そして名前が出てきた者こそが、くじに当たった者となる。

くじ引きする者が持っている指輪を使うくじ引き方法もある。その全てを一着の服の袖の中に入れる。その服の袖の中に全ての指輪を集めたら、それを地面の上にばらまく。先に出てきた指輪の持ち主こそ、くじに当たった者である。さらに鳥を飛ばすくじ引き方法もある。それぞれが好きな方向、つまり左か右かを選ぶ。そしてその鳥を放つ。その鳥は飛ぶ時にどちらかの方向へ曲がるのだが、鳥の曲がる方向を選んだ者こそ、くじに当たった者となる。

これと関連して、 アブー・ フライラが伝えるハディースが一つある。 彼は次のように語っている。「二人の者が何らかの物について申し立てを行った。しかし二人のうち証拠を持っている者は一人もいなかった。そこで先ほどの二人は使徒に、二人がそれを好むと好まざるとにかかわらず、鳥を放ってくじ引きを行うよう命じられた」。

何に対してくじ引きを行うことが許されるのだろうか。困難に対処するためにくじ引きを行うことは、もちろん許される。なぜなら、それによって明確な裁きを出すための決定を行い、また全ての者を満足させるだけでなく、全ての曖昧さ、同様に悪しき疑いを払拭するからである。よってあなた方兄弟が、あなたの母親が命じたようにくじ引きを行うことは許される。くじに当たった者こそ、巡礼の義務を行うための渡航に同行する者となる。またイスラム法の中に既に規定がある事柄においては、無論一切くじ引きを行ってはならない。それどころかそうした行為はイスラム法に反する。

舟が大波の危険に直面した時に、沈まぬよう積み荷を軽くする手段として人間を海に投げ込むような行為は禁じられている。海に投げ込むためにくじ引きを行うことが許される積み荷は物品だけであり、人間ではない。舟が大波に直面した時に、アッラーの預言者ユーヌスの身に起きたことからキヤースすることは許されない。この出来事からキヤースすることは許されないのだ。積み荷を満載した一隻の舟が、それを沈める恐れのある大波に脅かされた場合、投げ込むことが許される積み荷は貿易品だけである。それが男あるいは女、自由人あるいは奴隷、異教徒あるいはムスリムであろうと、乗客あるいは船員を投げ込むことを許す道はない。これはウラマーのイ

ジュマー［宗教上の問題に関する合意］に従ったものであり、そのイジュマーは、「まことに、他の者を救うためにアダムの子を死に至らしめることは許されない」という法裁定に基づいている。

アッラーが最もよく知り給う。

第185号［*Qalam* 1965.12: 9-10］

Q.594（185-01）

1. 我々イスラム教徒が寺院を建てるために寄付を行うことは許されますか。

2. ある集団のコミュニティに対するお祝いとして、我々がその寺院の落成式に参列することは許されますか。

A.594

あなたの最初の質問に関して、まずは「寄付を行う」と言われることについて説明することが望ましいだろう。寄付を行うとは、助けを必要としているグループに対する援助としてリンギット通貨、あるいはいずれかの高価な物を費やすことである。また寄付を行うことは良い行いの一つである。なぜなら、それは善行の一つに入るからである。そして全ての善行はイスラム教によって奨励されており、加えてイスラム教は信徒たちに善行に関わる事柄において互いに助け合うよう求めている。これは「食卓」の章第3節の中で次のようなアッラーによって説明がなされている。「互いに助け合って善を行い、アッラーを畏れよ（忠誠を尽くせ）」[36]。

さらに、もし寄付がアッラーの道のために行われ、表面的あるいは強制によって行われたのでなければ、受け取る報いは何倍にもなり、10の善行が700の善行にまでなる。これについてもアッラーによって説明がなされており、「牝牛」の章第261節の中でアッラーは次のように仰せになっている。「アッラーの道（善行）のために財産を費やす人々を喩えるとすれば、一個の穀粒が七つの穂を出し、それぞれの穂が百個の穀粒をつけるようなものである。アッラーは欲し給うた者には誰にでも、（報酬を）数倍にし給う。アッラーは恩賞厚く、全てを知り給う御方である」[37]。

それ以外にも、それによってその行いが神に受け入れられ、そして神が約束し給うた通りに報酬を受け取ることができるように、全ての者は寄付をする時に誠実な心であらねばならない。その他にも、寄付をしたものを見せびらかしたり、悪口を言ってそれを聞いた者の心を傷つけたりしてはならない。そうした行為によってその寄付は無効となり、ダメになり、無意味と化す。これはアッラーによって説明がなされており、「牝牛」の章第264節の中でアッラーは次のように仰せになっている。「信ずる者たちよ！見せびらかしたり、心を傷つけたりして、汝らのサダカ（寄付）を無益にしてはならない」[38]。この節の意味は次の通りである。寄付を行ったが、後にそれを見せびらかし、それを聞いた者の心を傷つける者が施した寄付あるいはサダカは、アッラーによって受け入れられることはない。つまり、それは損を意味する。

次にここで「寺院」の意味は何かについて説明する。通常、寺院と言われるものは、何らかの宗教を信仰する種族がイバーダートを行う場である建物を指す。その建物でイバーダートを行う人々について、イスラム教は彼らの勤めを誤ったイバーダートの一つと見なしている。なぜなら、アッラーと偶像を並び配することによって、彼らのイバーダートの中には多神崇拝の要素が含まれているからである。そしてアッラーと並び配する行為は最大の罪の一つである。よって、罪や違反行為を含む事柄の中で行われた支持、支援、料金の支払い、寄付などといった助け合いはイスラム教によって禁じられており、一切許されない。これは先ほどの「食卓」の章第３節のつづきの以下の文言に拠る根拠に基づいている。「罪をもたらす物事や敵対（をもたらすこと）のために助け合ってはならない！」[39]。

結論は次の通りである。実のところ、寺院を建てるために寄付を行う（それはまた助けることも意味する）ことは（それは永遠に罪を犯すことを意味する）、イスラム教で禁じられている。そして我々は、善行を永続させる支援行為が、限りなく続く報酬をもたらすのと同様に、違反行為を永続させる支援行為は、長期に渡る罪をもたらすということをもっとよく認識しておく必要がある。

これと関連して、おおよそ以下のような意味の預

36)「互いに仲良く助け合って義しいことを行い、信仰を深めて行くようにせよ」（『コーラン（上）』p.143）。

37)「アッラーの道に己が財を費す人を譬えて見ようなら、一個の穀粒が七個の穂を出し、その穂の一つ一つがまた百個の穀粒を出すようなもの。アッラーは御心の向いた人には（収益を）何倍にでもして下さる。アッラーは一切を包含し、一切に通暁し給う」（『コーラン（上）』p.65）。

38)「これ汝ら、信徒の者、せっかく施し物をしておきながら、後で恩きせがましくしたり偉ぶったりしてそれを無効にしてはならぬぞ」（『コーラン（上）』p.65）。

39)「互いに助け合って罪を犯したり悪事をはたらいたりしてはならぬ」（『コーラン（上）』pp.143-144）。

言者ムハンマドのハディースを挙げたい。「イスラムで良き計画を始めた者は誰でも、その者に続いて人びとがそれを行ったなら、その者はそれを行った人々の報酬から何一つ減らされることなく、彼らと同じだけの報酬が記される。そしてイスラムで悪しき企みを始めた者は誰でも、その者に続いて大衆がそれを行ったなら、その者はそれを行った人々の罪から何一つ減らされることなく、彼らと同じだけの罪が記される」。

上記のハディースの意義として説明されていることから、我々は以下の結果を得た。すなわち、学校、モスク、そして貧しい人々や孤児のための宿舎を建てるなどといった善行や、イスラム教の偉大さを高めるその他の善行において互いに助け合うために尽力する人々について、そうした良き計画を提案した者は、人びとがその者を見習っている限り、その報酬を受け続ける。

それに対して、悪しき企みを提案したり、あるいは社会に害を与えたり、または道徳やモラルを落としたり、宗教、民族、そして祖国をダメにする人びと、たとえば悪しき陰謀を企んだり、そこで男女が交友し、酒類や贅沢な料理でもてなすジョゲット［マレーの伝統舞踊］やダンスのパーティを催したり、あるいは美人コンテストを開催し、半分や四分の三も裸になって身体やアウラを見せたり、あるいは慈善事業などと称して提案されるいかなる事業をも行ったりすることは、全て宗教の観点からしてハラムであることは明らかであり、宗教上の禁止事項となっている。それらを提案し、そして上述のハラムであると疑われる企みに共謀した者は全員、神から罪と呪いを受ける。それを提案した者は、人々がその企みを続ける限り、彼らと同じだけの罪を負い続ける。

あなたの第二の質問に関して、実のところ、彼らに共感する意図を持って寺院の落成式に参列することは是認を意味する。ウラマーらは、「違反行為を是認することは違反行為と見なされる」と述べている。

上で説明したことが、我々全員にとっての警告となることを願う。すなわち、寄付し貢献するにあたっては注意を払い、不適切な場に何かを置いてはならないという警告である。なぜなら、これは不義や横暴というものを意味するからだ。そうではなく、良き計画を選び、そしてアッラーとその使徒の是認を得るのだ。

アッラーが最も良く知り給う。

■第188号［*Qalam* 1966.3: 29-31］

Q.595（188–01）

私は幼い子供、とりわけ赤ちゃんがいる家族に会ったことがありますが、彼らが赤ちゃんの顔の部分、例えば額に黒いもの、あるいはアイライナーを塗りたくっているのを見ました。それによって赤ちゃんの可愛らしい顔が醜く見えました。なぜその家族はそのようにするのか驚きました。それを彼らに尋ねると、それはain［邪視］を受けることから赤ちゃんを守るためだと彼らは答えました。私はそこで邪視とは何なのかと尋ねました。彼らは私の質問に満足に答えることができず、それは嫉妬する者の邪視を受けることから赤ちゃんを守るために昔の先人たちが行ってきた方法であり、我々も彼らの行いに従ったのだと述べただけでした。よって私はここで貴殿に質問したいと思います。そのような行為はイスラム教と関係はありますか。またそのような信仰は宗教の教えに反しませんか。ご説明願います。

A.595

まず我々があなたに説明したいのは、ainという単語はアラビア語が語源で、マレー語では「目」を意味することである。邪視を受けた者とは、妬みあるいは驚きの気持ちの何れに基づいたものであろうと、驚嘆した者の眼差しの力を受けて精神が弱まる者のことである。そして驚いた者の口から称賛などの言葉が発せられ、それによって見られた者が病気などに陥るのである。邪視を向けられた者とは、眼差しによる妬みを受けた者という意味である。よってあなたが目撃した家族、すなわちあなたが語ったような、人に見られた時に醜くなるように彼らの幼い子供の顔に何かを塗りたくることについて、彼らの目的は他でもなく邪視からその子を守ることである。彼らのそうした行為は確かに正当性がある。なぜなら彼らは罪無き赤ちゃんが、その子を見て嫉妬する者の眼差しの犠牲になることを好まないからである。

この邪視あるいは「嫉妬の目」の事柄に関してはイスラム教と関係がある。おそらく一部の近代教育を受けた側にとってそれは些細な問題であり、それを信じる者を未だに古い人間だと見なすだろう。しかし実のところ、この問題に触れている預言者ムハンマドのハディースがいくつかある。その中には次のような預言者ムハンマドの文言がある。「妬みの目は真実である。もしアッラーの定めを踏み越え得るものがあるとすれば、間違いなく妬みの目がそれを踏

み越えるだろう」。このハディースの意味は、妬む者の眼差しの影響力がとてつもなく強いがゆえに、人にふりかかる神の定めをあたかも踏み越えることができるかのようだ、ということである。この件に関して一部の教友らは、「妬みの目は剣よりも貫く」と語っている。またイマーム・マーリクなどは次のように伝えている。「まことにサハル・ビン・ハニーフは、ある時沐浴をしているところをアーミル・ビン・ラビーアーに見られた。アーミルはサハルの滑らかな肌を見て驚き、『アッラーに誓って私は今日のような（身体を）見たことがない。これ程滑らかな肌を……』と言った。彼がそうした言葉を述べたのは、サハルの身体の肌の滑らかさを称賛するためであった。なぜなら、それは服の後ろに隠された女性の肌の滑らかさに優っていたからであった……これはアーミルが彼を羨んだからであった（それは妬みと見なすことができる）。よってアーミルの行いによってサハル・ビン・ハニーフは病気にかかった……。この出来事は預言者ムハンマドの知るところとなり、そして預言者はアーミルに会いに来られた。預言者は彼を怒りつけ、『何に基づき民はその同胞を殺すのか。あなたは彼のために神の恩恵を祈る方が良いのではないのか』とおっしゃった」。

またジャービルは預言者ムハンマドが次のようにおっしゃったと伝えている。「まことに妬みの目（邪視）は人を墓に入れ、ラクダを鍋に入れる」。この意味は次の通りである。妬みの眼差しは人に死をもたらすことができ、その結果人は墓に入れられる。またラクダが死ぬと、結果として料理するために鍋に入れられる。

妬みが人間の目に宿っているように、ジンの目にも宿っている。預言者ムハンマドはある日、妻のウンム・サラマの家に入った。そこでジンの邪視を受けて顔に青あざ（彼女を妬んだジンの視線を受けた跡）がある女性を見つけた。そこで預言者ムハンマドは妻に『その女性に呪文を唱えてあげなさい』とおっしゃった」。この意味は次の通りである。預言者ムハンマドは妻に、ジンの妬みの眼差しを向けられた女性の顔の傷が治るように呪文を唱えるよう命じられた。ここで、上記の複数のハディースの中で、人の眼差しによる妬みが原因で「邪視を受ける」という事態が現にあるということが述べられている、ということが明らかとなっただろう。

多くのウラマーは、確かに一部の人間は内面的特性（khawwāṣ ma‘nawiyyah）を持っていると述べている。この特性は感じ取れるほどの影響をもたらす。上述のハディースの中でその出来事が記されたアーミル・ビン・ラビーアーのように、もし人が妬みを感じたならば、たとえその性質の持ち主が非常に善人であったとしても、当然その者には影響を及ぼす悪しき性質があると言える。まさにこの悪しき性質によって自己は形成されており、そしてその者は何かに対面した時、あるいはそれと遭遇した時、あるいはそのことを考えた時に不安を感じるのである。まさにそうした時に、見たこと、考えたこと、あるいは語ったことに対してもがく力が生じ、標的となった者が人に憎まれていようが、愛されていようが、あるいは自己期待を抱いていようが、その影響によって妬まれた者を危険にさらすことになる。

要するに、人は憎いがゆえではなく、好意を持っているがゆえに嫉妬心を持ち易く、そして己の身の災いが増幅し、驚きの感情が不安に転じるのである。そしてこれこそが妬みの要因となるのだ。

以下のような事が伝えられている。スライマーン・ビン・アブド・アル=マーリク（カリフ・アブド・アル=マーリク・ビン・マルワーンの子供で、父に代わってウマイヤ朝のカリフとなる人物）はある日、鏡に写る自分の姿を見た。自分の姿を見て彼は驚き、口から独り言がこぼれた。「ムハンマドは預言者である……アブー・バクルはシッディークである……ウマルはアル=ファールークと称される……」。彼は独り言を続けた。「そして私はまだ若き王である。私はまだ若き王である……」。彼は繰り返しこうつぶやいた。彼は鏡に写った自分の姿に驚いて以来、自分自身の妬みによって病気にかかり、その後一ヶ月も経たぬうちに死んだ。これは邪視を受けるということが現にあることを描写する出来事であり、その他にもこれに匹敵する出来事が数多く社会の中で生じている。例えば、父母や嫉妬することはないと思われる人物であっても、一瞬視線を向けた、または言葉を発しただけで、その視線や言葉の標的となってしまった者がそれを受け止めることができないゆえに、その視線や口から発した言葉がわずかの間に標的となった者に凄まじい影響を及ぼすといったことである。視線あるいは言葉の標的となった者は、その状況が反転し、健康が病気になり、活発が衰弱になり、喜びが苦しみになる、などとなってしまう。

今度は邪視を受ける危険を防ぐにはどのような手

段があるか、ここで説明しよう。邪視を受ける危険を防ぐにあたって、一部のウラマーは次のように述べている。預言者ムハンマドはサハル・ビン・ハニーフが邪視を受けたことを知った時、サハルのために神の恩恵を祈るよう、アーミル・ビン・ラビーアーに命じた。次にアーミルはウドゥー［礼拝のための浄め］をするよう命じられ、そしてウドゥーで使った水の残りをサハルの身体にかけるよう命じられた。そこでサハルはアッラーの御許しにより病気から回復したのであった。この出来事から次のように結論付けることができる。妬む者からの嫉妬に対する薬は、妬まれた者のために入念に祈ることである。すなわちその者はウドゥーあるいは沐浴を行い、次にウドゥーあるいは沐浴で使った水の残りを、嫉妬する者自身にかけた水の残りが妬まれた者の身体を冷やし、それがその者にとっての解毒剤となるように願って、邪視を受けた者にかけることである。

この行為からキヤースして、邪視を受けた者の病気が治るように嫉妬する者の服を燃やして煙を焚き、それで邪視を受けた者の身体を温める者もいる。邪視を受ける危険を防ぐために読誦という形もある。一部のウラマーは、嫉妬する者は、妬まれる者を見る時に以下の文言を唱えなければならないと述べている。それは、「アッラーの御心のまま、アッラーの力以外の力はない」、あるいはコーラン「開扉」の章、あるいは「彼はアッラー、人間の主」、「人間の王」、「人間の神」、あるいはコーランの節、あるいはコーランの読み方を知らない場合はタスビーフ［アッラーの完全無欠な崇高さを讃え、「スブハーナッラー」（アッラーに讃えあれ）と唱える］、あるいは邪視を受けた者のために入念に祈りを捧げ、そのアッラーに対するズィクルという形の読誦によってその者が恩恵を授かり、そして妬みの感情を永遠に避けることを願うのである。

これに関連して、以下のような伝承がある。「まことに預言者はある時病気にかかった。そして天使ジブリールが『あなたは病気にかかったのですか』と尋ねられた。預言者は『はい』と答えた。そこで天使ジブリールは『アッラーの御名において、アッラーがあなたを全ての病気から癒し給いますように、そして嫉妬する者の嫉妬から、また全ての邪視からあなたを御守り給いますように、私はアッラーの御名において祈願します』と唱えて預言者に呪文をかけた。この読誦の恩恵によって、預言者は病気から回復した」。

そしてこのように、もし邪視を受ける、あるいは怖れを抱くいかなる危険からも身を守りたいならば、「生ける永遠なる御方アッラーの御名を唱えることで我が身が癒えますように、そして『至高偉大なるアッラーの力以外の力はない』と唱えることで病が癒えますように」と唱えることが望ましい。嫉妬する者の目の光線を消すために恩恵を願う読誦は他にもある。そしてもし何も読み方を知らなければ、天使ジブリールが預言者ムハンマドに行ったように、効果的な読誦で呪文をかけるために敬虔且つ品行方正な人に助けを頼むとよい。

アッラーが最も良く知り給う。

第189号［*Qalam* 1966.4: 28-29］

Q.596（189-01）

プルット・クニン［黄色に着色した糯米］やロースト・チキンを持参して聖者あるいは聖人の墓へ誓約を立てに行き、今降りかかっている災いが回避されるよう亡くなった聖者あるいは聖人に願うことは法的にどうなるのか知りたいです。

A.596

誓約は、それを立てた全ての者が履行すべき行いの一つである。しかし立てた誓約を、それを立てた人々は履行すべきなのだろうか。この誓約の意味に関する詳しい説明は『カラム』誌の第182号の中で、タイのアフマド・ビン・アブドゥル・ラーマン氏から寄せられた、教えに反する誓約についての質問に答える際に掲載した。その『カラム』誌の第182号の中の詳しい解説を見て頂きたい！我々マレー人社会にとって、誓約を立てることは軽視できない事柄である。なぜなら、それは慣習法とイスラム法に関係があるからだ。我が民族の社会において、それが進歩し文明化した生活を送る都市部の集団から成る社会であろうと、またとりわけ村落社会、そしてジャングルや山腹の外れにある僻遠の村落社会においてだろうと、誓約を立てることは日々の慣習となっていることは言うまでもない。よって、もし彼らが誓約として立てたその状況が、時折イスラム法の要求に反する、あるいは相対することがあったとしても、それは我々にとって驚きではない。上述のA.ラムリーが提示した質問と合致させるため、村落に住む人々および大都市に住む人々の何れもが普段行っている誓約の一例をみることにしよう。すなわち、各々の地元あるいは村落で有名な何某の聖人の墓地へ、あるいは何某の

聖者の墓地へ誓約を立てに行き、ある特別な儀式を行う。すなわち、プルット・クニンやロースト・チキンを供しながらルバイ［イスラム知識人］を連れて来て様々な祈祷を唱えるのである。その目的は新たに生まれた彼らの子供が長生きし、ずっと幸せな人生を送れるように、バルザフ［最後の審判の日まで魂がとどまる場所］の世界にいる聖人あるいは聖者の霊に対し恩恵を願い、助けを請うためである。上記の方法で誓約を立てることは、聖典コーランの中に記されたアッラーの啓示（「浪費者はシャイターンの兄弟である」）にある通り、その誓いを行う者はアッラーによって禁じられた浪費の谷へと落ちるだけではない。それどころか、彼らにとってさらに危険なのは、唯一無二のアッラーに対する信仰を崩壊させ、信心（信条）を損なうことになる。それは彼らを信仰原理のレールから脱線させることになり兼ねない。なぜなら何も手段を持たない何らかの創造物に助けを請い、また万物の創造者アッラー以外のものに祈願することは、神によって厳しく禁じられているからだ。それは次の神の啓示にある通りである。「アッラーを差し置いて、汝を益せずまた損ないもしないものに祈って（何らかの助けを請うて）はならない。もし汝がこれを行うならば、汝は自らを虐げる者の一員となる」。

もう一つ神の啓示を挙げる。「アッラー以外のものに祈る人々に益がもたらされることはない。それどころかそれは、手の指を広げて水に浸し、飲むためにそれを口に運んでも、水が口に入ることはないのと同じである」。

いかに神が優しく、そして厳しくアッラー以外のものに助けを請う下僕を皮肉られておられるか見るがいい。そうした人々は指を広げた手で水をすくい、そのすくった水を飲むことができないと神は喩えておられる。つまり、アッラー以外のものに祈願した事柄については、間違いなくそれらの願いが叶うことはない。よってアッラーは別の節の中で、ムスリムである全てのアッラーの下僕はアッラーに対して物事を祈願するよう奨励なさった。その啓示は次の通りである。「我の下僕たちが、我について汝（ムハンマドよ）に尋ねた時、まことに我は彼らの近くにいる。我は常に嘆願する者の祈りに答えてやる。直に我に嘆願させよ。願わくは彼らが導かれる人々の一員となるように」。もう一つアッラーの啓示を挙げる。「我に祈れ。きっと我は汝の嘆願に答えてやろう」。上の二つの節は、アッラーは常にアッラーを信じ従う下僕の傍におられ、アッラーは常にその下僕が請う全ての願いを聞き、いつでも、どこからでも、どの言語でも、応じ給うと述べている。なぜならアッラーは最も聞き給う、最も慈愛深き御方だからだ。

偉大なる預言者サイイーディナ・ムハンマドは最も崇高なる創造物であり、聖者や聖人の性質の中で最高位の高貴さを与えられた。すなわち、慎ましさ、敬虔さ、そして誠実さである。この高貴なる性質は全て彼の魂と肉体に集約されている。しかし彼は、後ろに続く信徒たちの中にいつの日か殿下の墓に参拝する者が出て、高貴なる殿下の霊廟が、無知で愚かな信徒たちが崇拝し参拝する偶像と化すのではないかと非常に恐れ、不安を抱いておられた。それゆえに、彼が亡くなりこの束の間の世を去る前に、あらかじめアッラーの御前で、いつの日か殿下の墓が訪れた信徒たちの崇拝する偶像と化すことがないよう嘆願した。使徒ムハンマドは次のように神に嘆願した。「アッラーよ、我が神よ！私の墓を、私の信徒たちが崇拝する偶像となさいませぬように。アッラーは自分たちの預言者らの墓を崇拝の場とする民に対し激しく怒り給う」。これが『*al-Muwaṭṭa'*』という書物の中に記されたマーリクが伝える使徒ムハンマドの嘆願である。

第190号［*Qalam* 1966.5: 7-9］

Q.597（190−01）

私は現在に至るまで、マクムム［イマームの先導に続いて礼拝を行う人］がイマームの後ろでコーラン「開扉」の章を読誦する問題について未だに困惑しています。それを義務だと言うウラマーもいれば、義務ではないと言うウラマーもいます。この問題について貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.597

イマームの後ろでマクムムが「開扉」の章を読誦する問題に関しては、ウラマーらの間で三つの見解がある。第一のグループの見解によれば、イマームが「開扉」の章を読誦する声が聞こえていようがいまいが、イマームの後ろでマクムムが「開扉」の章を読誦することは一切禁止されている。これはイマーム・ハナフィーの学派に従うイスラム教徒の見解である。

第二のグループの見解によれば、イマームの「開扉」の章の読誦がマクムムに聞こえていようがいまいが、マクムムがイマームの後ろで「開扉」の章を読誦することは義務である。これはイマーム・シャー

フィイーの見解である。

一方、第三のグループの見解によれば、マクムムは「開扉」の章を読誦する義務がある。これはそれを読誦するイマームの声が聞こえない場合であり、もしそれを読誦するイマームの声がマクムムに聞こえたならば、「開扉」の章を読誦する義務はない。これこそがイマーム・マーリク、アフマド・ビン・ハンバルなどといった大半のウラマーらの見解である。

今我々は、マクムムがイマームの後ろで「開扉」の章を読誦する事柄に関すうるウラマーらのいくつかの見解を知った。次に我々は、この問題に関するウラマーらの見解が相容れない理由を知る必要があるだろうか。もしこの問題をできる限り深く研究するならば、実のところ詳細な議論が必要である。しかしムハンマド・サイド氏が提示した質問に対する回答としては、それによって我々が指針とすべきはどの見解かをよく検討することができるように、我々はこの事柄に関してできる限り簡潔に述べる方がいいだろう。

第一のグループの論拠：第一のグループは、イマームが「開扉」の章を読誦する声が聞こえていようがいまいが、マクムムがイマームの後ろで「開扉」の章を読誦することは一切許されないとしている。彼らは次のような預言者ムハンマドのハディースを論拠としている。「イマームに続いて礼拝を行う者は誰であれ、イマームの読誦がその者の読誦となる」(アッ=ダーラクトニーの伝承によるハディース)。ハディース学におけるウラマーらの見解によると、上記のハディースは全くもって脆弱であり、それゆえに何らかの法的判断における論拠とすることはできない。

第二のグループの論拠：このグループは、「開扉」の章の読誦がマクムムに聞こえていようがいまいが、マクムムがイマームの後ろで「開扉」の章を読誦することは義務であるとしている。この見解の正当性の論拠として、彼らはいくつかの預言者ムハンマドのハディースを提示している。それらのハディースの中に、以下のようなアブー・ダウードの伝承によるハディースが一つある。「私が声高にコーランを読誦している時は、ウンム・クルアーン［コーランの母］(「開扉」の章）を除き、あなた方は何一つコーラン（の節）を読誦してはならない」(アブー・ダウードの伝承によるハディース)。上記のハディース以外にも、このハディースの意図及び趣旨に一致したものが他にもいくつか見つかっている。すなわち、イマームが声高に読誦している時に、マクムムはイマームの後ろで（「開扉」の章以外に）いかなるコーランの節も読誦してはならない、というものである。

第三のグループの論拠：第三のグループ、すなわちイマームの読誦している声が聞こえない場合、マクムムは「開扉」の章を読誦することが義務付けられているとするグループもまた、この問題に関する強い論拠を持っている。彼らの論拠の中で極めて強いものは、以下のコーランの一節である。「コーランが読誦されている時はそれを聴き、そして静粛にしなさい。願わくは御慈悲を受けるように」(「胸壁」の章第204節)[40]。

上記のコーランの節に基づいた論拠以外にも、彼らの見解を補強する証明として彼らが挙げる預言者ムハンマドのハディースが四つある。それは以下の通りである。「まことにイマームを立てるのは、後に続く（手本となる）ために過ぎない。彼がタクビール［「アッラーは偉大なり」という文句］を唱える時は、あなた方もそれに続いて共にタクビールを唱えなさい。そして彼が読誦する時、あなた方は静粛にしなさい」。アル=イマーム・マーリクの伝承によるハディースは次の通りである。「カリフであるウマルの子・アブドゥッラーは、「イマームの後ろで読誦すべきでしょうか」と人から尋ねられた時、「あなた方がイマームの後ろで礼拝する時、その者にとってイマームの読誦だけで十分である」と答えた」。ムスリムの伝承によるハディースは次の通りである。「ザイブ・ビン・サビットは語った。何か（礼拝）において、イマームと一緒に読誦することはあり得ない」。アル=バイハキの伝承によるハディースは次の通りである。「まことに、イブン・マスードにイマームの後ろで読誦することについて尋ねた者がいた。そこで彼は「コーランの読誦を聴くために静粛にしなさい。なぜなら礼拝には聴くという仕事があるからだ。そして読誦はイマームがあなたのために行う」と答えた」。これこそが第三のグループが提示している、コーランに基づいた一つの論拠とハディースに基づいた四つの論拠である。

三つのグループのどの見解に従うべきかを決めるのは、今や我々各々次第である。しかし上述の質問において、質問を寄せたあなたがこの件に関する私の

40)「クルアーンが読誦されている間は、汝ら、よく聴いて、おとなしくしておれよ。さすればきっと御慈悲をかけて戴けよう」(『コーラン(上)』p.235)。

見解を求めておられるので、どのグループに従うべきかについていかなる決定を出す前に、まずは共に三つのグループが挙げた全ての論拠と証明を調べることにしよう。その後になって初めて、どのグループの見解がより的確でより論拠が強いかを共に検討することができるのではないか。そしてその後になって初めて我々はどのグループに従うべきか決定を下すことができる。今我々が調べるべきことは第二と第三のグループについてだけである。なぜなら、第一のグループによって提示された論拠は既に否定されているからだ。その理由は、このグループによって根拠とされたハディースは、その伝承が脆弱だからである。

第二のグループは次のような趣旨のハディースをいくつか提示している。「マクムムはイマームの後ろで「開扉」の章を読誦しなければならない」。上述のハディースは全てのハディース学者によって承認されているわけではないが、その伝承を脆弱と見なす学者はいないようである。第三のグループに関して、彼らはコーランと、真正且つ伝承が明確で信憑性の高い預言者ムハンマドのハディースに基づいた根拠を提示している。彼らが根拠としているハディースの中には、アブドゥッラー・ビン・ウマル、ザイド・ビン・サビット、そしてイブン・マスードといった預言者ムハンマドの教友らの言葉によってその信憑性が高められたものがある。預言者の教友の言葉によって信憑性が高められた各ハディースは、その伝承がより明確で信憑性が高い。この第三のグループによって提示された根拠あるいは論拠は、コーランの節と、伝承及び典拠の信憑性が高い預言者のハディースに基づいたものであるゆえ、当然この第三のグループの見解の方が第二のグループに比べてより強く、より明確であると言えよう。

さて、何らかの決定を下す前に、我々が出す何らかの最終的な決定へと確信を深めるために、冷静に考えてこの事柄を検討してみよう。イマームが声高に「開扉」の章を読誦する時、同時にマクムムもイマームと共に「開扉」の章を読誦したならば、当然イマームの読誦は何も益をもたらさない。なぜなら、それを聞く者が誰もいないからだ。イマームが「開扉」の章を読誦する時、マクムムはただそのイマームの読誦を聞くだけでよい。その後にイマームがまた声高にコーランの一節を読誦し、その時マクムムが「開扉」の章を読誦したならば、当然イマームによる節の読誦もまた無益となる。なぜならイマームの節を聞くはずのマクムムが、「開扉」の章を読誦していて意識を集中させていないからだ。要するに、イマームが声高に「開扉」の章あるいは節を読誦する意義はその後ろにいるマクムムがその読誦を聞き、その内容を理解することである。

私の見解：よって上述の質問における私の見解であるが、私は第三のグループの見解に則って行うことに心が傾いている。これは彼らが提示する根拠、証明、そして論拠が非常に明確で、的確で、そして強いということを、私が見て、そして私が調べた結果出した見解である――アブー・アル＝モフタール。

第191号［*Qalam* 1966.6: 9-10］

Q.598（191–01）

ウラマーらにタクリードすることは許されますか。

A.598

上記の事柄について議論しやすいように、タクリードに関連する問題を論じる前にまずはイジュティハード、イッティバー、そしてタクリードの意味を知ることが望ましいだろう。同様にまず我々はムジュタヒド、ムタッビー、そしてムカッリドという言葉の意味も知る必要がある。

イジュティハードの元々の意味は、何らかの仕事を一生懸命行うということである。ウラマーらによって使われる意味あるいは用語としては、意味が難解なコーランの節や預言者ムハンマドのハディースの説明を一生懸命調べ、深く理解するということである。そしてそのイジュティハードによる理解によって、キヤースという方法で一つ一つ法的判断を出すことができるのだ。注意すべきは、キヤースを加えることが許される一つ一つの法は世俗の事柄に関してのみであり、イバーダートの事柄あるいはイバーダートの事柄と関連する一つ一つの法ではない、ということである。

キヤースという方法を以てコーランの節や預言者ムハンマドのハディースを理解しようと努力し、その理解から一つ一つ法的判断を出す人々は、ムジュタヒドと呼ばれる。ムジュタヒドの条件は、読み取るコーランの節や預言者ムハンマドのハディースの説明を理解するのに十分なだけのアラビア語を解し、そして法学と宗教の原理に関する深い知識を有していることである。

イジュティハードは世俗に関する一つ一つの法的

判断を下す上で極めて必要とされる。すなわち、例えば新たに何らかの出来事が生じ、コーランの節や預言者ムハンマドのハディースの中にその事柄に関する明確な説明が見出せなかったとする。その時はその新たに生じた事柄に関して、イスラムのウラマーらがイジュティハードを行い、コーランあるいはハディースの中に明文化されたイスラムの法規定から特定の理由をもってキヤースをする必要がある。例えば、ザカート・フィトラ［義務的な喜捨］は昔のイスラム法、あるいは使徒ムハンマドと教友らの時代におけるイスラム法では、アラブ諸国の住民たちが日常的に食す食べ物に応じて、小麦あるいはタマール（ナツメヤシの実）を供出すべきとされた。しかし我が国では小麦もなければナツメヤシの実もなく、あるのは単に籾や米といったものである。なぜなら、我が国の住民たちの日常食は米だからだ。よって我々が供出すべきザカート・フィトラは米、あるいは住民がサゴヤシを食べる一部の州ではサゴヤシである。したがって米、籾あるいはサゴヤシに対してキヤースが生じるのは、小麦とナツメヤシの実がアラブ諸国の住民の日常食となっているように、上述の物が我が国の住民の日常食となっているからである。ムジュタヒドとなる人々は正しくイスラム教のウラマーによって讃えられ、もしそのイジュティハードが正当で合法ならば、それによって彼は何倍もの報酬を与えられることになる。しかしそのイジュティハードが誤っていたとしても、報酬は一つだけ与えられる。

イッティバーの元々の意味は従うということで、ウラマーらによって使われる意味あるいは用語としては、いかなる命令、禁制、そしてアッラーの使徒とその教友らの行いにも従うということである。上記のように従う人々はムッタビーと呼ばれる。このムッタビーはタクリードをしないことから、時々ムジュタヒドと呼ばれることもある。ムッタビーは、アラビア語を解する必要はない。なぜならそれは、キヤースを以て何かの法を深く理解する、あるいは大衆にファトワを出すためではなく、自分自身が実践するための一般的な法を知るために必要なだけに過ぎないからだ。

イスラム信徒が宗教法における義務を果たす道はたった二つしかない。つまりイジュティハードを行う、あるいはイッティバーを行うことであり、他にはない。預言者ムハンマドの教友らの中にムジュタヒドはそれ程多くはいない。しかしムジュタヒドの他は、全員ムッタビーである。預言者の教友らの中でムカッリドは一人もいない。なぜなら、もし彼らが何かの法を知らなければ、まだ明確に理解していない事柄に関して預言者ムハンマドの見解はどうなのか、すぐに預言者ムハンマド本人、あるいは預言者の教友らに尋ねることができたからだ。ムッタビーである者は、二つの互いに矛盾する説明がなされた法を見つけた場合、その相反する二つの法のどちらの証拠と論拠が強いか詳細に調査し吟味しなければならない。例えば、イマームの後ろで「開扉」の章を読誦することは法的に義務であると述べるハディースがあると主張する者がおり、それに対して別の学識深い者がイマームの後ろで「開扉」の章を読誦することはマクムムにとって義務ではないと述べるハディースがあると主張した場合、その時ムッタビーである者はその二つのハディースのどちらが伝承者と伝承者経路の信憑性が高いかを調べなければならない。なぜなら、二つのどちらかは信憑性が低いはずだからだ。

タクリードの元々の意味は模倣するということである。宗教学の用語として使われている意味は、コーランあるいは預言者ムハンマドのハディースの中の説明がないまま、宗教法に関する人の言葉や行為に従うことである。そのような形で従う者はムカッリドと呼ばれる。タクリードはイスラムで禁じられている。それは以下の「夜の旅」の章第36節の中に記されたアッラーの啓示の通りである。「汝は自分の知らないものに従ってはならない」[41)]。アッラーの啓示をもう一つ挙げる。「汝らが知らないならば、賢き者に尋ねるがよい」。上記の節の中で示されているAhl al-Dhikri、あるいは賢き者とは、コーラン学者あるいはコーランの節の意味を理解している人々のことである。より正確な意味は、コーラン学者に彼らの考えではなく、コーランの内容について尋ねるがよい、ということである。このタクリードの問題に関して、人々がタクリードすることを禁じているのはアッラーだけでない。彼らがタクリードする場であるマズハブのイマームらも、人々が彼らにタクリードすることを厳しく禁じている。イマーム・ハナフィーは人々が彼にタクリードすることを激しく禁じており、アブー・ユスフという名の彼の教友も同様である。

41)「それから、自分に知識のないものを追い廻さぬよう」（『コーラン（中）』p.98）。

イマーム・マーリク及びイマーム・シャーフィイーも人々が彼らにタクリードすることを厳しく禁じている。とりわけイマーム・ハンバリーは次のように述べている。「私にタクリードしてはならない！またマーリクに、そしてシャーフィイーにもタクリードしてはならない。そうではなく、彼らが指針としているあなた方の宗教の教えを指針とせよ！」

この「千一問」のページで解説した証拠や説明から、宗教に関する広い知識でイジュティハードができるイスラム教徒の人々にとって、イジュティハードは義務であり、その他の人々にはイッティバーの義務があることが理解できるだろう。タクリードに関しては、アッラーによって、そして使徒ムハンマドによって禁じられており、また四人のイマームらによっても禁じられている。

この簡単な説明を以て、質問を寄せたあなたが満足できることを願う――アブー・アル＝モフタール。

第192号［*Qalam* 1966.7: 37-38］

Q.599（192-01）

どのような時に断食のフィドヤを払うことが許されますか。礼拝もフィドヤで埋め合わせすることは許されますか。

A.599

イスラム教徒の中で、イスラム法により断食のフィドヤを払うことが許されるのは誰かということをより明確に知るために、聖典コーラン、そしてまた預言者ムハンマドのハディースのページを紐解いてみよう。コーラン「牝牛」の章第184節の中で、神は次のように仰せになっている。「断食をすることができるがそれに耐え難い人々は、もし断食を行わないならば、フィドヤを払わねばならない。つまりそれは、断食を行わなかった日数分の食事を貧者に施すことである」[42)]。法学者のウラマーが定めたフィドヤの概算は、１マッド（１チュパック［米などを計る単位］）の米である。

アル=ブハーリーの伝承によるハディースの中で次のように伝えられている。「まことにイブン・アッバースはこう伝えている。節（「断食に耐え難い人々のフィドヤは、貧者へ食事を施すことである」）は、もはや断食が行うことができない、とても年老いた男性やとても年老いた女性のためのものである。よって彼らは一日一日の（行わなかった断食の）償いとして貧者に食事を施さねばならない」。

アブー・ダウードの伝承による別のハディースでは次のように伝えられている。「まことにイブン・アッバースはこう伝えている……そして妊娠している、または子供に授乳している女性は、両者が（危険を）怖れるならば、彼女たちは断食を行わなくてもよい。しかし両者は（貧者に）食事を施さねばならない」。

結論：我々が引用し得た先のコーランの節と二つの預言者ムハンマドのハディースの説明から、以下のように結論付けることができる。イスラム法で断食のフィドヤを払うことが許されるのは以下の人々である。①断食を行うことができるがそれに耐え難い者、例えば非常に年老いている男女。②妊娠あるいは子供に授乳している女性で、病気になるか、あるいは胎内にいる子供あるいは授乳している子供が危険な状態になることを彼女たちが怖れる場合。③常に病気で、その病気が治る見込みのない人々。④性質（習慣）上、断食をしただけで確実に病気にかかる人々。以上の四種類の人々が、イスラム法で断食を破ることが許され、代わりにフィドヤの支払いが義務付けられた人々である。

礼拝のフィドヤに関しては、それを許すコーランあるいは預言者ムハンマドのハディースの文言は見当たらない。またムジュタヒドであるイマームたちの書物の中にも見当たらない。なぜなら礼拝は、たとえ重い病気にかかっていたとしても、成人した全てのイスラム教徒が行うべき義務のイバーダートだからだ。また礼拝の履行に関する法にはいくつかの原則と一定の条件があるからだ。もし立って礼拝する力がなければ、座って、または横たわったまま、たとえ目の合図でそれを行おうとも礼拝を行うことが許される。例外は、月経中、産後の出血中、そして分娩中の女性、酔った人々や狂った人々である。よってこの礼拝のフィドヤの問題を詳細に論じることは無用である。

Q.600（192-02）

口から唾を吹きかけて服にアイロンをかけるという華人の洗濯の仕方を知ったうえで、華人の洗濯屋がアイロンをかけた服を礼拝に持ち込むことは許されますか。

A.600

たとえ異教徒が豚を食べていようと、その口や唾

42)「また断食をすることが出来るのに（しなかった）場合は、貧者に食物を施すことで償いをすること」（『コーラン（上）』p.44）。

液が不浄だとするコーランあるいはハディースの説明を我々は一つも見つけたことがない。したがって、華人の洗濯屋が唾液の霧吹きを使ってアイロンをかけた服は勿論不浄ではなく、礼拝に持ち込んでも許される。しかし、もしあなたがおかしい、あるいは嫌だと感じるならば、それはまた別の話である。

Q.601（192-03）

敬虔な姦通児は来世で幸福な暮らしを手に入れることはできますか。

A.601

コーラン「星」の章の中で、アッラーは次のように仰せになっている。「人は他人の罪を負うことはできない」[43]。姦通を行ったのはその両親であり、その姦通の罪はそれを行った本人が負う。姦通児はその両親が行った姦通の罪とは無関係である。よって全ての姦通児は、もしその子が一生敬虔な行いを積んだなら、勿論その子は来世において神から良き報いを与えられるだろう。

これと関連して、「イムラーン一家」の章第195節の中で、 アッラーは次のように仰せになっている。「まことに我は、男も女も、汝らの間で行動する者の行いを無視することはない」[44]。

第193号［*Qalam* 1966.8: 41-43］

Q.602（193-01）

アラック、トゥアック、またトディ［いずれもヤシ酒］といった酔いをもたらす飲み物を薬として飲む者は法的にどうなりますか。また酔いをもたらす飲み物を売る者は法的にどうなりますか。

A.602

全てのマズハブのウラマーは皆、治療を目的としようがしまいが、酔いをもたらす飲み物を飲むことは法的にハラムであることに合意している。コーランに基づいた証明であるが、以下の「食卓」の章第90節の中でアッラーははっきりと説明なさっている。「まことに酒と賭博、偶像と占いは卑しい行為である。よって汝らはこれを避けなさい。願わくは汝らが勝利を得るように」[45]。

ハディースに関する書物のページを紐解くと、たとえ治療のためだろうと酒を飲むことは法的にハラムであると強調する預言者のハディースがいくつか見つかるだろう。ムスリムとアフマドの伝承によるハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことにターリクは、預言者に自分で作った酒について尋ねた。そこで預言者は彼が酒を作ることを禁じた。するとターリクは『実のところ私は薬にするためにその酒を作りました』と言った。それに対し預言者は『その飲み物は薬とはならず、それどころか病気（にさせる）』と御答えになった」。

別のハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことにアッラーは病気と共に薬を下し給うた。そしてアッラーは全ての病気に対しその薬を創り給うた。そしてあなた方はハラムとされる物で治療を受けてはならない」（アブー・ダウードの伝承によるハディース）。

上記のコーランの節と二つのハディースから、ハラムとされる品々を使って治療を受けることはイスラム法で禁じられている、ということを理解することができるだろう。つまり酒、トゥアック、トディといったイスラム法によってハラムとされる物を薬とすることは禁止されている。もし我々がそれを禁じるアッラーの掟を注視したならば、物そのものが持つ本質ゆえに禁じられる物があるということを理解できるだろう。例えば、豚肉や屠殺されていないハラルとされる動物の死骸を食べることはハラムである、またアルコールといった酒類を飲むことはハラムである、などといったことである。よって豚肉、死骸、そして酒は特定の本質と呼ばれる。その本質ゆえに禁じられている全てのものは、治療が目的ではなくとも非常に必要とされている場合に、時として食べたり飲んだりすることが許される時がある。例えば、豚肉あるいは死骸を食すことはハラムとされている。しかしもしハラルとされる食べ物が他になく、身体に危険を及ぼすことになるならば、その時は危険な状態から身体を守るために、ハラムとされる豚肉と死骸が法的に許されることになる。酒類を使って治療を受けることも同様である。それは初めハラムとされるが、ハラルとされる物で作られた薬を手に入

43)「自分でも荷物を背負っている者が他人の荷物まで背負わされることはない、と」（『コーラン（下）』「星」第38節、p.156）。

44)「すると神は彼らにお答えになった、「汝らの中の働き者がなしとげたことをわしは決して無にしたりはしない。男も女も分けへだてはしない。もともと（男女）お互い同士じゃ」」（『コーラン（上）』p.105）。

45)「酒と賭矢と偶像神と占矢とはいずれも厭うべきこと、シャイターンの業。心して避けよ。さすれば汝ら運がよくなろう」（『コーラン（上）』p.163）。

れることができなかった場合、病人を危険から守るためにそれは法的に許される。これは次のようなイスラム法理論学の原理と一致している。「緊急時はあらゆるハラムのものが許される」。また以下の「家畜」の章第119節の中に記されたアッラーの啓示とも一致する。「まことにアッラーは汝らに禁じられたものを語られた（明示された）。但し、やむを得ず使うものは別である」[46]。

アッラーはさらに「牝牛」の章第173節の中で、上記の節の意図と同様の趣旨及び意図の啓示を下されている。「それが心の欲求に従って故意に行ったのではなく、また（必要とされる）限度を越えることがなければ、やむを得ず（禁じられたものを使う）者は誰であれ、罪を負うことはない」[47]。

結論として上記の二つの節は以下のことを説いている。もし人がイスラム法によって禁じられた何らかの物を使わざるを得ない場合、それが心の欲求に従ったのではなく、また必要限度を越えることがない限り、法が変わりハラムが許されるようになる。

酒類の販売に関する法であるが、ムスリムの伝承による次のようなハディースがある。「一人の男が使徒に一杯の酒を出した。そこで使徒はその男に『アッラーがこれを禁じ給うたことをあなたは知らないのか』とおっしゃった。その男は何も答えなかった。その後別の男がその男に囁いた。そこで使徒はその囁いた男に『あなたはその者に何を囁いたのか』と尋ねた。彼は『私は彼にその酒を売るように命じました』と答えた。そこで使徒は『まことに神は酒を飲むことを（我々に）禁じ給うた。またそれを売ることも（我々に）禁じ給うた』とおっしゃった」。

回答の結論：先ほど上で解説したいくつかのコーランの節とハディースから得た説明を以て、我々はソレフ・ビン・アフマド氏が提示した質問に回答する上での明確な結論を得た。それは次の通りである。①イスラム法で禁じられた物を使って治療を受けることはハラムである。但し、身体を危険な状態から守るために、ハラルとされる物をその場で入手することができない場合を除く。②酒類を売ることは確実に法的にハラムである。

46)「やむをえぬ特別の場合を除いて食ってならぬものについては、すでに詳しく説明して戴いてあるではないか」（『コーラン（上）』p.192）。

47)「自分から食い気を起したり、わざと（神命に）そむこうとの心からではなくて、やむなく（食べた）場合には、別に罪にはなりはせぬ」（『コーラン（上）』p.42）。

上述の質問を提示されたあなたが満足することを願う。ありがとうございました。

Q.603（193-02）

女性が墓参りすることは法的にどうなりますか。

A.603

男女にとって墓参りはスンナである。私が示すこの回答は、ムスリムとアル＝ブハーリーの伝承によるいくつかのハディースに依拠している。ムスリムの伝承によるハディースは次の通りである。「まことにサイイーダティナ・アーイシャはこう伝えている。私は墓参りの際に何を唱えるべきかを使徒に尋ねました。そこで使徒は『こう唱えよ。願わくは墓に眠るイスラム信徒たちに平穏が与えられますようにと』と御答えになりました」。ムスリムの伝承によるハディースをもう一つ挙げる。「まことに私は、以前あなた方が墓に参ることを禁じた。しかし今、アッラーはムハンマドに母親の墓に参ることを御許しになった。よって墓に参りなさい。墓参りによってあなた方は来世を思い起こすことになろう」。

アル=ブハーリーの伝承によるハディースだが、それは次の通りである。「預言者は、ある墓の隣で泣いている女性に御会いになった。そこで預言者は彼女に『アッラーを畏れ、耐え忍びなさい』とおっしゃった」。

我々が挙げたいくつかのハディースから、墓参りは男女にとって法的にスンナであることが分かるだろう。とはいうものの、真の宗教の法に反しないよう、我々は墓参りのマナーを守らねばならない。墓参りの真の目的は、墓に眠る魂がアッラーによって常に祝福されるよう、故人の魂の安泰を祈ることである。それは違反行為を行うために、墓に眠る故人に何かを請うあるいは何かの良きしるしを探すためではなく、また恩恵を得るためでもなく、墓の上に花をばら蒔き、安息香を焚くためでもない。

Q.604（193-03）

各五回の礼拝のタヒヤート［神への賛辞］において我々がいつも唱えるアーリ・イブラーヒーム、すなわちイブラーヒームの一族とは誰のことでしょうか。またそのイブラーヒームの一族に特別に与えられたアッラーの恩賞は何でしょうか。イブラーヒーム一族と預言者ムハンマドはどのような関係ですか。

A.604

毎回義務の礼拝を行う際に唱える最後のタヒヤー

トにおいて、我々は預言者ムハンマドとその一族に祈りを捧げるよう命じられている。同様に、預言者イブラーヒームとその一族に次のように祈るよう命じられている。「アッラーよ、神よ、預言者ムハンマドと預言者ムハンマドの一族を祝福し給え。預言者イブラーヒームと預言者イブラーヒームの一族に祝福し給うたように。そして預言者ムハンマドと預言者ムハンマドの一族に恩恵を与え給え。預言者イブラーヒームとこの世にいる預言者イブラーヒームの一族に恩恵を与え給うたように。まことにあなたこそ全ての賛美と栄光の主である」。

スルン氏による質問の根幹となっているのは、預言者イブラーヒームの一族とは誰のことか、ということだろう。コーランとイスラムの歴史から得た説明によると、預言者イブラーヒームの一家とは預言者ヤアクーブ、預言者イスマイール、預言者イスハークなどを祖とする預言者イブラーヒームの子孫、すなわち彼らの後に生まれた子孫のことである。

アッラーによって預言者イブラーヒームとその一族の皆々に下された恩賞あるいは祝福とは、イブラーヒームの子孫あるいはその一族の中に、アッラーが連続して幾人かの預言者を創り給い、そして多くの追従者を得たことである。他の預言者たちの子孫の一族にはそうした状況は見られない。一族の中に預言者となる子孫とその追従者が数多くいる一家を、常に神から祝福と恩恵が与えられる一族とまさに呼ぶことができるだろう。それこそがアッラーによってイブラーヒームとその一族に与えられた特別なことであり、我々が覚えておき、そして礼拝時毎に唱えるべきことである。しかしここでは、神が預言者イブラーヒームの一族に授け給うたように、神が預言者ムハンマドの一族にも、預言者ムハンマドの後に続く数多くの預言者たちを創り給うよう祈願するということを意味するわけではない。なぜなら、預言者ムハンマドはkhātim al-anbiyā'（最後の預言者）であり、預言者ムハンマドの後に遣わされる預言者は一人もいないからだ。我々が願うのはただ、預言者ムハンマドの一族とその信者たちもまた善き人々となり、彼ら自身とムハンマドの追従者の皆々を真っすぐな道へと導くことができるという希望とともに、神が預言者イブラーヒームとその一族に授けた給うた祝福と恩恵と同じだけ、アッラーが預言者ムハンマドとその一族及びその追従者にも祝福と恩恵を授け給うことである。

コーラン「信仰者」の章第46節の説明によると、「āli」という言葉は追従者を意味する。よってアーリ・ムハンマドあるいはアーリ・イブラーヒームは預言者ムハンマドの追従者、あるいは預言者イブラーヒームの追従者という意味を与えることもできる。もし上記の意味に準じるならば、我々は、アッラーが預言者イブラーヒームの追従者たちに授け給うたように、アッラーが預言者ムハンマドの追従者たちにも祝福と恩恵を授け給うようにと願うことを意味する。

預言者イブラーヒームと預言者ムハンマドの関係について、預言者ムハンマドの血統は預言者イブラーヒームの血統を祖とする。より詳しい説明についてはイスラムの歴史書を読んで頂きたい。この限られた『カラム』誌のコラムの中では、一つ一つの質問に対し十分に回答を述べることは無論できないのである。アブー・アル＝モフタール。

■第194号［*Qalam* 1966.9: 14-15］

Q.605（194－01）

イスラム教徒を不信仰者と呼ぶことは法的にどうなりますか。

A.605

ムスリムを不信仰者と非難することは些細なことではない。自分がムスリムであることを認めた全ての者を不信仰者と非難することは許されない。例外は、その者が公然とコーランとハディースの中に記されたイスラムの教えに従わず、預言者ムハンマドに従わず、また信仰する全てのイスラム教徒に求められた六信五行の一つにも従わない場合である。一つ一つの宗教の問題を誤って解釈するイスラム教徒を不信仰者と呼ぶことは許されない。なぜなら一つ一つの宗教法について見解を誤ることは、信仰する宗教の法に従わないことを意味するのではないからだ。全てのイスラム教徒は一つ一つの問題あるいは宗教法に関して対立する者を、たとえその生じた見解の対立が重大であったとしても、不信仰者と軽々しく口にすることは厳しく禁じられていることは重要である。一方ハディースの中に、預言者ムハンマドは73の部族のうち、単に過ちを犯したと見なされた72の部族を非難したことが記されている。とはいうものの、預言者ムハンマドによって過ちを犯したと見なされた72の部族は、依然として彼の信徒と認められた。預言者は彼らのことを不信仰者の一員と呼ぶことはなかったのである。これが預言者と教友た

ち、そして昔の時代のイマームたちの方針であった。ゆえに我々が間違いを犯したと見なす各々の者に関しては、単に間違いを犯した者と裁断するだけで十分である。それとて、その者が間違っていることを示す説明や強い根拠が存在する場合である。我々はあえてその者を不信仰者と裁断することを一切やってはならない。なぜなら、イスラム教徒を不信仰者と呼ぶことの罪は重大だからだ。それは以下の使徒ムハンマドの文言の通りである。「ある者が同胞を不信仰者であると言ったとすれば、その二人のうちどちらかは不信仰者である」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

別のハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「自分の同胞を『不信仰者よ』と呼んだならば、二人のうちどちらかは不信仰者としての非が返ってくる。もし同胞が本当に不信仰者であるとすれば、それを口にした者は正しいが、もしそうでなければ、不信仰者としての非はきっと己に返ってくるだろう」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

さらに別のハディースの中で、使徒ムハンマドは以下のようにおっしゃった。「そうではないにもかかわらず、人を不信仰者と呼ぶ、あるいは『アッラーの敵よ！』と呼ぶいかなる者も、その呼び名は己に返ってくる」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

上で解説したハディースの説明によると、ムスリムを不信仰者と呼ぶことは使徒ムハンマドによって厳しく禁じられている。なぜなら不信仰者と非難された者が、もしアッラーの御目から見て不信仰者でなければ、その不信仰者としての非は、不信仰者と呼ぶ者に返ってくるからだ。

Q.606（194–02）

1．安全祈願を唱えている時に両手を上げることは義務ですか、あるいはスンナですか。2．災難除けの祈祷を唱えている時に両手の平を裏返すことは義務ですか、あるいはスンナですか。

A.606

1．アナスは以下のように伝えている。「アナスはこう語った。アラブ人の村人がやって来て、そしてこう言った。『使徒よ！（雨が降らなかったがゆえに）家畜は滅ぼされ、家族は滅ぼされ、人間も滅ぼされた』。そこで使徒は両手を上げ（雨乞いの）祈祷を捧げた。そこにいた人々も、祈る使徒と共に両手を上げた。さらにアナスはこう語った。我々がモスクから出る前に、雨が降った」(アル=ブハーリーの伝承による真正ハディース)。

上記のハディースは、使徒ムハンマドが両手を上げて祈りを捧げたことを示している。それは雨乞い祈願の時だけでなく、使徒は普段の祈祷の時も両手を上げていた。その他のハディースの説明で我々が調べ得たのは、使徒は雨乞いの祈祷の際、普段の祈祷の時よりも少しだけ手を高くあげた、ということだけである。

2．災難除けの祈祷の際に両手の平を裏返すことに関しては、預言者ムハンマドのハディースによる説明は見当たらなかった。我々が見つけたのは、使徒ムハンマドがとある雨乞いの祈祷を唱える際に両手を裏返したと説明する一つのハディースだけである。そのハディースは次の通りである。「まことに預言者は、両手の裏側を天に掲げ、雨乞いの祈祷をなされた」。

イマーム・ナワウィーの言葉によると、大半のウラマーは災難除けの祈願をする者が両手の平を地面に伏せることはスンナであるとしている。祝福が与えられるよう祈願する者が両手の平を天に向かって仰向けにすることも同様で、大半のウラマーはそれをスンナだと述べている。

第195号［*Qalam* 1966.10: 31］

Q.607（195–01）

私には離婚した妻との間に約三歳の娘がいます。その子は現在、私の元妻の養育下にあります。私がその子を引き取ることは許されますか。

A.607

私があなたに示す下記の回答は、いくつかの預言者ムハンマドのハディースを指針としたイスラム法に基づくものである（州法に基づくものではない）。よって、もしあなたがこの件をあなたの住む州の裁判所に訴え、そして裁判所が下記に示す私の回答とは別の裁定を下したならば、明らかにその裁定はイスラム法に基づいたものではない。

その子の養育権については、ハディース関係の書物の中にこの問題について言及するハディースや伝承がいくつか見つかった。とりわけ私が下記に説明する四つのハディースの中で、その法について一つずつ明確に説明がなされている。一つ目のハディースは次の通りである。「アブド・アッラー・ビン・アムルーはこう伝えている。まことにある女性が『使徒

よ！ まことに私の子にとって、私のお腹が母胎となり、私の膝が寝床となり、私の乳が飲む場となっています。それなのにこの子の父親が、私の元からこの子を奪い取ろうとしています』と言った。そこで使徒は『あなたが再婚するまでは、あなたがその子を育てるのがふさわしい』とおっしゃった」(アブー・ダーウードとアル＝ハーキムの伝承による真正ハディース)。

二つ目のハディースは次の通りである。「アル＝バラーウ・ビン・アーズィブはこう伝えている。まことにアリー、ジャファル、そしてザイドは、ハムザの娘を（育てようと）競い合っていた。アリーは『その子は私の叔父の娘だから、より私の方にその子を育てる権利がある』と言った。またジャファルは『その子は私の叔父の娘であり、その子の（母方の）叔母は私の妻となった』と言った。一方ザイドは『その子は私の兄弟の娘（姪）である』と言った。そこで使徒は『（母方の）叔母は母親と同格である』とおっしゃりながら、その子は（母方の）叔母によって（養育されるべき）という裁定を下された」(アル＝ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。

三つ目のハディースは次の通りである。「アブー・フライラはこう伝えている。まことに預言者は、(既に善悪の区別がつく年頃の）子供に父親と母親のどちらかを選ばせるよう裁定を下された」(アフマドとアッ＝ティルミディの伝承によるハディース)。

四つ目のハディースは次の通りである。「アブド・アル＝ハミード・イブン・ジャファルはこう語っている。まことに、私の祖父はイスラム教に入信したが、その妻はイスラム教に入信する気がなかった。そこで祖父はまだ成人していない子供を連れて行った。そこで使徒は父親をそっちに座らせ、母親をこっちに座らせた。そして『我が神よ！この子のために道を示し給え』と祈りながら、使徒は子供に（両親のどちらかを）選ぶよう命じた。するとその子供は父親の元へ行った」(アフマドとアン＝ナサーイーの伝承によるハディース)。

一つ目のハディースの説明から我々は、母親が新しい夫と結婚するまでの間は、父親よりもより母親の方に（まだ善悪の区別がつく年頃でない）幼い子供を養育する権利があるという結論を得る。二つ目のハディースは、母方の親族には母親に取って代わる権利があるということを示している。すなわち、母親を喪った子供については母親の姉妹（母方の叔母）の方によりその子を育てる権利があり、父親あるいは他の後見人の方にあるのではない。

確かにここで、一つ目のハディースの説明によると、母親（あるいはその姉妹）の方により子供（あるいはその兄弟）を養育する権利があるのは、母親が再婚するまでの間であるにもかかわらず、なぜ二つ目のハディースの中で、ハムザの子供が夫を持つ母方の叔母（ジャファルの妻）に委ねられたという説明がなされているのかという疑問が生じる。この問いへの回答は次の通りである。習性上、男性は義理の子供をあまり好まない。その逆もまた然りで、女性もまた常に義理の子供を憎む。また時として夫は義理の子供の生活費を担うことを負担に感じることもある。こうした理由によりアッラーの使徒ムハンマドは、母親が新たな夫と結婚した時、離婚した夫の子供を養育する母親の権利を無効としたのである。しかしもし新しい夫が喜んで義理の子供を育て、その生活費を負担するならば、二つ目のハディースの説明に記された通り、この権利は確かに母親（あるいは母親の姉妹）の権利となる。

一方三つ目のハディースでは、既に大きくなった（善悪の区別がつく年頃の）子供は、たとえ成人していなくとも、母親と父親のどちらかを選ぶよう命じられたという説明がなされている。選ばれた者はそれぞれ、その子を育てる権利を持つ。つまりもしその子が父親を選べば、父親が養育権を持つことになる。逆にもしその子が母親を選べば、母親が養育権を持つことになる。
四つ目のハディースに関してだが、これは三つ目のハディースと同じ意味内容である。だが、すなわちこの四つ目のハディースは、その伝承が正当でないという理由からウラマーらによって否定されている、そしてまた、子供は非イスラム教徒の母親に委ねられる権利がない、ということだけは覚えておくべきだろう。委ねられれば、必ずやその子は後に母親が信仰する宗教に従うことになるだろう（上述のハディースの中で子供は母親ではなく、父親を選んだのであるが)。

我々が上で解説したいくつかのハディースから得た説明によれば、明らかにあなたの娘を育てるより強い権利があるのは母親の方である。これはイスラム法に則った判断である。例外は、あなたがあなたの元妻と、共に養育することを相互に同意する契約を結んでいる場合である。

第196号［*Qalam* 1966.11: 30-32］

Q.608（196−01）

一人の子供がこの世に生まれました。ウラマーを含む一部の人はその子供のためにアキーカ［子の誕生の際に行う新生児の剃髪と羊の供犠］を行います。このアキーカについて私はとても混乱しています。このアキーカは義務なのか、あるいはスンナなのでしょうか。使徒ムハンマドの時代に、彼は子供たちにアキーカを行ったのでしょうか。この件に関してご説明願います！

A.608

アキーカは法的にスンナである。その根拠は以下のような使徒ムハンマドの文言の通りである。「アムルー・ビン・アル=アースは伝えている。預言者はかつてこうおっしゃった。『子供にアキーカを行いたい者は誰でもそれを行えばよい！』」（アフマド、アブー・ダウード、アン=ナサーイー、そしてアッ=ティルミディの伝承による良好ハディース）。

このハディースを以て、預言者ムハンマドがそれを禁じることはなく、それどころか新たに生まれた子供にアキーカを行うことを望むイスラム教徒の誰に対してもそれを命じたことは明らかである。またこれを以て、使徒ムハンマド自身かつて新たに生まれた彼のご子息やご息女にアキーカを行ったことを示している。なぜなら、使徒ムハンマド自身がその信徒に命じた全ての勤めは、かつて彼自身によって行われたことを示すからだ。この説明は別のハディースによって補強されている。それは以下の使徒ムハンマドの文言の通りである。「アーイシャは伝えている。『アッラーの使徒はかつて七日目にサイイーディナ・ハサンとサイイーディナ・フサインのためにアキーカをなさいました』」（イブヌ・ヒッバーン、アル=ハーキム、そしてアル=バイハキーの伝承による真正ハディース）。

上記のハディースは、使徒ムハンマド自身かつてサイイーディナ・ハサンとサイイーディナ・フサインという二人のご子息のためにアキーカを行ったことを明らかにしているほか、スンナとするアキーカを行う時期は子供が生まれた日から七日目であるということも明らかにしている。

また別のハディースの中では、七日目の他に14日目、21日目にアキーカを行うことが許されると説明されている。それは以下の使徒ムハンマドの文言の通りである。「アブー・ブライダはこう伝えている。預言者はかつてこう申された。『アキーカのための屠殺を行うのは七日目、あるいは14日目、または21日目である』」（アル=バイハキーとアッ=タブラーニーの伝承によるハディース）。

しかしハディース（ハディース用語）学者は、上記のハディース（すなわち14日目と21日目にアキーカを行うことを許すハディース）は正当でないハディースだと考えている。なぜならそのハディースには、その伝承者経路の中に「イスマイル・ビン・ムスリム」とう名の人物がいるからだ。彼はアフマド、アブー・ズルア、アン=ナサーイーなどといったより高名なイマームたちによって脆弱な人物とされている。何らかのハディースが脆弱あるいは正当でない時、それは法的に規範としてはならない。よって決定的なカウルに従うと、スンナとされるアキーカを行う時期は子供が生まれた日から七日目のみである。

Q.609（196−02）

もしある人物がまだコーランを読了していない場合、その者が病人の傍で「ヤー・スィーン」の章といったコーランの節を読誦することは許されますか。一部のウラマーは、それは過ちであり罪を負うと言い、また一部のウラマーは過ちではないと言います。これらの見解のどちらが正しいのでしょうか。

A.609

ムスリムがコーランを読誦することが許される条件は、30部に渡る聖典コーランを全て読了したか否かにあるのではない。最も重要な条件はタジュウィード［コーランの読誦法］の原理に従ってその読誦が流暢且つ正しいことである。たとえ何度かコーランを読了していたとしても、もしその読誦がまだしどろもどろであり、長短が定まらず、イズハール［明示］やイドガーム［同化］を知らないとすれば、そうした間は聖なる節を正しく流暢に読誦するための規範としてタジュウィード学を学ぶ義務がある。なぜならコーランの中に、正しい読誦法に従ってコーランを美しく読誦するようイスラム教徒たちに命じる節が一つあるからだ。それは、「コーランを美しく読誦しなさい」というアッラーの啓示の通りである。

つまり、もしコーランを流暢且つ正しく読誦することができるならば、礼拝の後で、あるいは許される場所のいずれにおいても、たとえコーランの読誦学習を修了していなくとも、その者は病人の傍で30部に渡るコーランのいかなる節をも読誦することが許

される。その時その者はもはやタジュウィード学を学ぶ義務はない。なぜならその者の読誦はもはやタジュウィードを知る者の読誦と同等だからである。

この問題に関して以下のような使徒ムハンマドのハディースが一つある。「多くのコーラン読誦者は、コーランによって呪われている」。

このように、もしコーランを正しく且つ流暢に読めたとしたら、我々は神によって何倍もの報酬を与えられ、またもしコーランを正しく読まなければ、我々は罪を負うことになる。

Q.610（196-03）

スブーの礼拝［夜明けの礼拝］において、礼拝者がクヌートの祈願を読誦することは義務ですか、あるいはスンナでしょうか。『使徒のイバーダート』という本の説明によれば、使徒ムハンマドがクヌートの祈願を唱えたのは非常時のみであり、もし非常時でなければ彼はそれを唱えることはなく、スブーの礼拝における二回目のラカート［礼拝の動作単位］の時でもなかったとのことです。是非ご説明願います！

A.610

この極東の国々に住むムスリムの大部分が従うイマーム・シャーフィイーの学派によると、スブーの礼拝における第二のラカートの時にクヌートの祈願を唱えることは法的に「スンナ・アバード（sunat ab'ād）」［礼拝におけるスンナ］である。その法的判断はシャーフィイー派における法学教材の中に確かに記されており、当然どのイスラム国家においても宗教学校の全学年の生徒たちによって確かに学ばれている。しかしもし我々がイマーム・シャーフィイー派でない法学を学ぶとすれば、彼らの本の中にクヌートの祈願を唱えることは法的にスンナであるという見解は見当たらないだろう。イマーム・シャーフィイー派に従わないイスラム教徒たちがスブーの礼拝を行う時にクヌートの祈願を唱えた例は確かにない。但しアル=イマーム・マーリキーの学派に従う者は別である。彼らの見解では夜明け前の礼拝においてクヌートを唱えることは法的にムスタハッブ（望ましい）とされる。

『使徒のイバーダート』という本の中に、使徒ムハンマドはかつて非常事態の時だけクヌートの祈願を唱えられたという説明があったとのことだが、その説明は以下の使徒ムハンマドのハディースに依拠したものである。「アナスはこう伝えている。預言者はかつてコーランを読む人々が殺された時に一ヶ月の間クヌートの祈願をなさった。アナスはこう伝えている。彼らの死の際に嘆き悲しんだ時ほど、預言者がひどく嘆き悲しむのを私はかつて見たことがなかった」。

上記のハディースの説明を以て、以下のことが明らかとなっただろう。使徒ムハンマドが普段クヌートを唱えたのは単に非常時においてのみであり、いかなる時もではない。またクヌートは礼拝の最後のラカートにおいてのみ、さらにはスブーの礼拝の最後においてのみ読誦すべき、さらには五回の全礼拝の最後のラカートにおいて唱えるべきであると決められているわけではいない。さらに上述のハディースの他に、クヌートの祈願は非常時においてのみ唱えることを全体として示すいくつかのハディースが見つかっている。

使徒ムハンマドと教友たち、そしてタービイーン［教友の弟子］の時代におけるクヌートの祈願の恩恵は何らかの出来事と関係している。すなわち、神がイスラムの敵たちを破滅させ給うよう願う、あるいは神が戦場で戦っているイスラムの軍勢の勝利を与え給うよう願う、またはある教友を災いから救い給うよう願うといったことである。

イマーム・シャーフィイーの学派のグループが、スブーの礼拝における最後のラカートにクヌートの祈願を唱えることをスンナとする資料あるいは根拠は次の通りである。「アナスはこう伝えている。預言者はかつて一ヶ月間クヌートの祈願を唱えたが、その後クヌートを唱えることはなかった。スブーの礼拝に関しては、彼は亡くなるまで常にクヌートを祈願された」（ジャマート・アル=フッファーズの伝承によるハディース）。

第二のハディースは次の通りである。「イブン・シーリーンはこう伝えている。私はアナスに『アッラーの使徒はスブーの礼拝においてクヌートを唱えたことはありますか』と尋ねた。そこで彼は『はい、すなわち屈伸礼の後しばらくの間』と答えた」（アル=ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

上記二つのハディースは、アッラーの使徒はかつてスブーの礼拝においてクヌートの祈願を唱えたという根拠を示している。これらのハディースを根拠に、アル=イマーム・シャーフィイーとアル=イマーム・マーリキーは、スブーの礼拝における二番目のラカートでクヌートの祈願を唱えることを法的にスン

ナだと判断している。

バハロム・ビン・ジャファル氏の提示した質問に対し、私が回答できるのは以上である。この方が上述の回答に満足して頂けることを願う。

第197号［*Qalam* 1966.12: 34-35］

Q.611（197-01）

私の友人の一人が真の酒飲みになりました。常に酔っぱらい、そしていつも他人と喧嘩をしています。彼が酒飲みになって以来、それは約四年前から始まったのですが、彼は今日に至るまでもはや礼拝も断食も行っていません。しかしその間に彼はいつもイスラム教徒が食べる鶏肉を屠殺しています。その屠殺物は合法ですか、あるいはどうでしょうか。

A.611

ラウダー氏の質問に完璧且つ詳細に答える前に、まずはイスラム法に則った屠殺の諸条件について説明したい。①屠殺する者はイスラム教徒あるいは啓典の民（キリスト教徒とユダヤ教徒）であること。②鋭利な物で行うこと。③屠殺される動物の首の気道を切断すること。④屠殺する時にアッラーの御名を唱えること。

よってもしあなたの友人がたとえ博打好きや酒飲みであったとしても、イスラム教徒をまだ自認しているならば、残りの三つの条件、すなわち鋭利な物で屠殺すること、屠殺される動物の気道を切断すること、そしてその人物が屠殺する時にアッラーの御名を唱えることを、その人物が動物を屠殺する時に遂行する限り、その屠殺はイスラム法で合法と見なされる。

解説：啓典の民（キリスト教徒とユダヤ教徒）の屠殺物を食すことはハラルであることを示す根拠は、以下の「食卓」の章第５節の中のアッラーの啓示に基づいている。「啓典の民の食べ物（屠殺物）は汝らに許されており、汝らの食べ物（屠殺物）は彼らにも許されている」[48)]。

イスラム教が家畜を屠殺する各々の信者に鋭利な物を使うよう条件付けていることを示す根拠は、使徒ムハンマドが以下の文言で説明された通りである。「シャダード・イブヌ・アウスはこう伝えている。アッラーの使徒はかつてこうおっしゃった。『まことにアッラーは各々の仕事において善行をなす（思いやる）よう命じなさった。あなた方が殺す時は良き方法で殺しを行いなさい。またあなた方が屠殺する時は良き方法で屠殺を行いなさい。そしてあなた方のナイフを研ぎ、そしてあなた方が屠殺する動物に安楽を与えなさい！』」（アフマドとムスリム、そしてアン=ナサーイーとイブヌ・マージャの伝承による真正ハディース）。

屠殺する動物の首筋（気道）を切断せねばならないと説く根拠は、以下のような使徒ムハンマドの文言に依拠している。「イブヌ・アッバースとアブー・フライラはこう伝えている。アッラーの使徒は“Sharīṭah al-Shayṭān”、すなわち（ただ）皮を切断し、その首筋（気道あるいは頸静脈）を切断せずに屠殺された屠殺物を禁じられた」（アブー・ダウードの伝承によるハディース）。

屠殺する時はアッラーの御名を唱えねばならないと述べる根拠は、コーラン「家畜」の章第121節の中に記されている。それは以下のアッラーの啓示の通りである。「神の御名が唱えられなかった（屠殺物を）食べてはならない。なぜなら（そのような方法で屠殺されたものは）まことにjāhah（汚れている）からだ」[49)]。

上述の節の文字通りの意味から、アッラーの御名が唱えられなかった屠殺物は法的に汚れているとアッラーが説明なさったことが明らかとなった。それは不浄あるいは死骸を意味し、死骸を食すことはハラムである。しかしタフシール学者のあるグループはその節の意味を文字通りに解釈することはできないとし、その真の意味はアッラーの御ために屠殺されたのでない屠殺物を我々イスラム教徒が食べることは禁じられたと考えている。なぜなら、アラビア語には「何某がアッラーの御名の下に行う（善行をなす）ということは、すなわちアッラーの御ために行うという意味である」という意味の文言があるからだ。

この第二のグループの見解は、以下の使徒ムハンマドのいくつかのハディースによって援護されている。

1．「アブー・フライラはこう伝えている。ある男が預言者のもとにやって来て、そして『アッラーの使徒よ！屠殺をしたが（屠殺する時に）アッラーの御名を唱え忘れた男についてあなたはどう思われますか』と言った。そこで預言者は『アッラーの御名は各々の

48)「聖典を戴いた人たちの食物は汝らにも許されており、汝らの食物も彼らに許されておる」（『コーラン（上）』p.145）。

49)「アッラーの御名を唱えてない食物を食べてはならぬぞ。これは（アッラーの）御心に悖る行為」（『コーラン（上）』p.193）。後半にあたる記述はない。

イスラム教徒のなかにある』と申された」(アル＝バイハキーの伝承によるハディース)。

2．「イブヌ・アッバースは伝えている。預言者はかつてこう申された。『イスラム教徒は自身の名を以て十分である。よって屠殺する際にアッラーの御名を唱え忘れた時、(後で) それを唱えなさい。その後で食べるがよい！』」(アッ=ダールカトニの伝承によるハディース)。

3．アッ=サルトはこう伝えている。預言者はかつてこうおっしゃった。『アッラーの御名を唱えようが唱えまいが、イスラム教徒の屠殺物はハラルである』。

上記三つのハディースを以て以下の結論に至ることができるだろう。大半の法学者らは、アッラーの御名を唱える法は屠殺物がハラルとなる条件にはならず、その御名を唱える法は単にスンナに過ぎないと考えている。法学者らが指針とするこれらのハディースからの根拠は、教友らのグループの一員であるアリー・イブヌ・アビー・ターリム、イマーム・ヌハイー、イマーム・ハミード・ビン・スライマーン、アブー・ハニーファ、アフマド、イシャーク、シャーフィイー、イブヌ・アル=ムンズィル、そして大半の法学者たちによる諸学派の法的判断となっている。

我々としては、アッラーの御名が唱えられなかった時、イスラム教徒あるいは啓典の民によって屠殺された屠殺物をイスラム教徒が食すことは依然として法的にハラムであるという意見をとり続ける。この我々の見解は「家畜」の章第121節の中の以下のようなアッラーの啓示を規範としている。「神の御名が唱えられなかった (屠殺物を) 食べてはならない。なぜなら (そのような方法で屠殺されたものは) まことにjāhah(汚れている) からだ」[50]。

さらに「家畜」の章第118節の中のアッラーの啓示は以下の通りである。「もし汝らが本当に信仰している (節を信じている) ならば、神の御名が唱えられたもの (屠殺物) を食べよ」[51]。上記の節は、その者が神の節を信仰することを示すしるしの一端として、アッラーの御名が唱えられなかった屠殺動物を食べることを好まない、ということを明確に説いている。

上記二つの節以外にも、アッラーの御名を唱えずに屠殺された動物はハラムであるという根拠を示すハディースがさらにいくつかある。その中に以下の使徒ムハンマドの文言がある。「アブドゥッラー・イブヌ・ウマルはこう伝えている。『また私はアッラーの御名が唱えられなかった (屠殺物を) 食べない』」。

上述の問題に関するハディースは他にも数多くある。もしそれを一つ一つ記述するとすれば、より長いコラムを要するだろう。

50) 前出の注49と同じ。

51)「アッラーの御名を唱えて (浄めた食物は) 遠慮なく食うがよい、もし汝らが本当に神兆を信じておるならば」(『コーラン (上)』p.192)。